

10月8日(火)

出席委員

委員長 大倉 たかひろ 君
副委員長 芹澤 裕次郎 君
同 つる 伸一郎 君
委員おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西村 直子 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 松澤 和昌 君
同 のだて 稔史 君
同 筒井 ようすけ 君
同 新妻 さえ子 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 湯澤 一貴 君
同 横山 由香理 君
同 高橋 伸明 君
同 石田 ちひろ 君

委員 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君
同 須貝 行宏 君
同 あくつ 広王 君
同 鈴木 博 君
同 木村 けんご 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 本多 健信 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区長 濱野 健君	都市環境部木密整備推進課長 高梨 智之君
副区長 桑村 正敏君	都市環境部都市開発課長 稻田 貴稔君
副区長 和氣 正典君	都市環境部まちづくり立体化担当課長 東野 俊幸君
企画部長 堀越 明君	都市環境部建築課長 長尾 樹偉君
参事 企画部企画調整課長事務取扱 柏原 敦君	都市環境部環境課長 小林 剛君
企画部財政課長 品川 義輝君	品川区清掃事務所長 工藤 俊一君
総務部長 榎本 圭介君	防災まちづくり部長 藤田 修一君
総務部総務課長 立川 正君	災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務） 曾田 健史君
総務部経理課長 立木 征泰君	防災まちづくり部土木管理課長 今井 裕美君
文化スポーツ振興部文化観光課長 古巻 祐介君	防災まちづくり部交通安全担当課長 古郡 茂忠君
文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック準備課長 辻 亜紀君	防災まちづくり部道路課長 (用地担当課長兼務) 多並 知広君
都市環境部長 中村 敏明君	防災まちづくり部公園課長 溝口 雅之君
都市環境部都市計画課長 鈴木 和彦君	防災まちづくり部河川下水道課長 松本 昇君
都市環境部住宅課長 森 一生君	防災まちづくり部防災課長 中島 秀介君

防災まちづくり部災害対策担当課長
大森 誠君

会計管理者
齋藤信彦君

教育育長
中島 豊君

教育委員会事務局教育次長
本城善之君

教育委員会事務局庶務課長
有馬 勝君

教育委員会事務局学校施設担当課長
若生純一君

区議会事務局長
米田 博君

○午前10時00分開会

○大倉委員長　　ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

それでは、平成30年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第6款土木費および災害復旧特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○斎藤会計管理者　　それでは、第6款土木費のご説明を申し上げます。決算書、294ページ中ほどをお願いいたします。

第6款土木費は、左から2列目、「計」に並んで、予算現額261億4,197万3,241円、支出済額は246億7,164万9,643円で、執行率は94.4%、支出済額の対前年度比は90億5,789万4,734円、26.9%の減であります。減の主なものは、大崎駅周辺地区再開発事業、目黒駅前地区再開発事業に係る支出であります。

1項土木管理費の支出済額は9億4,665万1,124円で、執行率は97.3%であります。1目土木管理費では、交通安全の啓発、駅周辺等放置自転車対策、シェアサイクル事業などを行いました。

298ページにまいりまして、2項道路橋梁費の支出済額は48億8,113万5,805円で、執行率は95.5%であります。水辺千本桜計画、八潮団地内区道歩道拡幅整備、オリンピック・パラリンピック施設周辺等無電柱化事業、補助163号線など都市計画道路整備のほか、橋梁長寿命化工事などを行いました。

304ページ、下の行にまいりまして、3項河川費の支出済額は15億1,563万7,688円で、執行率は93.0%であります。五反田水辺が結ぶプロジェクト、ヒカリの水辺プロジェクトや、第二戸越幹線整備工事などを行いました。

恐れ入ります。310ページをお願いいたします。4項都市計画費の支出済額は143億5,603万4,918円で、執行率は97.8%であります。

1目都市計画費では、景観まちづくり推進事業や東急大井町線旗の台駅可動式ホーム柵整備の助成などをを行いました。

312ページになりました、2目木密整備推進費では、不燃化10年プロジェクトや中延二丁目旧同潤会地区の防災街区整備事業などを行いました。

314ページにまいりまして、3目都市開発費では、大井町駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区などの再開発事業への補助や、連続立体交差化事業などを行いました。

316ページ、下の行にござります、4目公園管理費では、公園・児童遊園の維持管理のほか、しながわ区民公園・天王洲公園の改修工事、しながわ水族館の運営や、公衆便所の整備などを行いました。

322ページ、下の行、第5項建築費の支出済額は11億7,695万8,820円で、執行率は64.9%であります。住宅・建築物耐震化支援事業や建築確認事務などを行いました。

326ページにまいりまして、6項住宅費の支出済額は7億1,564万3,943円で、執行率は93.4%であります。住宅改善資金の融資あつ旋・助成、空き家等対策、区営住宅・区民住宅の維持管理などを行いました。

続きまして、330ページ中ほど、7項防災費の支出済額は10億7,958万7,345円で、執行率は92.7%であります。感震ブレーカー普及、しながわ防災学校・防災ハンドブックによる防災普及教育や、帰宅困難者・集中豪雨対策などを行いました。

土木費の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、476ページをお願いいたします。災害復旧特別会計のご説明を申し上げます。

歳入第1款繰入金、第1項基金繰入金に収入済額はございません。

次のページにまいりまして、歳出第1款災害復旧費、第1項災害復旧費にも支出済額はございません。

○大倉委員長 以上で、本日の審査項目全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。松澤和昌委員。

○松澤委員 本日も1日よろしくお願いいたします。

私からは、303ページ、無電柱化基本方針策定委託、333ページ、消防団運営費、337ページ、避難所管理費について、順不同に質問させていただきます。

まずは避難所管理費から。避難所のあり方、プライバシー問題、ペット問題についてお伺いいたします。内閣府によりますと、大震災の1週間後には38万人以上の方が避難所生活を送り、熊本地震でも最大18万人以上の方が避難所生活を行い、車中泊も多かったとあります。復興庁によりますと、大震災の約1年後の関連死の方を分析した結果、避難所生活での精神的・肉体的疲労が51%と半分を超えていました。そこでお聞きいたします。まずは、避難所に対する品川区のご見解をお聞かせください。

○中島防災課長 避難所に関するお尋ねでございます。避難所に関しまして、今、災害関連死の例もございましたが、区としましては、やはりまず直接的な生命を守るというところも、十分、重要視して取り組んでおります。そのうち、避難をされた方につきましては、やはり避難所で震災からの、復興・復旧の過程も含めまして、きちんと避難生活が過ごせるように、避難所の環境について改善をしているところでございます。備蓄やトイレなど、もちろん総合的に取り組んでいるところでございます。

○松澤委員 備蓄という観点、承知しました。そこで、学校施設、体育館、小学校などになると思うのですけれども、避難所は学校施設で、教育委員会の管理施設かと思いますが、教育関連の事業が優先となるために、災害対策関連の事業が進まないなどの記載も見つけました。品川区ではどのようになっているでしょうか。

○中島防災課長 区といたしましては、避難所というものには、やはり一定の建物の広さや屋外の広さを有しているというところで、学校を中心的な避難所の整備を進めてまいりました。現状でも、それがやはり一番効果的かと考えて、学校避難所を中心に進めているところでございます。なので、そういう意味で、学校の活用について、より一層進めてまいりたいとは思っております。

○松澤委員 ということは、別に、教育委員会の管理施設だから災害対策が進まないといったことはないということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

東京都もそうですけれども、品川区には避難所運営マニュアルがありますけれども、どのような内容で、進み具合といいますか、そういうものはいかがなものなのでしょうか。

○中島防災課長 避難所運営マニュアルにつきましては、地域の方々が自主的に避難所運営をしていただぐのに資するようなものとなっております。これまで自主性ということで、避難所によってレベル感にもさまざま差がありました。昨年度、それを一定程度高めるような支援を行いまして、現状、ペットや女性への配慮など、さまざま課題はありました。そのようなところについてレベルアップを図っているところでございます。今後もそのような取り組みは進めてまいりたいと思っております。

○松澤委員 そうしますと、避難所運営マニュアルというのは統一ではなく、やはり地区ごとにマニュアルというものを考えられているといったものなのでしょうか。

○中島防災課長　　避難所運営マニュアルは、区民避難所の設備の状況や収容人数等にもよりますが、やはり地域によって多少は差があるのでございます。それが統一的になるように共通化を図ったものを、標準マニュアルとして示させていただいているところでございます。

○松澤委員　　内閣府の避難所に関する調査報告書を拝見しました。避難所の運営で重要なのが共助になります。運営は、被災者である私たちが自分たちで管理します。要は自分たちで守らなければならぬ。現状、地域の意識は低く、相互理解が得られていないように思いますが、品川区との連携ということも含めて、お考えがありましたら教えてください。

○中島防災課長　　避難所につきましては、やはり地域の方々が共助の中で、あるいはその前段の家庭での備え、自助という観点も含めまして、自助・共助をベースとして考えております。そういう意味で、やはり訓練、区内一斉防災訓練でありますとか避難所訓練、そういう機会を捉えまして、相互理解が深まるような訓練を通じて、相互理解を深めるようなところを、区としても支援してまいりたいと思っております。

○松澤委員　　私も先日、荏原第五地区の総合防災訓練に参加させていただきました。そういった総合防災訓練は、荏原第五地区ですと、J T の社宅跡地ですか、しながわ中央公園となりましたけれども、そういうものを、一気にやるのは難しいと思いますが、個々の避難所で、そういった大規模な訓練というものを、区と連携してやるということは可能なのでしょうか。

○中島防災課長　　1カ所で大規模というのはあれですが、やはり時期を統一してやるのが本当の訓練に近いということで、時期を合わせた区内一斉防災訓練というものをやっているところでございます。なので、周辺地域との関係などというところも、そういうところで生まれると思いますので、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

○松澤委員　　次にペット対策です。避難所に入れず、車内での生活の結果、エコノミー症候群にかかる方も大変多いとお聞きします。昨年度の議事録の中で、品川区では環境省のガイドラインに沿って同行避難するとあります。まだまだ同行避難できる避難所は少数であります。ペット対策についてのお考えが1点。

あと、トイレ問題です。これが非常に深刻とお聞きしております。仮設トイレがすぐに設置されない。早くても3日以内の設置が34%ぐらいと出ておりました。多くが1週間以上かかってしまう。水分を控える。脱水になり、エコノミー症候群を発症するというリスクが危惧されております。品川区では、災害時に仮設トイレの設置などは、どういったマニュアルになっているのでしょうか。

○中島防災課長　　まずペット対策の考え方でございます。かねてから、ペットについては避難所連絡会議等で議論はしてきたところでございます。さまざま課題は残っているところでございますが、基本的に今、ペットの同行ということを避難所マニュアルの標準版にも書かせていただいておりますし、しながわ防災学校などで、ペットの避難についての研修も行っております。そのような形で、区としましても、ペットの同行について啓発を行っておりまして、少しづつではありますが、同行訓練も行ってみようかという避難所も出てきておりますので、そういう流れで進めてまいりたいと思っております。

また、仮設トイレについてですが、組み立て式のトイレは、避難所運営訓練等で、地域の方々にも実際、訓練をしていただいているところでございます。そのほか、そもそも今までのトイレが使えば一番いいので、下水道の耐震化というのも、これまで都と連携しまして進めており、また、仮設の便袋みたいなものも、1避難所5,000枚ぐらい設けておりますので、さまざまな観点からトイレ対策は進めているところでございます。

○松澤委員 避難所にソーラー電灯を設置する。畳屋と協力・提携して、災害時に避難所に畳を届ける。これは5日で5,000枚の約束ということでした。またNPOとの連携による紙の簡易間仕切りシステムの活用。これは一度、品川区で拝見させていただきました。このようなよい事例がある中、品川区では、このような取り組みと連携するというお考えはありますでしょうか。

○中島防災課長 委員からご紹介がございました畳あるいは紙の簡易間仕切りシステムについてですが、品川区でも協定は締結しているところでございます。本来であれば、区でも備蓄ができればいいとは思いますが、食糧などの関係で、備蓄スペースが今でもなかなか難しい、不足しているような状況でございまして、今、やむを得ず協定という形でやらせていただいております。畳や間仕切り、段ボールベッドみたいなものは協定先から送られるような形で、きちんと対応していくような形で、協定を締結してございます。

○松澤委員 先日のお話でも、戸越公園に環境館なるものが建つというお話がありました。そういう施設にも避難ができるよう望みまして、この質問を終わらせていただきます。

次に消防団運営費です。消防団のOB会を通称、団友会と申します。昨年度の課長の答弁の中に、年末警戒、町会・自治会の訓練、各中学校のポンプ指導などの発言がありました。私の知る範囲では、あまり参加がないように感じますが、団友会へのお願いといったものは品川区からの要請でやるのか、それとも東京都からの要請なのでしょうか。

○大森災害対策担当課長 団友会の活動についてのご質問でございます。団友会につきましては、品川、大井、荏原と、消防団OBを中心として3団体が結成されており、主に総合防災訓練ですとか水防訓練、団操法大会の指導などで、現職の消防団員指導の活動に当たっていただいていると。区といたしましても、このように認識しているところでございます。

○松澤委員 消防団の活動の場が、現在、非常に増えております。平日に呼ばれることも大変多く、消防団の中には会社員の方が大変多いので、なかなか平日に集まることが不可能に近いことがあります。団友会の方をしっかりと防災対策の一組織と考えていただき、地域の防災リーダーとして確立していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大森災害対策担当課長 先ほどのご質問について1点だけ補足させていただきたいと思います。団友会の活動につきましては、現職の消防団の要請に基づいて消防団の活動を支援していると理解しております、そういう意味では、委員のご質問がありました、東京都あるいは区のどちらからというところにつきましては、東京都という位置づけになるのかと考えているところでございます。

地域で位置づけに関するご提案でございますけれども、まさに消防団につきましては、現在、品川区消防団運営委員会で、消防団の定年延長の問題や、消防団OBを機能別の分団というような形に位置づけまして活用するといった視点で、議論を重ねているところでございます。区といたしましては、そういった議論の結果等を踏まえまして、消防署と連携しながら考えてまいりたいと考えております。

○松澤委員 次の質問になります。無電柱化基本方針についてです。今、少しずつ改善しつつある無電柱化は、ロンドン、パリなどは既に100%ということになっております。東京23区では8%なので。日本の無電柱化率が低いことがわかります。大きな災害が起こる昨今、災害を大きくしないまちづくりが急がれております。そこでお聞きいたします。品川区における無電柱化の計画は、現在はどのように進んでいるでしょうか。

○多並道路課長 無電柱化推進計画につきましては、現在、これから10年間に整備する無電柱化の計画について検討しているところでございます。この計画につきましては、防災性、景観、交通安全な

どを基本方針として、優先すべき路線というものを選定して計画を立てるというもので、今後につきましては、1月には素案をつくる、その後、速やかに計画をまとめるということで、より無電柱化を推進するための計画を策定していきたいと、進めているところでございます。

○大倉委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、297ページ、駅周辺等放置自転車対策事業、シェアサイクル事業、それから301ページ、災害時消えない街路灯設置についてお尋ねさせていただきます。

まず、駅周辺等放置自転車対策事業についてであります。人口が右肩上がりで増加し続ける中、駅周辺においては、駐輪場を増設できるような土地がなかなかない品川区では、放置自転車問題が大変大きな課題であると思います。近年では、チャイルドシートが装着されているタイプの自転車のほとんどが電動アシスト付自転車で、かなりの大きさと重量であるため、上下交互にとめるタイプの駐輪場では、上段があいていても、重くて自転車がとめられないといった声も聞きます。そこで、まずこの事業についての事業内容と実績を教えてください。

○古郡交通安全担当課長 駅周辺等放置自転車対策事業の内容ですが、まず放置防止の啓発ということで委託をしております。これについては、自転車への警告札の取りつけや、あとは放置者への声かけということで、警備員に委託して実施しているものでございます。あともう一つが、放置自転車指導啓発委託ということで、シルバー人材センターに委託しております、これについては札づけと、あと放置台数の確認といったものもやっているところでございます。あと撤去返還費でございますが、こちらについては、撤去管理返還業務と保管費用徴収委託ということで、放置自転車の撤去・移送・保管・返還業務、そして保管料の徴収等を行っているものでございます。

○湯澤委員 そもそも自転車に乗っている人は、自転車を、車両ではなく、速く移動のできる歩行の延長と捉えている人も多いようあります、買い物に出かけたり食事に出かけたりする場合、目的の店の近くに駐輪場があったとしても、店の前にとめてしまう人が大多数ではないかと思います。これは、自転車を運転している人に、自転車を放置しているという感覚がなく、用事が済むまで駐車しているといった感覚だからであると思います。また、少しの時間なら大丈夫とか、みんながとめているところは大丈夫といった心理も、自転車を路上にとめてしまうきっかけになっているのではないかと思います。

成果報告書を見ますと、この3年間の各駅周辺の1日当たりの放置自転車台数の実績は1日1,180台前後となっておりますが、令和元年度の目標値も1,160台となっております。これは、駅周辺の駐輪場が満車になってしまうため、放置自転車とならざるを得ない数字だということでしょうか。そちらにつきましても教えていただければと思います。

○古郡交通安全担当課長 駐輪場の利用率については、全体では70%前後ということですので、駐輪場にとめるのではなく、やはり駅に近くで自分がとめたいということで、自分の意思でとめている方が多いのかと認識しているところでございます。

○湯澤委員 ちなみに、満車になってしまっている駅と、すかすかの駅というのはあるのでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 利用状況につきましては、非常に高いのが、大崎駅や五反田駅、大井町駅というところでございます。少ないところは、下神明駅とかでございます。

○湯澤委員 今後、この問題を本気で解決するためには、そういった利用者が多いたりの駅に関しては、駐輪場の増設や監視員の増員、そして撤去回数の増加などが必要であるかと思います。成果報告書の今後の課題に、引続き鉄道事業者等への働きかけを行う必要があると記載されておりますが、これまで働きかけてきた結果、同じなのであれば、駅周辺で空きスペースのある企業などにお願いしたり、また現

在ある駐輪場におきましては2階部分を増設したりするのはいかがかと思います。

また、駐輪場に空きスペースがあるにもかかわらず利用されない方に関しましては、撤去後の返却にも大分お金がかかるようありますので、シルバーセンターの方、また監視員の増員などをして、とめさせない環境をつくることが大切であると思います。また、場合によっては撤去回数を増やすことも必要かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○古郡交通安全担当課長　放置に関しましては、指導員を増員というか、回数を増やしたり、あとは放置自転車が多いところに指導員を向けるとか、そういった形でございます。駐輪場の増設に関しましては、なかなか適地がないということで難しいところでございます。しかしながら、チャイルドシートですか、そういうものの対応をしておりますので、利用者が利用しやすい環境というのを、引き続き整備してまいりたいと考えております。

撤去回数については、今、委託しておりますが、トラックの台数が今現在2台なのですけれども、それを3台にするとか、そういう考え方もございますので、そういう形でしっかりと撤去対策を引き続きやっていきたいと思います。

○湯澤委員　それでは次の質問に移らせていただきます。シェアサイクル事業についてです。こちらは既に別の款でほかの委員が質問される部分もあったかと思いますが、改めて事業内容と利用実績を教えてください。また、シェアサイクルが放置自転車の解消につながるかどうかも、あわせてご見解をお聞かせください。

○今井土木管理課長　シェアサイクル事業につきましては、平成29年から、東京オリンピック・パラリンピックを見込みまして、観光などの視点から始めたものでございます。現在は、区内で65ポート、自転車のラック台数は585台ということになっておりますが、10区で連携しておりますので、10区全体では台数が全部で7,000台以上という形で、充実してきているところでございます。

放置自転車の解消につながるか、またそういう観点がというところでございますが、始めたころは、やはり環境負荷ですか観光ですかに目標を置いておりまして、なかなか放置自転車には、今は効果があらわれていないのかとは思っております。ただ、現在、駅周辺の、大井町、大崎、それから天王洲周辺の利用回数が上がってございますので、こういう状況を踏まえながら、放置自転車対策と連携して進めたいと考えております。

○湯澤委員　区のホームページにあるシェアサイクルの事業目的に、「東京オリンピック・パラリンピックの新たな交通手段です」と記載されておりますが、外国の方でも登録すればすぐに利用できるシェアサイクルは、時間にとらわれず自由に観光できる、とても便利な移動手段の一つであると思います。ただ、オリンピック・パラリンピック開催時になりますと、区内競技場周辺に利用が集中する可能性があるのではないかと思いますけれども、そもそも区内競技場には十分な駐輪スペースがあるのでしょうか。また、競技会場周辺にシェアサイクルポートの新設または増設を予定しておりますでしょうか。

○今井土木管理課長　オリンピック・パラリンピックの競技会場は、どちらにしましても駐輪場は中には設けないという進め方で行っているところと聞いております。また、一定の区域では自分の自転車も乗り入れができないと聞いておりまして、大井ホッケー競技場付近の、しおじ公園のそばに、今、ポートを開設しております、そこは規制外です。こちらにつきましては、今年度、利用状況を見て、今、10台から20台へ増設を進めたところでございます。

○湯澤委員　あと一点、品川区は災害時、区の職員の緊急手段としてこのシェアサイクルを活用する

という協定を、ドコモ・バイクシェアと締結されていると思うのですけれども、この自転車は電動アシスト付自転車で、充電が切れてしまうと、坂道なども上れないぐらい重くなってしまうと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○今井土木管理課長 現在、充電器につきましては、災害対策、そして区役所の法人利用も含めて、区役所内に設置しているところでございます。

○大倉委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 329ページ、建設型区民住宅管理費、307ページ、水辺ライトアップ整備工事、時間がありましたら311ページ、八潮地区の将来像検討経費についてお伺いたします。

まず、区民住宅でありますが、災害時の活用ということも含めた災害対策という視点で質問させていただきます。8団地758戸、現在あると思いますが、空き部屋数、そしてこの空き部屋の内何部屋がすぐに入居することができるのか、その数をまずお知らせください。

○森住宅課長 8月末現在の建設型区民住宅の空きについてですが、現在、98戸、空きがある状態でございます。すぐに入居可能という部分につきましては、今、原状回復等々を行っているところもございますが、基本的にはほとんど、すぐに入れるかとは感じているところです。

○新妻委員 98戸、ほぼ即入居可能と確認させていただきました。

話は変わりますが、9月7日から8日にかけて台風第15号が発生いたしまして、この品川区でも、気象庁が、この台風の接近とともに世界が変わるとまで言わされた大きな台風がありました。品川区でも大きな被害があり、この報告は建設委員会でされたところであります。そこで、今回の台風第15号におきまして、品川区民でも罹災証明書を発行された方がいらっしゃいましたが、罹災証明書の発行数と、罹災状況、罹災証明書に被害を受けた状況が書かれるかと思いますが、罹災の程度をお知らせいただきたいと思います。そして、区民が被害を受けたときの、区の対応についてなのですが、お部屋、お家が住めなくなった場合、現状、品川区では、そういう区民がいらっしゃった場合の対応はどうされているのか、お伺いいたします。

○森住宅課長 罹災証明書の発行件数でございますが、9月末現在で29件と確認しております。また、被害の内容につきましては、屋根の破損や、ひさしが破損された、あるいはサッシや壁の一部損壊という形のものが多くございます。現在、災害時の入居につきましては、ソレイユ戸越の1室を2日間、提供するということと、それから、罹災証明書で被害程度が半壊以上であった場合には都営住宅をご紹介するという形でやっているところです。

○新妻委員 罹災証明書が29件発行されているということが確認されました。

今回、私も、台風第15号で被害を受けた方からご相談を受けました。おうちの屋根が飛んでしまった、壁が剥がれてしまった。すぐに見にいかせていただきましたが、築年数の古いお宅で、本当に、トタンが少し剥がれてしまっている。程度としては一部であります。だけれども、そこから風は吹き込んでくる、雨は吹き込んでくる。そういう状態の方で、本当に台風第15号の被害を受け、自分の命も危ないと感じたぐらい、怖い思いをされた方のご相談を受けましたが、避難する。すぐにでも、どこかに避難したいという想いでありましたけれども、なかなかそういう状況にはなりませんでした。

今回、都営住宅が50戸、提供されました。この委員も私もご相談を受けたやりとりを、伊藤こういち都議会議員が聞いている中で、今回、都議会公明党が小池都知事に要請いたしまして、50戸の都営住宅を開放していただきました。今、申し込みが始まっておりまして、都営住宅、品川区のホームページにもこのことが公表されております。ただ、しかし、なかなか住宅の引っ越し先が、近所の品川

区でないという課題もある中で、品川区において区民住宅が98戸、あいているのであれば、ここを何かしらの形でぜひ貸していただきたい。そういう対応もしていただきたいということを非常に深く思ったところなのですが、このことについてはいかがでしょうか。

○森住宅課長 今回、東京都が50戸、今、ご紹介いただきましたように都営住宅を開放するということで、募集は、今週末までだったと思いますけれども、今、やられていると聞いております。区民住宅につきましては、基本的には条例上、住宅の滅失というような条件のもとで、災害時に提供することも可能という規定になってございますが、火災や風水害といった被災者に、緊急的に避難場所として住宅を提供するということにつきましては、災害の大きさや、あとは建物の損壊の程度など、さまざまな状況に応じて判断してまいりたいと考えております。

○新妻委員 本当に、被害を受けた方は大変な思いをされておりますので、早急な対応で、区民の方が安心できるようなシステムづくりを、しっかりと対応していただきたいと思います。

もう一点、罹災証明書について確認なのですが、品川区が発行する罹災証明書は、一部破損ということで発行されております。今回、都営住宅の入居要件には、一部損壊ということが条件になっておりました。「一部破損」と、「一部損壊」というのは、同じ意味なのかということを確認させていただきたいと思います。

○中島防災課長 内閣府の基準に基づきまして判定等を行っておりますが、基本的に一部損壊というものは、やはり一定程度の割合のもので損壊されたものでございまして、一部破損というのはそれ以下のことでありますので、必ずしも一緒ではないかとは思っております。

○新妻委員 恐れ入ります。再度ご答弁いただけますでしょうか。

○長尾建築課長 罹災証明書の申請自体は各地域センターで申し込んでいただきまして、建築課にて現地調査を、地域センターの職員と協力して行っているところです。一部損壊と一部破損につきましては、内閣府の基準の中で「一部破損」という言葉が使われております。一方で、一般的には「一部損壊」という言葉も使われております。同義の言葉として、証明書発行に当たっては調査を行っているところです。

○新妻委員 一部破損、一部損壊、同じ意味であるということが確認されました。多くの自治体は一部損壊と表現されているということでしたので、今後、そこも統一されていかれるように、またご検討をお願いしたいと思います。

続いて、水辺ライトアップ整備工事についてお伺いいたします。今年度、目黒川の下流の3つの橋に設置されました。今まで設置した数と、維持管理費について、どれくらいの経費がかかっているのかお知らせください。

○松本河川下水道課長 昨年度、目黒川の下流部の、新品川橋、品川橋、荏川橋のライトアップ工事を行いました。そちらの維持管理費でございますが、電気代、環境への配慮としましてカーボンオフセットの費用、あと機器・分電盤の点検、清掃等がございまして、今年度1年間で約200万円程度を考えております。

全体の設置数でございますが、目黒川につきましては、全体で10カ所に設置する予定しております。あわせて、京浜運河で2カ所、天王洲南運河で1カ所、あと目黒川の護岸でライトアップをする予定しております。

○新妻委員 今年度、八潮の勝島橋と、かもめ橋がライトアップされると聞いておりまして、地域の方も非常に期待しております。この10月の5・6日でしながわ水辺の観光フェスタがあり、地域の自

治会を中心に若い方がこのイベントを盛り上げました。このかもめ橋と勝島橋での点灯式ですけれども、そのお披露目式というようなものを、オリンピック・パラリンピックの開催という位置づけをいたしまして、住民参加の大々的なものを開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本河川下水道課長 今年度、今お話のありました、京浜運河のかもめ橋と勝島橋でライトアップをする予定としております。点灯式につきましては、地域の要望も伺いながら、実施する方向で、今、検討してございます。オリンピック・パラリンピックとの連動につきましては、オリンピック・パラリンピック準備課と協議を重ねながら、どのような取り組みができるのか、協議を重ねていきたいと考えております。

○大倉委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 299ページの道路安全施設費なし303ページの道路バリアフリー事業に関連して、道路へのエスコートゾーンの設置について質問いたします。

横断歩道上に点字ブロックがあるエスコートゾーンの敷設・設置が、もう何年もほとんど進んでいないように思われます。過去の議事録を調べてみると、2014年3月7日の予算特別委員会で、区内に全部で5カ所設置されていると答弁されていました。そこでお伺いします。この数字は今も変わらないのでしょうか。区内にエスコートゾーンは何カ所設置され、区内全部の横断歩道に対する整備率は今どれぐらいになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○古郡交通安全担当課長 エスコートゾーンにつきましては警視庁で設置しているのですけれども、区内で11カ所設置しているところでございます。全体の横断歩道に対しての割合については承知しておりません。

○おくの委員 最後の割合はどのくらいと。

○古郡交通安全担当課長 割合については把握しておりません。

○おくの委員 わかりました。まだまだもう一つ少ないように思われます。品川区視覚障害者福祉協会から品川区に出されている要望書を私たちもいただいているのですけれども、大井町駅前や、品川保健センター前などの横断歩道にエスコートゾーンを設置してほしいというご要望をいただいております。これはかなえられているのでしょうか。お伺いいたします。

○鈴木都市計画課長 視覚障害者団体から毎年いただいております要望についても、区は承知しております。設置に関するところは、警視庁の公安委員会でございます。折に触れて、警視庁を通して、この要望については働きかけを行っておりまして、過去、社会福祉協議会の前にエスコートゾーンの設置がされたということで、設置されたところもございますが、なかなか都内全体での優先順位的などころもあって、すぐ、間を置かずにというところにはつながっていないところがございます。

○おくの委員 私の印象ですと、わりとこれは、もう何年も同じような要望書が出されている感じなのです。こういうささやかな要望が、もう何年もの間、かなえられていない。この辺、今と重なるかもしれませんけれども、なぜ一向にかなえられないのか、その辺をどうお考えになっているのか、もう一度ご答弁いただければと思います。

○鈴木都市計画課長 エスコートゾーンの設置について、よく警視庁の方からお話を伺うのは、やはり広幅員の道路等については、夜間、貨物のトラック等が通って、非常に通るときの音がうるさいということで、なかなか地域の理解も得られないという箇所もあるとは聞いてございます。特に大井町駅周辺につきましては、大井町駅周辺のバリアフリーの計画もございまして、その中で、警視庁の方も、エスコートゾーンの設置については、必要に応じて、しっかり短中期的には検討していくと言っています。

いていますので、今後も要望していきたいというところでございます。

○おくの委員 エスコートゾーンは全国でも整備率は低いのだそうです。若干、データのとり方が違う面があるかもしれませんけれども、私が調べたところでは、信号機のある横断歩道が全国に20万カ所あって、エスコートゾーンがあるのは2,000カ所なのだそうです。つまり、全国的には1%の整備率。だから、品川区などのほうが、少しは整備率が多分いいのだと思います。先ほどの四カ所、五カ所でも4%程度の整備率だったと思いますから、品川区のほうがいいのだとは思うのですけれども、しかしエスコートゾーンは、音響信号機とセットになって、視覚障害者の方にとっては、道路を安全に横断するために必要不可欠なもので、もう少し調べてみました。

それで、日本というのは、交通死亡者の事故の現状が、やはり世界的に見ると非常に多い国のようです。多いというのは、歩行者や自転車に乗っている方の死亡率、交通死亡者の中で、歩行者が35.6%を占めるし、自転車に乗っていて死亡した方が15.3%。要するに、死者の中で50.9%が歩行者と自転車で占められています。ところが、主要国の中では、歩行者、自転車に乗って死亡した人は、アメリカでは18.2%、フランスでは21.8%、イギリスでは30.5%、ドイツでは37.2%で、日本の50%を超えてるというのは断トツのようなのです。やはりまだまだ日本というのは自動車優先という交通政策が優先されていて、歩行者優先という政策がまだまだとられていないのだというのが根底にあるように私には思われます。

それから、この間、この十年、二十年のことなのですけれども、国の予算あるいは東京都の予算で、信号機や道路標識の設置・改修などの費用が減らされてきている、あるいは予算の執行率が減っているという問題があるのだそうです。国の予算で交通安全施設等整備事業費が減少しているというデータがありまして、2008年度、平成20年度ですけれども、国の補助事業の費用が467億円だったのが、2018年度は390億円と、10年間で77億円の、減額されたのだそうです。地方自治体の単独事業費は、1998年度では970億円だったのが、2018年度には540億円と、20年間で44%の減額になったというような傾向にあるのだそうです。それから、東京都の交通安全施設整備費の予算の執行率が、この数年間、7割から8割の執行率になっているということなのだと思います。結局、国や地方の事業費が減少していくって、計上された予算も執行されていないのだという現状があると、私が調べたところ、そういうデータが出てきました。

そこでもう一度お伺いいたします。自動車優先の交通政策がまだまだ残っているという現状、それから、こういう交通安全の施設のための予算が減額されてきているという、国レベルあるいは東京都レベルでは執行率が減ってきてるという現状があるという背景があるのだそうです。そういう問題も背景にある以上、非常に品川区としても、要望する場合に、より強い姿勢で臨まなければいけないということがあるのだと思うのです。そういうふうに私としては考えたのですけれども、そのあたり、いかがお考えになりますか。お願ひいたします。

○鈴木都市計画課長 視覚障害者団体からいただいたいる設置要望箇所については、複数いただいたございます。区としましては、東京都、警視庁にしっかり要望していきたいと考えてございますが、の中でもやはり優先順位といいますか、視覚障害者団体の方から直接聞いて、その設置要望箇所の中でも優先順位というのをお聞きして、一つでも二つでも設置の実現に向けてしっかり要望していきたいというところでございます。

○大倉委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、303ページ、無電柱化基本方針策定委託、330ページ、防災費全般、特

に燃料備蓄、マンション防災について、また298ページ、道路橋梁費の中から、横断歩道橋についてお伺いいたします。また時間があれば310ページ、都市計画費から、羽田新飛行ルートについてお伺いいたします。

まず無電柱化についてでございます。今も台風が発生しておりますけれども、今年9月に発生した台風第15号が千葉県に深刻な被害をもたらしました。特に大規模停電をもたらしたということが非常に話題となりました。停電の原因は、台風により電柱が倒れての電線切断が原因だと言われております。多くの皆様が本当にやはり電柱をなくすべき、無電柱化の必要性を感じたのではないでしようか。実際、千葉県印西市の無電柱化をしたエリアでは停電はなかったということが話題になっております。そこで、無電柱化がライフワークの小池百合子都知事も、千葉県の大規模停電を受けて、防災問題そのものだと、無電柱化を加速して進めるという発言をされております。私も大いに賛同するところで、景観、安全な交通、そして今回何より防災のために、無電柱化を区道で加速して進めるべきと考えております。

そこで、品川区では無電柱化基本方針を策定されました。概要版が発表されておりますけれども、この完全版はいつ公表されるのか。また、計画と関連してお答えください。また、無電柱化に対する区の姿勢、そして今後の取り組み、意気込みをお聞かせください。また、どういったところから着手されていくのか、優先順位などあるのか。また、今回の台風第15号の災害を受けて、やはり今後の取り組み状況に対して、何かしらの考慮、影響というはあるのか。以上3点、お聞かせください。

○多並道路課長 私からは、無電柱化についてお答えさせていただきます。

無電柱化の基本方針という、今、委員にご紹介いただきましたものにつきましては、今年の5月に策定させていただいて、概要版をホームページで公表させていただいております。本編につきましては、今後の無電柱化の推進計画の中の前半部分になる部分でもありますので、区民の皆様につきましては、無電柱化の推進計画を策定する段階で公表させていただいて、パブリックコメントも踏まえながら策定という形で、今現在、計画しているところでございます。

特に台風第15号の被害について、今ご紹介がありましたけれども、この点については、これまでにも震災を特に中心に考えていましたところではありますけれども、やはり台風においても、このような緊急性の高い道路が分断すると、かなり普及もおくれてくるというのが確認できたところでもありますので、やはり優先順位をつけながら、今後の無電柱化の整備計画というのは定めていかなければいけないかというのを、改めて認識したところでございます。

今後の整備の考え方としましては、今まで景観の観点で商店街の無電柱化を進めたり、また交通安全の関係や交通の観点で都市計画道路や再開発を進めてきたところもありましたけれども、やはり防災という観点はこれから大きく取り入れなければいけないということで、ここにつきましては、特に緊急輸送道路や、震災を考えれば病院のアクセスの道路など、いろいろ順位づけをしながら、優先的な路線というのを、10年間やるべきところということで検討し、進めていきたいと考えているところでございます。

○筒井委員 ぜひよろしくお願ひします。今おっしゃられたとおり、景観や交通安全の関係のこともあります。そうしたことでもバランスをとりながら。しかし、10年間という計画で、今回、台風第15号の件もございました。やはり今、首都直下型地震などが、いつ起きるかわからないと言われている状況ですから、防災対策を優先的にやられたほうが区民理解も進むかと思いますので、引き続き無電柱化を、東京都と連携をとりまして、しっかりと進めていっていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

続いて、燃料備蓄についてお伺いいたします。非常用発電機は、A重油などの燃料をもちろん使われるご予定だと思うのですけれども、今現在の燃料備蓄体制の状況というのをお聞かせください。

○中島防災課長　　区といたしましては、まず基本的には52の避難所に、約170リットルの軽油を積んだディーゼルエンジン発電機を持っております。そのほかに、今年度からは、ポータブル発電機用といたしましてガソリンを備蓄しておりますので、合計で480リットルという備蓄をしているところでございます。

○筒井委員　　承知しました。では、基本的に避難所に置いてあるということで、ほかの倉庫などには置いていないのでしょうか。

○中島防災課長　　学校は、発電機そのもの、タンクの中に軽油が入っておりますので、備蓄というのは、そういう形で、すぐ発電できるような状態を意味しております。そのほかについては、学校というよりも、区の備蓄倉庫で保管しているという状況でございます。

○筒井委員　　今回、この質問をさせていただいたのは、以前、NHKで、北海道胆振東部地震のときの大停電、ブラックアウトの事象を受けて特集された番組がございました。それは、豊島区をモデルに、東京で地震が発生したときの対応をシミュレーションした番組だったのですけれども、その内容は、非常用発電機が動くという前提でのシミュレーションでございました。ただ、非常用発電機が動かないというリスクも考えられるかと思います。例えば燃料が実は使えず、非常用発電機が動かないということは、やはり想定だけはしておかなくてはいけないと考えております。まさに非常用発電機が動かない。いきなり最初から大停電のリアルブラックアウトというのが発生するリスクもございます。病院では、入院されている患者が100人単位で死んでしまうのではないかという危険、リスクも言われているところでございます。

今、石油連盟が2016年7月の通達で、灯油・軽油は6カ月の使用推奨期間、A重油は3カ月の使用推奨期間を通達しております。これは、石油連盟、燃料備蓄ということで検索をかけていただければすぐ出ますし、チラシも配布されているところでございます。したがって、この使用推奨期間を超えて使用しようとした場合、いざ使おうとしたら燃料がどろどろになっているなど燃料不良という状況で、燃料が使えず、発電機が動かせないという状況が、リスクとして考えられるところでございます。

品川区は、石油商業組合や石油業協同組合と、災害時における石油燃料の優先供給に関する協定および細目協定を締結されておりまして、石油連盟とも関係がある団体との協定ですので大丈夫かと思うのですけれども、現在、品川区の備蓄燃料の使用期限が過ぎていないか、ちゃんと使えるのかどうか。先ほど避難所の非常用発電機に燃料を入れっ放しということでしたけれども、本当に、いざ地震のときに使えるかどうか、いま一度点検していただきたいのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○中島防災課長　　先ほどの備蓄のところで追加させていただきたいと思います。今、委員からご紹介がございました、石油商業組合、石油業協同組合との協定の中で、協定先の14店舗で、ガソリンおよび軽油を各1万4,000リットル、備蓄していただいているというところでございます。

ご質問の、燃料が使えずに発電機が動かないというようなところでございますが、区民避難所にございます非常用発電機は毎月1回、自動的に試運転をしておりまして、動作確認を毎月しております。異常時には緊急に対応しているところですが、基本的にはそれほど異常は発見されていないところでございます。そのような形で、消費した燃料についてはしっかり補充しているところでございますので、そのような形で循環もきちんとしておりますので、適切な管理に努めていきたいと思っています。

○筒井委員　　安心いたしました。使用推奨期間が実は短かったということで非常に気になったところ

でありますけれども、引き続きしっかりと点検していただきて、震災時等に非常発電機がちゃんと動くように、引き続き丁寧なチェックをお願いいたします。

それは行政のほうで、品川区ではしっかりとやられているということなのですけれども、民間施設、マンションやビル、また病院へ、こういう使用推奨期間があるということの周知や行政指導というのを行っていただきたいのですけれども、それについていかがお考えなのかということと、最近、LPガス発電機というのもございまして、実は石油よりLPガスのほうがいいのではないかということも言われておりますけれども、LPガスを燃料とする非常用発電機の発電のご検討というか、それに対してのお考えはいかがでしょうか。

○中島防災課長 現時点でのような指導等は区として行ってはいないとは思っております。病院はそれぞれ所管がございますし、またマンション等に関しましてはマンション防災アドバイザー等も派遣しておりますので、先ほど委員からご紹介がございました使用推奨期間などは、調べまして、説明の中等において、発電機を持っているところと持っていないところがございますので、適宜紹介等も考えられるかと思っておりますので、そのように対応させていただきたいと思います。

LPガスにつきましては、現状、先ほどから繰り返しご紹介させていただいております、区民避難所に設置した発電機等で運用しているところでございまして、LPガスについては今のところ検討はしていないところでございます。

○筒井委員 非常発電機の発電について、さまざまな研究などされている状況ですから、引き続き品川区としてもそうした情報を適宜調べていただきて、ぜひ区民の安全安心に向けて防災対策というのを進めていっていただきたいと考えております。これは要望で終わります。

次にマンション防災にいきますけれども、最近、ゲリラ豪雨や台風など多発しております。浸水地域にあるマンションも品川区にはございますけれども、比較的古くに建設されたマンションは、エレベーターなどを動かす発電機が地下にあるのが多い状況でございます。また、非常用発電機も地下に置いてしまっている状況。しかし、今私が言ったとおり、浸水地域にあるようなマンションですと、台風やゲリラ豪雨で発電機に水が入ってしまうというリスクもございます。最近のマンションなどでは、地下に発電機を置くのではなく、浸水しないような位置に発電機を置くのがトレンドになっている状況でございますけれども、今、比較的古くに建設されたので地下に発電機があるようなマンションの地下にある発電機を上げていくというような支援というか助成というのはお考えなのでしょうか。もちろん、今、防水板設置ということも品川区にはやっていただいているのですけれども、今後やはりゲリラ豪雨や台風が続発しまして、地下にある発電機が動かせないということになると、これは大変な混乱や被害が出てしまうので、発電機を地下から、浸水しない位置に上げるような支援というか助成は、ぜひ検討していただきたいのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○中島防災課長 地下に発電機があるマンションというのがあるということでございますが、それを上に上げる補助というのは、なかなか金額的な面からも難しいのかというところはございます。一方で、そういう実態、停電等もございますが、基本的には、やはり総合的なマンション対策の基本といたしましては、自助ないしは共助で、そのマンションの取り組みの中で、一定程度、解決していただくことを想定して、マンション防災アドバイザー派遣や高層マンション防災対策の手引等で周知啓発を行っていくところでございます。

○筒井委員 金額的に確かに多額なものになるので非常に困難だと思うのですけれども、浸水して発電機が使えなくなるというリスクがあるということは、やはり情報提供として区からも積極的にお伝え

いただければと考えております。

今、自助・共助のお話が出ましたけれども、今、マンションでは自主防災組織が立ち上がっておりまして、それは自助・共助の面で非常にいい流れだと思うのですけれども、自分たちの自主防災組織だけで頑張ろうとするような感じになっておりまして、それが各マンションにどんどん増えてきて、いわゆる単独で孤立しているような、横のつながりがないような状況になっております。やはりほかのマンションの自主防災組織についての取り組みの状況というのは、お互いのマンションにとっても非常に参考になるものかと思います。それで、いざというときに隣近所、昔は一戸建てで隣近所の助け合いという感じでしたけれども、近隣の隣マンションで助け合いというようなイメージで、ぜひマンション自主防災組織の横のつながり、連携体制というのをとっていただきたいと考えております。各マンション単位ですと、やはり自主防災組織もほかのお仕事をされている状況ですので、そこで行政として、品川区がハブとしてマンションの横のつながり、情報提供の効率化にもつながりますので、こうした区の情報ハブ化としての機能の体制づくりというのは、ぜひ行っていただきたいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○中島防災課長 マンション自主防災の横のつながりということでございます。基本的にはマンションの自助・共助というところもありますが、やはりそういう横のつながりということも、長い災害対応には重要かと思っております。その中で、区としましては、高層マンションの防災対策の手引の中で、区の中で防災対策に積極的に取り組んでいただいているところを紹介しているところでございますので、そういうPR等も含めまして、そういう意識づけ、意識を持っていただくような取り組みもしていきたいと思います。

また、住宅課の事業でございますが、マンション管理組合を対象とした防災対策等の検討交流会というのも、かねてから実施しておりますので、住宅課とも連携いたしまして、マンションの横のつながり、交流が進むような形の取り組みに努めてまいりたいと思います。

○筒井委員 今後もマンションは品川区内で増えていくことになっておりますので、ぜひこうした問題。武藏小山でも大規模マンションが建設予定でございますけれども、こうしたマンション防災についての取り組みも、ぜひ積極的に行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これは要望で終わります。

○大倉委員長 次に、田中委員。

○田中委員 333ページ、7項1目防災費、わが家の防災ハンドブック改訂経費と防災について、317ページ、4項都市計画費、3目都市開発費、再開発などの計画全般について、311ページ、4項都市計画費、1目都市計画費、やさしいまちづくり整備費、297ページ、1項1目土木管理費、交通安全啓発費について伺います。

これまで、発災時に自宅のトイレが使用できるかどうか、どのように住民が判断できるかを伺つきましたが、明確な答弁が今までありませんでした。そのような中でしながわ防災ハンドブックが発行され、期待し、確認すると、47ページ、「トイレの備えのトイレを使う前に」の項目の中では、「地域の下水道に使用制限がかかっていないか確認する。宅地内の汚水ますを開けて、水が流れているか確認する。排水設備業者に点検してもらう」などが書かれていました。質問します。下水道使用制限をどこで確認できるのか、汚水ますはどのようにあけるのか、あける際には器具は必要ではないのか、発災時に排水設備業者は点検が可能なのか、それぞれ伺います。

○中島防災課長 下水道に関しましてですが、基本的には下水道局が、発災時、使用制限等も含めま

して、PRというか周知を行っていくということになっております。区としましては、そこを連携しまして、周知の広報活動には協力するような形を思っております。なかなか、トイレの確認、災害時の点検というのは非常に難しいところでございますが、そのようなところで、下水道局の示している手法等をお伝えするような形で取り組んでいきたいと思っております。

また、排水ますをあけるところについては、マンションや住宅でケース等はさまざまございますと思いますので、日ごろからそういうところも確認するところも含めて啓発を促していきたいと思っております。

あともう一つ、排水設備業者の件でございます。やはり、なかなか災害時につながることが難しいかもしれません、基本的には、そのために自助としてトイレの備蓄等をあわせて啓発してまいりたいと思っております。

○田中委員　これまで、発災時にトイレを使ってしまった場合、下水の管が壊れてしまうと下の階の方たちにも迷惑がかからってしまったり汚水が出てきてしまうので、そのためにトイレが使えるかどうかの確認をどうやってされるのですかということを聞いてきたのです。今の答弁では、使用制限も周知するということですが、その周知というか、どこでされているのかということが明確に書かれていないと、住民が知らないと、どこに聞いていいのかわからないのです。

そして、「汚水ますをどのようにあけるのかも確認してほしい」と。いや、その確認方法を今聞いているわけなのです。使用制限の確認方法など、住民にそれほど周知されているものではないと考えます。それで、ハンドブックの中でもう少し丁寧に説明やホームページのリンクの掲載などがあれば、発災時にすぐに対応できると考えます。今後のハンドブックの改訂では、そのような丁寧な記載をしていただきたいと思うのですが、見解を伺います。そして、今すぐに改訂はできないと思うので、補足資料として、ハンドブックが掲載されている区のホームページで、下水道使用制限の確認方法などを補足し、掲載していただきたいと求めますが、いかがでしょうか。

○中島防災課長　マンションについては、1階から点検をしていくなどという方法はありますが、個別具体的なマンションについて、それが全部適用できるかというのは、なかなか難しいところもありますので、基本は管理組合等にご確認いただくということを、しながわ防災ハンドブックにも記載させていただいているところでございます。

また、使用制限については、災害時に下水道局が、チラシやホームページ等で周知してまいりたいと思います。現時点では、発災の程度によって変わってくると思いますので、下水道局と連携してまいりたいと思います。汚水ますの確認方法につきましても、なかなか個別のご家庭の問題でもございますので、あけるということをしっかりと周知していきたいと思います。また、追加で下水道局と相談しまして、ホームページに記載できるような事柄等ございましたら、ハンドブックのページにリンクを張るなど、そのようなところは検討してまいりたいと思っております。

○田中委員　私が求めているのはマンションに限ったことではなくて、マンション以外にも一軒の方たちもいらっしゃいますし、とにかく発災時にトイレを使えるかどうか、住民の方がどのように確認できるのかということを聞いております。いろいろな汚水ますがあって、マンションのこともありますしという答弁だったのですけれど、例えばいいので明確にきちんとお示しいただけたらと、住民の方たち、一般の市民は、なかなか連絡先や対応などもわからないので、それがホームページに丁寧に掲載されるように求めます。もう一回、答弁いただけたらと思います。

次にいきます。先日、千葉で台風被害による大規模な停電が起きました。この停電により熱中症で死

者も出てしまいました。品川区では避難所機能の向上ということで、体育館に空調整備を設置しました。しかし、これらは電源、電気がないと使用できず、学校に用意してある発電機は、必要最低限のものに使うため、空調機には使用できないとしています。避難所で空調機が使えないのはさまざまな危険を生み出すことが、千葉の件でも明らかになっております。現在、何かそのことに対して対策は考えられているのか伺います。

○中島防災課長 1点目の汚水ますのあけ方やトイレの点検につきましてですが、下水道局がわかりやすい資料等も出しておられますので、そこを引用するのか、そのままリンクを張るのか、そのあたりの出し方については検討が必要ですが、既存の専門機関が出している情報をしっかりと伝えるようなことで対応してまいりたいと思っております。

次の電源、非常発電機または災害時の空調についてですが、台風第15号により長期間の停電等ございまして、やはり熱中症などの課題が出てきておりますが、避難所でどこまでそういうものが整備できるかというところが、まだなかなか難しいところでございまして、どのようなことが可能なのか、その辺のところを含めまして、引き続き考えてまいりたいと思っております。

○田中委員 防災ハンドブックのほうです。区民の方にわかりやすい下水道局のリンクを張りつけるなど、わかりやすい記載をまずはホームページで、そして今後の防災ハンドブックの改訂の際にはきちんとわかりやすく丁寧に記載していただきたいと思います。要望しておきます。

避難所の空調のことです。いつ災害が起こってもおかしくない状況です。さまざま研究していただき、早急に対策がされるよう求めます。

少し款をまたぎます。昨日も少し話がありましたが、現在、区では、再生可能エネルギー導入促進として、太陽光発電システム設置助成事業をしております。蓄電池もあわせて設置があれば、非常時にも対応できると注目が集まっています。再生可能エネルギーの促進とともに、在宅避難のメリットにもつながる蓄電池の設置について、現在、区ではどのような検討がされているのか伺います。

○小林環境課長 蓄電池の助成に関するご質問でございます。現在、蓄電池につきましては、東京都が本年度より助成の拡充をしたところでございます。自己負担、およそ2分の1ほど助成されるというところでございます。そういった都や国の動向をしっかりと見据えながら、区としての役割を果たしてまいりたい。周知等につきましては連携を図りながらしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

○田中委員 都の助成の話がありました。でしたら、今、太陽光発電システムの設置助成事業を品川区のホームページで周知しているところに、都の情報も載せていただければと思います。そして、避難所運営に関して、2016年、内閣府防災担当から、スフィア基準を参考にした避難所運営ガイドラインが示されています。議事録では、区は避難所の改善の必要性を認識していることを確認しています。スフィア基準が求める被災者の権利、尊厳のある生活の権利、人道援助を受ける権利、保護と安全の権利が保障され、内閣府のガイドラインで求める避難所の質の向上へつながる取り組みとして、現在、区で検討されている改善点をお知らせください。

○中島防災課長 避難所の環境についてのお問い合わせでございますが、品川区で昨年度、作成の運営を支援いたしました避難所運営マニュアル、その品川区の標準版につきましては、内閣府あるいは東京都の指針等に従いまして作成しているところでございます。その中で、例えば女性への配慮としてプライバシー空間などを確保するありますとか、要配慮の視点を重視して作成しているところでございます。それを実施に移すところを、避難所連絡会議等で働きかけているところでございます。

○田中委員　　避難所の広さなどが原因で、できること、できないことがあると思いますが、一人ひとりのプライバシーが守られる空間と、子どもたちが遊べる、声を出せる空間の確保は、確実に必要だと考えます。引き続き、被災者の尊厳、権利が保障される環境が整うよう要望いたします。

それで、再開発や施設建設などの計画を地域住民へ示すタイミングについて伺います。民生費で、障害児者総合支援施設の住民説明会について、所管課から、地域住民の理解や協力が不可欠であり、できるだけ丁寧に行う必要があると、ごく真っ当な答弁がありました。まちづくりや地域の中での施設建設に地域住民の理解が必要なことは、区も議会も共通認識です。しかし、説明会の開催の周知はごく限られた近隣住民にとどまり、また関連機関への報告もしない。しかも、説明会によっては、当日配付資料と議事録の公開もしていません。また、説明会を実施するときには、既にほぼ計画が決まった段階であり、地域住民からの意見を聞き取り活かせる段階ではなく、区の一方的な説明会、報告会となってしまっています。その結果、現在、区内各地で区に対する不信感を抱く声が多発している状況です。品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例は、地域住民との紛争が起きないように定められた条例です。詳細については規則で定めてありますが、それは最低限のものであり、規則よりも手厚い説明会の周知や情報提供などをしてはいけないというものではありません。

質問します。これからは、説明会の実施時期を早め、住民の声を聞きながら調整ができる時期に説明会を実施することを求めるが、見解を伺います。また、品川区情報公開・個人情報保護条例では、区政に対する情報を積極的に区民に提供することを求めていました。全ての説明会において、説明会資料と議事録の公開を実施することを求めるが、見解を伺います。

○森住宅課長　　中高層建築物の建築に関する紛争の予防と調整に関する条例ということでございました。こちらにつきましては、区内で一定程度規模以上の建築が行われる際については、説明会の実施や周辺の周知などを求めているものでございます。1回のみということではなくて、それぞれの回数に応じて地域の声を区にいただければ、それを施工者に届けるということをしておりますので、その中で事業者への指導ということについても進めていきたいと考えております。

○田中委員　　住民が理解を示す丁寧な周知・説明が行われるように求めていきたいのです。それで、事業者にも声をかけるということだったのですけれども、区としても、住民の声がきちんと理解を示す説明会の周知、そして、あと議事録の公開は絶対、説明会のときに全て公開していただきたいのですけれど、いかがでしょうか。伺います。

○森住宅課長　　説明会につきましては、説明会実施後に、区に説明会の報告というのをいただいております。それについて情報公開請求をいただければ、個人情報等々は抜いてお出しすることは可能でございます。また、説明会の議事録が見たいということを区に申される方もおられますけれども、それについては事業者にお話ししながら、出せるようにというような指導も加えているところでございます。

○田中委員　　では具体的な例を出します。武蔵小山の再開発に関する説明会では、議事録の公開はされませんでした。また、議事録を公開してほしいという会場からの声があったものの、「ニュースレターでお知らせします」と、一方的にそれで締め切られてしまいました。ニュースレターはこの前、建設委員会でも示されたと思うのですけれども、説明会ではこんなやりとりがありましたという内容だけでは、あの会場でのやりとりは全く見えてきません。ですので、どこの説明会でもきちんと議事録を開するように再度求めますが、見解を伺います。

そして、現在のまちづくりでは、子どもたちの遊び場の確保という視点が欠落しています。再開発に

より子どもが増えることを見込み、学区変更や学校改築も進んでいますが、子どもの遊び場が増える計画がありません。区のPRポスターに、子どもが住みやすいまちはみんなに住みやすいまちだとあります、まさにそのとおりなのです。子ども中心の、子どもにやさしいまちづくりを求めるが、見解を求める。

○稻田都市開発課長　　武蔵小山での先般のまちづくり再生方針等の説明会についてでございます。説明会当日、地域住民の方に計2回、権利者の方に2回等やってきました。議事録の公開というところが確かにありました。そういう中で、先ほど言いましたように、地域へ全戸配布するというところで、この会におきましては了承を得たものと思っております。そういうところで皆様には公開してきていると感じております。

子どもの遊び場というところでございます。これは、市街地再開発事業をやるときにおきましては、地域の状況を調査しながら、また課題等を解決しながらというところでやってきております。子どもの遊び場が必要というところであれば、公園をつくったり広場をつくったりというところでやってきているところで、そのように子どもへの対応も考えているというところです。

○田中委員　　子どもの遊び場は、今の再開発の状況で、確実に必要ですよね。あれだけ多くの人たちが入ってきます。それによって、学校改築、学区変更までしているのです。ということは、その子どもたちはどこで遊ぶのですか。公園がこれから設置されることもない。とにかく、子どもたちがどこで過ごすのかという居場所が計画段階で全然入ってきていない。子どもたちのこともきちんとと考えられたまちづくりを求めます。ぜひよろしくお願いします。

○大倉委員長　　次に、くには委員。

○くには委員　　私は311ページ、八潮地区の将来像検討経費と、297ページ、シェアサイクル事業の2点について伺います。

まず初めに311ページの八潮地区の将来像検討経費についてですけれども、八潮地区には、八潮団地、埠頭がある臨海部、貨物ターミナル、お台場の東八潮とありますけれども、現在構想中の将来の八潮地区について概要をお知らせください。

○鈴木都市計画課長　　八潮地区につきましては、今、検討といいますか、地域の方等のお声を聞きながら、いろいろ意見交換をさせていただいているエリアにつきましては、八潮地区の団地のエリアというところでございます。基本的には八潮団地は、昭和60年代から一定程度築年数がたってございますが、耐用年数的にはまだ20年ございます。しかしながら、いろいろ他自治体の団地の例を見ますと、20年かかったという例もございます。そうした意味で、今、地域の方にいろいろ地区内の現状などをお示ししながら意見交換、あるいは団地・マンションを所有する事業者の方々と意見交換なども行いながら、今、機運醸成といいますか、将来的な、いずれ必ず来る団地の建て替えに向けて、こうした機運醸成の取り組みを行っているというようなところでございます。

○くには委員　　八潮団地につきましては、品川区一、高齢化が進んでいまして、1993年時点でおじ人口が5.6%だったのですけれども、これが、2017年には老じ人口が32.7%、そして2030年には65歳以上が50.5%と、異常と言えるような高齢人口のまちになります。八潮地区まちづくりの整備方針に記載されている地区の目標、おおむね20年後の将来イメージでは、「人口構成バランスのとれたまち」と記されております。子育て世代の転入促進等で相対的に高齢化率を下げる方針かと推測しますけれども、地域のニーズに合わせて、介護福祉施設と高齢者向けサービスの拡充を図ることによって、より高齢者が住みやすいまちになり、結果的に高齢世帯の流入が促進されるので

はないかと懸念しております。この高齢世帯流入に関する見解をお知らせください。そして、また子育て世帯の転入促進のためにどのような施策を考えておりますでしょうか。以上、お願ひいたします。

○鈴木都市計画課長 今ご質問をいただきました、若い方、子育て世代の流入、あるいはバランスのいい年齢構成というところでございますが、都市計画課で行っている比較的長期的なところでの機運醸成というところでございますが、区でも今、さまざまな各部署、そうした取り組みを行っていますが、地域の中で高齢者も元気に活動あるいは過ごしていただけるような取り組みもしております。例えばURですとか東京都ですとか、いろいろ事業者にお聞きしますと、団地内では、今、各団地の空き室は比較的少ない状況で、募集の仕方もいろいろ工夫しているとは伺ってございます。こうした総合的な取り組みの中で、高齢化に歯どめをかけるというところは、いろいろ総合的に行わないとなかなか難しいところもあるかもしれません、やはり、団地の再生、建て替えということはいずれ必ず来ますので、そのときに向けて、いかにバランスのいいまちづくりをしていけるかというところは、長期的にはなりますが、しっかり考えていきたいというところでございます。

○くには委員 今のご回答を伺った次第では、私が申し上げました、基本的には八潮地区のまちづくりに関しては、高齢者に向けたサービスの拡充であるとか、そういった福祉、高齢者に関する記載しかないので。そこに関して、若者の転入促進がないと、先ほど申し上げた、明らかにバランスが悪いまになってしまふのですけれども、今申し上げました、若者向けの転入促進の施策はありませんでしょうか。

○鈴木都市計画課長 若者世代に転入していただくような魅力のあるまちづくりということになるのだと思うのですが、品川区に住んでいただく特に若い方に、さらに八潮に住んでいただくというところ、どういった施策を打てばそうしたところが進むかでございますが、やはりこれは、都市計画一手でこの施策を進められるというのはなかなか難しいかというところはございます。やはり地域内のさまざまな生活支援機能の充実ですか、あるいは今、委員からもご指摘がございました、子育て世代向けの施設の充実ですか、さまざま組み合わせて行っていかなければいけないというところは感じているところでございます。

○くには委員 例えば八潮団地内の唯一の商業施設のパトリア品川につきまして、ここには子ども連れのファミリー層が気軽に訪れることができるファミリーレストランがなかったり、あとは若者層を中心に行つて友達と過ごせるファーストフードもありません。また、二、三十代の男女のニーズが高いカフェチェーンなども一軒もありません。さらに、いわゆるカラオケ等の娯楽施設も全くありません。そういう点を踏まえて、例えばパトリア品川、もちろん、事業者との話し合い、兼ね合いもあると思うのですけれど、そういう若者にとって魅力があるまちづくりというのを、区全体として俯瞰で捉えて、そちらに関しては何か事業者と話し合いをしたりしているのでしょうか。

○鈴木都市計画課長 今ご紹介いただきました民間の事業者とも意見交換はさせていただいてございます。こうした中では、やはり地区内の高齢化が進んで消費の先細りが心配だということは、事業者の方からも聞いているところでございます。今、ファーストフード店等も含めてさまざまお話しいただきましたが、やはりこうした集客力のある施設、店舗については、こうした施設が先行するのか、あるいはこうした消費が見込まれるので先行して乗り込んでいただけるのかというところは、いろいろあるかと思います。今、将来像の検討をしている中で、来年、再来年、すぐまちづくりの計画を打ち出すということではないのですが、やはり、どうしたら、こうした施設も含めて、にぎわい、魅力の創出につながるかというのは、この検討の中でしっかりと検討していきたいというところでございます。

○くには委員 こちらは、八潮地区を含めて区の総体として、高齢者にやさしいまちづくりとともに、労働世帯の転入を促進していただき、税収を高め、それをさらなるまちづくりに活かしていただくよう要望して、次の質問に移ります。

引き続きまして、シェアサイクル事業についてお尋ねします。私も品川区のシェアサイクル事業を何度も利用したことがあります、大変に便利なサービスだと感じております。こちらは、運営元の株式会社ドコモ・バイクシェアは売上高を年々伸ばしており、ただ、設備投資を進めているため、事業としては5期連続赤字で、今期も6億円余りの赤字となっております。そこでお尋ねします。品川区のシェアサイクル事業の収支をお知らせください。また、設備投資や運営費など、ドコモ・バイクシェアとの分担はどのようになっておりますでしょうか。お示しください。

○今井土木管理課長 今、私ども、シェアサイクルにつきましては、株式会社ドコモ・バイクシェアと行っているところでございます。各区ごとの収支というのはなかなか難しいところなのですが、自転車の台数ベースですとか、私どもの初期投資を含めまして確認いたしますと、運営収入で1,000万円程度、赤字を見込んでいるというのが、ドコモ・バイクシェアの今の想定でございます。ただ、利用料収入につきましては、全てドコモ・バイクシェアが運営に使っておりますので、今後、利用回数が増えれば、そのところが好転するかと思います。今後、ドコモ・バイクシェアとは運営収支の改善も含めて、今、検討を進めているところで、特に10区と連携しての運営事業ですので、10区との共有も図っていきたいと思っております。

○くには委員 こちらに関しましては、ドコモと連携しながら、今、1,000万円の赤字ということですけれども、引き続き品川区で持続可能な運営を図って、区民サービスの利用を促進していただきますよう、こちらもよろしくお願ひいたします。要望で終わります。以上です。

○大倉委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、321ページ、ユニバーサルデザイン遊具等検討費、297ページ、交通安全啓発費、お時間がありましたら327ページ、コンクリートブロック塀等安全化支援についてお聞きいたします。

まず、321ページのユニバーサルデザイン遊具等検討費についてです。東京都では今年度、2カ所の公園で初めて、スペシャルニーズがあるなしにかかわらず誰もが楽しめるインクルーシブ公園が整備されます。とても喜ばしいことです。どんな公園か、アメリカのインクルーシブ公園を少しご紹介しますと、まずはいろいろな場所にスロープが設置されています。これは、車椅子の子でも、はいはいの子でも遊べるからです。ブランコは、おむつの形のように腰を固定するものや、チャイルドシートのようなものもあります。音で楽しむ遊具が置いてあり、視覚にハンデがあっても楽しめます。手話を紹介するボードもあります。床は全面、ゴムチップです。もう、このように話しているだけでわくわくします。

さて、このユニバーサルデザイン遊具等検討費ですが、平成30年度から平成31年度にかけて予算を増やしていただいていて、インクルーシブ公園設置に向けて品川区も近づいているのだとありがたく思っています。そこで、ユニバーサルデザイン遊具等検討費とは具体的にはどのような費用なのか、内訳をお教えください。

○溝口公園課長 まず平成30年度に行いましたユニバーサルデザイン遊具等の検討でございます。これについては専門業者に委託いたしまして、先ほど委員からご紹介のありましたインクルーシブ公園といったところの、ユニバーサルの遊具にどのようなものがあるのかといったところを、先進事例を含めて調査検討し、今年度から始まっております子どものアイデアを活かした公園づくりといったものに

活かしていくことや、先行して委託業務を発注したものでございます。

○せお委員 今お話をありました、子どもたちのアイデアを活用した公園づくりのワークショップなのですが、そこでお聞きしたいのが、こちらはどのような児童を対象にしていますでしょうか。スペシャルニーズのある児童も含まれておりますでしょうか。

○溝口公園課長 今年度より始めております子どもたちのアイデアを活用した公園づくりの中での、小学生を対象にしたワークショップですが、区立小学校・義務教育学校の3年生・4年生を対象にワークショップの募集をかけたところでございます。スペシャルニーズという障害を持った子たちにつきましては、このワークショップを通じながら、ご意見等を聞き進めていきたいと考えているところでございます。

○せお委員 全6回のワークショップの説明文の中には、インクルーシブな公園について知ろうと。あと、特別支援学校へのインタビューなどとあります。事前に、スペシャルニーズがある人も楽しめる公園を視野に入れているのであれば、例えば育児フェスタに託児サービスをつけているように、スペシャルニーズがある方への合理的配慮に関するサービスを行えるように、先ほどお話をありました委託業者に依頼できるような予算というものを初めから盛り込むべきかと考えますが、それは予算には組み込まれていなかつたでしょうか。

○溝口公園課長 今回、ワークショップの開催につきましては、ワークショップの運営ですとか企画、またワークショップ当日の体制といったものを全て含めて委託業務の中に入れております。そういった中でいきますと、スペシャルニーズと言いますと、さまざまな方への対応といったところは、ワークショップの運営の中で必要になってくると思いますので、そういった経費を見込んだ中で全て委託しているというのが現状でございます。

○せお委員 例えば聴覚障害の方がいらっしゃるのを想定して手話通訳をつけたり、車椅子の方を想定して場所を選んだりということも、今後、ぜひ品川区で検討していただきたい、そのような状況を想定して予算を組んでいただきたい、委託業者に適切な委託をしていただきたいと要望いたします。

先ほどご答弁いただいたワークショップについてですが、そうしますと、スペシャルニーズがある方には別の機会にお話を聞くということでよろしいでしょうか。

○溝口公園課長 今回、障害のあるなしにかかわらず誰でも楽しめる公園づくりというのを、最終的な目標に進めているところでございます。そういった中でいきますと、小学校3・4年生だけのご意見という形ではいかないと思っておりますので、そういったスペシャルニーズを持った子どもたちの意見も聞きながら進めていきたいとは考えております。

ただ、やはりどういう形で聞くのが一番意見を引き出せるのか、またそれをどういう形で反映できるのかといったところも、しっかり考えていかなければいけない問題と考えております。関係所管を含めて、一応、ワークショップの募集の中ではヒアリングという形をとらせていただいておりますが、場合によっては、お互いに意見交換はするとか、そういったさまざまな機会を捉え、ご意見を聞きながら、今後に活かせるような子どものアイデアといったものをつくっていきたいと考えているところでございます。

○せお委員 先ほど、ワークショップの案内があったと思うのですけれども、あちらの案内は普通学級だけに配られているようですので、インクルーシブ公園というのはスペシャルニーズがある方だけの公園ではありません。スペシャルニーズがある人もない人も楽しめる公園をつくることを目的とするならば、それについて検討するワークショップなどの開催においては、別の機会を設けるなどというよう

に分けるのではなく、スペシャルニーズがある方もない方も同じ場で話し合うことで、お互いの理解を深められて、誰もが楽しめる公園になるのではないでしょうか。子どもたちにとって公園は学びの場です。多くのことを学び、多くの人と出会います。インクルーシブ公園では、多様な子どもがいることを自然と感じ、自然と意識し、それが学びとなるのです。子どもたちが多様性を自然と学べる場所は、これから日本ではとても重要になってくると思っています。ぜひ今後は合理的配慮をしながら検討を進めていただき、スペシャルニーズがある人もいる人も、誰もが楽しめる魅力ある公園が整備されることを望みます。こちらは要望いたします。

続きまして、297ページ、交通安全啓発費についてお聞きします。皆さんご存じのとおり、高齢者の運転ミスによる痛ましい交通事故が後を絶ちません。警視庁によりますと、東京都においての事故全体に占める高齢運転者の事故割合は、平成30年では18.0%で、平成21年の12.2%から年々増加していっています。超高齢社会ですし、今後も高齢者は増えると予想されていますので、必然的に高齢運転者も増えるはずです。まず、この交通安全啓発費の中に、特に高齢運転者に対して働きかける費用というのはどのようなものが含まれていますでしょうか。

○古郡交通安全担当課長　　高齢者をターゲットにしてやっているのは、高齢者の交通安全講習会ということで年4回実施しているもので、29万4,800円というぐらいの額でございます。

○せお委員　　最近の動きなので、決算書にはもちろん入っていないのですが、安全運転支援装置、いわゆるペダル踏み間違い防止装置の設置の話になります。とにかく少しでも痛ましい事故を減らすために行行政ができるることはできるだけ行うということが、区民の安全安心につながると思います。こちらの安全運転支援装置ですが、私からは、東京都の補助金以外の残り1割の部分を品川区で助成することを提案いたします。先日の一般質問や、この決算特別委員会でもほかの委員からお話をありましたので、ご答弁もありました。ご答弁では、「都の補助の後の残りは3,000円から1万円と安価であるため、補助は考えておりません」というご答弁でした。私は、安価であるからこそ、すぐに緊急に補助できるのではないかと思います。そして豊島区では、1割補助を始めています。改めて品川区のご見解をお聞かせください。

○古郡交通安全担当課長　　高齢運転者による安全装置の購入については都が9割を補助するということで、動機づけについては9割補助すれば十分ということで区としては認識しているところで、補助する必要性は認められないと考えております。また、高齢者に関して、安全講習会や「お元気だより」など、さまざまな機会を捉えて、直接的に安全運転について指導しているところでございます。

○せお委員　　重大事故が起きてからでは遅いので、ぜひご検討をお願いいたします。

では、ほかの方法として、運転をなるべく控えていただくために、タクシーディの補助やコミュニティバスの整備、コミュニティバスは今検討していただいていると思うのですが、これらも有効かと思いますが、ご見解はいかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長　　今現在、コミュニティバスの導入に向けた検討を行っておりますが、やはりコミュニティバスは、地域の利便性、区民の方の移動の利便性を高めるという意味合いで、非常に有効な取り組みというところでございます。一方で、充実した区内の公共交通を補完する意味合いもございますので、しっかり検討を進めて、利便性の向上に向けて検討いたします。

○古郡交通安全担当課長　　運転免許証の自主返納に関してタクシーディの補助をということでございますけれども、区としては、自主返納については一定程度、周知が進んでいるということで判断しているところでございますので、そういったところは現在は考えておりません。

○せお委員　　ぜひ前向きに、先ほどの1割補助と、あとタクシ一代の補助も考えていただきたいと要望いたします。

最後に327ページ、コンクリートブロック塀等安全化支援についてお聞きいたします。平成30年の大阪府北部地震により、歩いていた小学生が、崩れてきたブロック塀の下敷きになり亡くなりました。そのことをきっかけに、全国でブロック塀除去の補助が始まっています、品川区でも始めています。決算書にあります工事費助成の除却5件、フェンス設置2件というのは、他の自治体に比べて多いのでしょうか、少ないのでしょうか。危険なブロック塀を多くまちで見かけるのですが、ご見解をお願いいたします。

○長尾建築課長　　昨年の12月から開始しましたブロック塀等安全化支援事業についてです。除却5件、フェンス設置2件の件数についてですが、実際に事業をやっておりました期間が4カ月程度ということで、短期間であったこともあります。また、ほかの区と比べてというところですけれども、少なくはないとは感じておりますが、今後も周知をしっかりと継続して行いながら、安全に向けて進めていきたいと考えております。

○せお委員　　先日、ある地域の通学路において危険なブロック塀があるとお話をあったのでお伝えしたのですが、品川区から、ブロック塀への補助のご説明とお手紙を送ることしかできないということで、その後、所有者から連絡はないということです。所有者も何かご事情がおありかもしれません、こちらは通学路になっています。児童の命を守るためにも、何とかほかにアプローチの方法はないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○長尾建築課長　　塀の所有者に対するアプローチについてですけれども、通常、登記簿を確認いたしまして、所有者に宛ててお手紙を送っております。その際に、先ほどご紹介した助成制度のご案内であるとか、維持管理に関する情報提供なども行っております。建物の所有者がその場所にいない場合もございます。また、建物の所有者が登記簿で確認がとれない場合は、土地の所有者の方にご協力いただけるようにお手紙を送ったりする場合もございます。さまざまな形でアプローチしていきたいと考えております。

○大倉委員長　　次に、西村委員。

○西村委員　　私からは、323ページ、公衆便所整備費、大井町駅前公衆便所改築工事、297ページ、交通安全啓発費、時間が許せば319ページ、公園・児童遊園整備費について伺ってまいります。順不同で伺います。

初めに、誰でもトイレについて伺ってまいります。各地に広がっている誰でもトイレですが、SDGsに向けての取り組みでもあるというのは理解しております。しかしながら、一方で、さまざまな文献を読みますと、日本の男女共用トイレは犯罪の温床だという海外認識もあるようです。欧米など海外は日本よりもはるかに犯罪意識の高い国が多く、犯罪が起きやすいトイレへの対策を徹底しているそうです。男性の犯罪者が女児を個室に連れ込むことを防ぐためといいます。例えば男性トイレと女性トイレをかなり離すことが多いです。昨年、品川区でも、女児がトイレに連れ込まれ被害に遭う犯罪が実際に起きました。今年の夏、地元、豊町でも、公園のトイレから下半身を出して出てきた男性から女児が逃げて事なきを得ました。オリンピックの競技会場がある区として、品川区にはますますさまざまな海外の方も来られます。

伺います。このような点におきまして、新しくできる大井町駅前公衆便所改築に関してはどのような配慮をされているでしょうか。お聞かせください。

○溝口公園課長 今年度から整備しています大井町駅前の公衆便所の改築でございますが、安全を確保するという観点、公園につくるという観点もありますので、防犯カメラを設置して、トイレに入るというか、公園全体を含めて、そういったところに防犯カメラを設置することでの安全対策といったものを図っていきたいと思っているところでございます。

○西村委員 もしわかれれば、防犯カメラが何台ぐらい、どのような場所につくのかと、あと入り口の部分が暗いのか明るいのかなど、そういったつくりによっても変わってくると思いますので、わかる範囲でお知らせください。

○溝口公園課長 今現在ですと、やはり2方向から映すことが必要だと考えておりますので、最低2つは設置する形で考えております。ただ、実際に見たときに、やはり死角等出てくるところがありますので、そういったところについては、また設置というか、今後建設が進んでいく中で、必要なものは整備していきたいと考えているところでございます。

○西村委員 「防犯カメラがあります」というふうな表示も必要になってくるかと、抑止力になると思いますので、ぜひともお願ひいたします。

調べれば調べますほど、日本のトイレにはいろいろと問題があると思っておりまして、例えば男女の入り口が建物の表側と裏側にありましたり、通路を挟んで反対側にあることも珍しくないそうです。例えば、しながわ中央公園のトイレ。男女の入り口が真向かいになっておりまして、入り口が見えにくく、誰でもトイレの入り口も全てがほぼ向かい合っています。男性のトイレは歩道を歩いているだけでも中が見えてしまいまして、外から用を足している姿が、のぞき込まなくても見えています。区内の公共トイレの防犯性能はいかがでしょうか。区の考え方と取り組みをお聞かせください。

○溝口公園課長 公衆便所、公園便所を含めてのお話だと思っております。そういったところでの安全対策、いかに使ってもらえるかといったものが大事なところでいきますと、やはりまずは安全に使っていただく、または清潔に利用していただく。そういったところでございます。安全対策ということですが、さまざまご意見があるのは伺っているところでございます。1つは、やはり中が見えないと怖くて入れないなどということもあります。一方で、見え過ぎて困るというのも、ご意見としてはいただいているところではございます。そういった中で、どういう形が一番いいのか。なかなか難しい問題ではありますが、また設置場所によってもさまざまな条件が変わってきますので、どういう形で利用していただくのが一番いいのか。場合によっては目隠しを設置したり、そういった対応もしているところではございます。その場所によって、皆さんのが快適にご利用いただけるようなトイレの整備といったものには、今後も引き続き心がけて取り組んでいきたいと考えております。

○西村委員 区外ですが、ある小学校では、男の子のトイレは、おしっこをしている姿が見えてしまうということで、セクハラトイレなどと言われ工事をしたという話も伺ったことがあります。ぜひ、危険なトイレから優先的に取り組んでいただきたいと思っております。特に犯罪のあったトイレなどは、防犯カメラの設置やその他施策といった対策がすぐにとられるのかどうか、お聞かせください。

○溝口公園課長 公園のトイレにつきましては、これまで犯罪等あるところについては防犯カメラを設置してきたところでございます。さらに昨年度より、品川区内に268ある全ての公園に防犯カメラを設置していくという。トイレだけではありません。公園を含めて安全にご利用いただくための取り組みというのを行っておりますので、そういったことを継続してやることによって、トイレも含めまして、安全に公園をご利用いただけるような対策というのはとっているところでございます。

○西村委員 では、次に伺ってまいります。園児のお散歩ルートの交通安全確保について伺ってまい

ります。緊急安全点検を、警視庁、行政、園の先生などが一緒に、保育園の散歩ルートを一件ずつ歩いて点検していただいていると伺いました。大変ありがとうございました、感謝申し上げます。大変に速いスピードで動いていただいていると感じています。現状の取り組み、また点検から見えてきた危険箇所の事例をお聞かせください。また、点検の対象になっているのは何件ぐらいになるでしょうか。お聞かせください。

○古郡交通安全担当課長 まず、保育園の緊急安全点検の関係ですが、対象園については、区の管轄が214園、あとは都所管が38園で、合計252園でございます。そうした中で、園から上がってきた危険箇所については、危険があるというところは、区の所管で55園、そして認可外、都の所管で38園中15園ということで、区は30日までに全て点検が終了してございます。

危険箇所の事例については、園児等が集団で移動する中で、車が横を通って危ないですとか、あとは一時停止しないですかとか、そういったところを重点的に見て回って、道路の白線が消えているとか、そういう箇所については、いろいろな啓発看板などを設置したり、安全対策を今後していく予定でございます。

○西村委員 行政側と一緒に同行してくださっているのは区役所職員の方でしょうか。それとも地域コミュニティー団体のようなところの方でしょうか。

○古郡交通安全担当課長 まず、区では交通安全係と、道路管理者の道路課、警察と園の方、あと委託業者がいますので、委託業者も一緒に回って全て点検したところでございます。

都の管轄では、警視庁本部と、都の福祉保健局の方に来てもらっております。

○西村委員 かなりたくさんの方々で見ていただいていると聞きました安心いたしましたが、こちらはご提案ではありますが、この点検に区民も参加することは可能でしょうか。ほかの自治体の取り組みから得たアイデアですが、申し込み不要で、点検日時・場所をホームページでアップしており、区民参加によりたくさんの目でチェックすることで、より多くの危険箇所の発見につなげるそうです。さすがに全ての箇所では難しいと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○古郡交通安全担当課長 現在、緊急的に実施するということで、全ての園が実施していて、既に終わっていますので、区民が参加するというのはできないというところでございます。

あとは、通学路の安全点検も実施していまして、PTAや地元町会の方に来てもらい実施しているというところでございます。

○西村委員 大変に安心いたしました。素早い区の取り組みでもありますし、区民にもぜひ知りたいという気持ちが強くあります。ホームページやフェイスブック、ツイッターなどでも、ぜひ現在の進捗状況のアップをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時06分休憩

○午後1時05分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、防災費全般から、防災区民憲章の制定についてということと、あと段ボールベッドの協定が見つけられなかったので、段ボールベッド、間仕切りの協定について、それから337ページ、集中豪雨等対策費から罹災証明書について伺いたいと思います。

今定例会の一般質問で、「私は考える」、「私たちの命は私たちで守る」というところで始まる、よこはま地震防災市民憲章をご紹介しまして、区民の自助・共助の意識を高めるために、品川区独自の防災憲章の制定をご提案させていただきました。災害対策担当部長からは、次のようなご答弁をいただきました。「区民憲章の制定について、憲章の唱和は、自助・共助についての啓発や防災意識の向上に一定の効果はあると考えている。防災区民憲章の制定について長期的な視点で検討する」。検討していただけるという前向きなご答弁をいただきました。

気候変動により、今後、大災害が増えることが確実であると。今回の気候温暖化サミットで、日本学術会議という、日本の科学者を代表するような機関が、国民に向けて緊急宣言みたいなものを発表していますが、その中でも、科学的に見て、間違いなく、これから大型の台風や異常気象が増えてくるということを宣言しています。その意味でも防災対策というのは大変重要なのですけれども、憲章制定というのはかなり重たいテーマだったので、今回、区長以下、防災を所管する職員の方が、区民の命の安全を守るために憲章を検討するというご答弁をいただいたことは、私は非常に英断であったと思っています。

長期的な視点で検討されるということでしたが、長期的な視点での検討ということのイメージを教えてください。

○中島防災課長 さきの定例会で防災区民憲章についての区の考え方を述べさせていただいたところでございます。繰り返しになりますが、品川区災害対策基本条例の精神を、「しながわ防災ハンドブック」等のパンフレットに記載してきたことで、自助・共助の重要性を伝えさせていただいたところでございます。長期的な視点ということで、今後、品川区災害対策基本条例の次の段階といいますか、そういうものをさまざま検討する中の一つとして、区として憲章のあり方等についても考えていく必要があるかということで、さきのような答弁をさせていただいたところでございます。

○あくつ委員 長期的な視点での検討というご答弁だったのですけれども、今日、明日できるものではないと思っています。定めている自治体は、今確認をしたところで、横浜市、愛知県半田市、そして岩手県釜石市です。本当に被災された地域です。そのところで問い合わせをしたら、そこは市民憲章ですけれども、いわゆる市民、自治体、町内会、地域防災、福祉、学校、子育て、男女共同参画、企業、またNPOなど、さまざまな分野で活動されている方たちによる策定委員会をつくって、半年から1年ぐらい検討して、私たちの憲章ということで制定したという経緯を確認させていただきました。ちなみに、横浜市では横浜市議会で、制定直後に、よこはま地震防災市民憲章というものを積極的に推進するという決議が採択されています。憲章は、行政はリードしていく、災害対策のプロの視点も当然必要なのですが、やはり区民自身の手で策定すべきものだと考えています。今、明確な時期はおっしゃいませんでしたけれども、今後、そのフェーズに入ったときには、老若男女を問わず、幅広い皆様のお声を集めて、ぜひ品川区民のための区民憲章、品川区民のものである区民憲章を策定していただくような手続を踏んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中島防災課長 明確な時期について申し上げられなくて申しわけないと思っております。ただ、啓発の手段についてですが、委員ご提案の憲章の唱和でありますとか、そういう意識づけという方法も当然あると思いますが、区といたしましては、防災訓練やしながわ防災学校等で研修等も行っておりますので、さまざまな機会を捉えて、自助・共助の意識の醸成を継続してまいりたいと思います。その際は、老若男女の方、多くの、全ての区民の方々の研修等を行う機会がございますので、さまざまな場面で皆様の声も聞きつつ、防災の事業等を推進してまいりたいと思っております。

○あくつ委員 今日、明日でできるものではないと申し上げましたけれども、防災対策、災害対策というのは、さまざまな手段を使って重層的に、しかも喫緊にやらなければいけないものだと思っています。ですから、ゆっくり、急いで、ぜひ実現に向かってお願いしたいと思います。

次に、集中豪雨対策費に関する罹災証明書について伺います。午前中の答弁で、区内の罹災証明書の発行数が29件ということでした。建設委員会でのご報告では18件でしたので、それから10件以上、発行されたということでした。罹災証明書の発行の根拠は、災害対策基本法第90条の2、申請があった場合には市区町村が調査して、市区町村が発行しなければならないとされています。品川区の場合は発行業務は防災課ではなくて、地域センター、つまり地域活動課の職員と建築課の職員が、現地を調査して行っているということでした。

ちょうど1年前の決算特別委員会で、自民党の芹澤副委員長とともに、行政書士会との防災協定の締結を求める質問をさせていただきました。なぜ必要なのかについては、平成28年4月、3年前の熊本地震で、熊本県行政書士会が被災者と行政の橋渡しをして、罹災証明書の申請の受け付けを、熊本県庁、役所の中で、3ヶ月間、常駐して行ったということを紹介させていただきました。これは総務省でも紹介されています。9月22日の報道によれば、千葉県の台風では罹災証明書の発行が非常に遅れていることが問題になっていると出ていました。館山市では1,000件以上の申請が寄せられている。南房総市では2,000件を超す申請があって、全く追いついていないということで、この罹災証明書が発行されないと、いわゆる支援金の金額も決まらないし、修理をすることも、自分のお金ではなかなかできないという方もいる。その中で、熊本地震でやはり罹災証明書の発行に数ヶ月かかってしまった教訓から、国は、一部損壊の家屋に限っては、被災者が持参した写真をもとに簡易判定ができるようにしたという報道があります。これを活用して、千葉県でも、今回、被害を受けた東庄町と多古町、この2自治体では、軽い被害なら現地調査をせず罹災証明書を即時発行したと、このような報道がされていました。品川区については、このような簡易手続、簡易判定についての情報というのはありますでしょうか。

○長尾建築課長 罹災証明書の発行に際しての現地確認の調査ですけれども、現時点では、建築課の職員が地域センターの所員と一緒に現地を確認いたしまして、被害の状況を確認しております。国からは、自己判定方式の活用についても出されております。趣旨いたしましては、被災された方の生活再建に向けて、円滑に進めていくようにということで、自己判定方式、ご自身で写真を撮っていただいて、それを申請書に添付していただくというところも示されております。被害状況のボリュームにもよるかと思うのですが、そういったところも含めて総合的に勘案しながら、こういった手法も今後検討ていきたいと考えております。

○あくつ委員 先ほどご紹介させていただいた、昨年提案した品川区と行政書士会品川支部との協定は、今年の1月22日に締結されています。協力の内容として3点載っています。わかりやすく言うと、官公署に提出する書類や、権利義務または事実証明に関する書類の作成は、行政書士会が手伝いますということ。それから、品川区が行う、被災者支援を目的とした相談窓口業務の補助。そして3番目が、その他、両者が協議し整った事項ということで、実は千葉県においても、もう行政書士会が動いていて、やっている業務があります。富津市で行政書士会が罹災証明書の出張申請支援を行いますということで、台風第15号により家屋の損害を受けた方で、市役所に出向くことができず交付申請の手続ができない方に対して、そのところまでお伺いして、交付申請の支援を行う。これは、1番、2番、今回品川区が協定を結んだ内容です。事実証明の書類もつくる、作成すると言っているのは、写真を撮ったり、例えば役所に提出する書類をつくったり、そういうことは今回の行政書士会との協定の内容に入っ

ています。

ただ、やはり行政書士会自身も、こういう災害の際に自分たちが一体何ができる、何ができないのか。当然、罹災証明書の発行は区役所の業務ですから、そんなことはできないのですけれども、どういうお手伝いをすればいいのかというところ。先ほどボリュームというお話をありました。今回、29人、29件の罹災証明書が発行された。その段階で行政書士会に応援を要請するということは、当然あり得ないと思います。ただ、熊本地震のときのように、役所自体が被災してしまった場合、品川区も職員の方は区外に半分ぐらいはお住まいになっていますから、区役所に来られないということも考えられます。そういう場合にお手伝いをするということについて、やはり平時に一度やりとりというか、そこの話を詰めたほうがいいと私は思います。やはり災害が起きてから詰めるとなると、どうしてもご自身も被災されていることもありますし、区役所自体も非常に混乱している。1年に1回とは言いませんので、これはやはりボリュームに応じてどういうことが考えられるのかということを、せっかく協定を締結したので、お互いに一度お話しするような機会を設けたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中島防災課長 東京都行政書士会品川支部の皆様方とは協定を結ばせていただきしております、委員にお話しいただいたとおり、罹災証明書の発行・申請業務、その際の相談あるいは申請手続にご協力いただくようなことを考えてございます。具体的な発行に当たってのフローというか、そういうものにつきましては、おっしゃるとおり、平時から詰めていく必要があると思いますので、そちらにつきましては、連絡先等は当然、交換しているところでございますが、内容についても共有を図ってまいりたいと思っております。

○あくつ委員 多分、災害が起きてからお話をするということも当然あるとは思うのですけれども、前もって準備をしておいたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、段ボールによる間仕切りの協定について伺います。先ほど、午前中も若干質問が出ていましたけれども、今年の8月17日土曜日、夏休みのお盆中です。PTA主催により、台場小学校でお泊まりの避難訓練、災害訓練が行われました。その際に、PTAからの要請を受けて、防災課で段ボールベッドを用意していただいた、そこで寝てみたりと、当然全てのものを備蓄しているわけではないので、品川区で用意していたものを展示していただいた。これが非常に好評で、こういうものを品川区は準備しているのだと。当然、備蓄はしていませんけれども、災害の際には、そういうものが、協定を結んだNPO法人のボランタリー・アキテクツ・ネットワークから提供されるということを初めて知ったということで、非常にお母さんたちは喜び、保護者の方たちは品川区は本当に準備していただいているのだということで感心しておりました。

やはり区民の、おそらくほとんどは、こういう協定を結んでいるということを知らないと思うのです。ですから、これをしながわ防災体験館に展示してくださいと言おうと思ったのですが、あまりにも場所をとるので、なかなか難しいかというところで、避難生活が長期化したときには、こういうものがちゃんと協定に基づいて提供されるということを、例えば写真やミニチュアか何かで区民に知らしめる必要があると思うのですが、この点、何か工夫をお願いしたいのですが、いかがでしょう。

○中島防災課長 簡易間仕切りの段ボールベッドの協定は、平成29年に、先ほどご紹介いただいたボランタリー・アキテクツ・ネットワークと締結しております、展示等は今まで行ってきていないところですが、あくまで区は備蓄ができていないので、協定に基づいて届けてもらうということをしっかりと周知することも含めまして、展示のあり方について検討していきたいと思っております。

○あくつ委員 最後に要望ですけれども、これは私も、地域の防災の会議などに出るとお願ひするのですが、防災訓練の際に、順番でいいので、そういうものの使用というか展示もお願ひしたいと思います。以上です。

○大倉委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 314ページ、都市開発費、大崎駅周辺地区再開発事業について、東五反田二丁目第3地区再開発について伺います。委員長の許可を得ましてiPadに資料を入れましたので、今、表示させていただきます。

先日の建設委員会で報告されたのですが、この再開発は、目黒川沿い北側の1.6ヘクタールの地域に、110メートル、20階建ての業務棟、150メートル40階建てのマンションを建てる計画です。現況は、IMAGICAをはじめ、8階建てのマンションは1棟あるだけで、5階建て以下の建物がほとんどです。

2枚目をご覧になっていたければ、北側には、既存の再開発で建てられたタワーマンションや区立日野学園があり、この計画が進めば、3枚目なのですが、日野学園の建物とグラウンドは、9時から4時まで、日照が大幅に奪われることになってしまいます。この再開発の協力企業は竹中工務店で、再開発準備組合の事務局も務めています。

準備組合による説明会が9月末に2回行われまして、私も土曜日の会に参加しました。既に、事業者である準備組合から区にその報告もあったかと思うのですけれども、それぞれの説明会の参加人数、また参加者から出された、計画に対する変更を求める意見について、準備組合からはどのような報告が区にあったのか教えてください。

○稻田都市開発課長 事業者説明会と通称で呼んでおりますけれども、事業者が地域の皆様方に再開発の説明をしたというところでございます。9月26日木曜日が139名、9月28日土曜日が117名でございます。現在、速報として議事録が来ているというところで、打ち合わせの形式の報告はまだやっていないところでございます。これから行うというところです。ただ、議事録を見ますと、周辺にマンションや高層ビルが建っておるのですけれども、そちらの方々から、「真向かいになります」という話とか、あと、車の駐車場の出入りの辺についてどうかというような話もございました。今、議事録を読んでいる段階でございますので、今後、説明会の内容等を準備組合と調整をしていきたいと思っております。

○安藤委員 当日、品川区の職員もどなたか参加したと思いますので、伝わっているかと思うのですが、紹介しますと、例えば、「今でもビル風がすごい。40階が妥当なのかもう一度お考えいただきたい。次の説明会はいつなのか」。あるいは、「北側に既にタワーマンションと学校があるにもかかわらず、ここまで高いものが出てくるとは正直思わなかった。御殿山小学校のときは、少なくとも建て替え時に学校の位置をずらすなど配慮がされていた。子どもの環境が劣悪になる」。また、既存の再開発マンションにお住まいの方からは、建物が近過ぎるという話もありましたけれども、「三井に相談したら、今言ったほうがいいと言われた。ある不動産屋からは、この計画で資産価値が半減すると言われた。隣のマンションからもっと離して建てるなど、計画を根本から立て直してほしい」などの意見が出ていました。

しかし、事務局の答えは、大きっぽな配置やボリュームについては、これを前提として進めさせていただくことをご理解いただきたいと、計画の骨格部分を変える姿勢が全く見られませんでした。根幹の建築物のボリュームや配置について、この説明会で出されたこれらの住民の意見は、計画案の作成の上

で反映する考えが事業者には全くない。住民参加のまちづくりという発想からは、これは真逆だと私は思うのですけれども、これでよいと思っているのでしょうか。区の考え方を伺います。

○稻田都市開発課長 市街地再開発事業でございますけれども、これは地区の権利者の皆様方がまちの課題を解決するというところで、準備組合が設立してから3年程度たつのですが、いろいろと話し合って、まちづくりを考えてきているという状況のものでございます。区は、それで道路を拡幅したり広場をつくったり公園をつくったり、またこの場合は目黒川沿いですから、景観的なものも考えたりということでございます。それで、この地区でございますけれども、ここは、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域というところで、区はまちづくりを行ってきたところでございます。大崎の工場が転出して、その跡地にマンションやオフィスなどの無秩序な開発を防止するというところで、品川区はまちづくりに取り組んできているというところです。このような計画、また品川区まちづくりマスターplanをもとに、この地区的まちづくりをやるというところにおきましては、このような建物の大きさや、まちづくりの方針に合った建物等を建てていくというところでございます。

○安藤委員 秩序を立ててつくった計画の結果が、こういう結果なのかと私は思います。

お伺いした、計画案の作成にあたり、その骨格のところに住民から出された意見を反映する考えが全くないということを、事業者が表明したのです。それを、住民参加のまちづくりという点から、これでいいのですかと伺ったので、それについては後でちゃんとお答えいただきたいと思います。

あわせて質問します。これは特に深刻だと思いますのが、区が上位計画で誘導する開発ですよね。地区的権利者が話し合って決めているという話もありましたけれども、計画段階から品川区がアドバイザーで入ってやっているわけです。にもかかわらず、区立学校に通う子どもの教育環境が一顧だにされていないという、この点です。私は建設委員会で、日野学園の日照で、教育委員会に意見は聞いたのかと質問しました。課長は、「本地区は日影規制のない地域となっている。この区域は都市再生緊急整備地域に指定されており、その大きな目的に向かって整備してきている。日野学園もこの地域にふさわしい中の学校というところで建設されてきたと認識している。今回の市街地再開発は重要なことで、マスターplan等に従いながら今後進めていく」と述べた上、「当然、学校、教育委員会にはこの事業の説明等は十分にしている。学校、教育委員会等の反応ですが、教育委員会等もこういう地区にあるということにおいては十分認識されていると、私ども都市計画の部署は認識している」という答弁でした。

伺いますけれど、なぜこの地域は、御殿山小学校、日野学園と、2つの学校がありながら、日影規制がないのか。まちづくりと言うなら、学校、教育環境に配慮するルールや規制は当然あってしかるべきではないのか、伺いたいと思います。また、あわせて、区教育委員会にも伺いたいのですが、先ほど紹介したような課長の答弁内容で間違いないのでしょうか。学校生活の日照をこれだけ奪う超高層ビルをこれから新たに建てるについて、子どもたちの教育環境にとって問題がない、やむを得ないことと考えているのでしょうか。伺います。

○稻田都市開発課長 この地区でございますが、都市再生緊急整備地域、要するに、まちを高度利用していくというところにおきまして、60ヘクタールの中で、まちづくりを行ってきてているという地区でございます。そういう中で高度利用を図っていくというところにおきましては、建築基準法の日陰規制のない地区となっております。ただ、そうはいいながらも、やはり北側に日野学園があるので、区も検討会等にオブザーバーで参加してきましたけれども、建物が2棟建つのですが、その間をなるべく広くする、それから建物の幅も日陰の方向に向かって細くするというような対応もとってきたところでございますが、日陰はやはりできてしまう。周辺のビルの陰もあわせて、複合的な陰などにもなるのです

けれども、どうしてもできてしまうというところでございます。

○有馬庶務課長　　今回の日野学園の前にできる高層ビルの件でございますけれども、都市開発課から計画を聞いたところでございます。かなり日陰のところは影響が出るということをお伺いいたしました。できるだけ日陰の影響が出ないような形で、どういう形になるのかということは確認しながら、話を聞いているということでございます。一応、学校への影響が大きいということではございますけれども、一応、今の法令に沿った形での計画ということですので、そういうところでの認識をしているということでございます。

○安藤委員　　本当に、法に沿った形であればいいという問題ではないと私は思いますけれども、当事者の日野学園やPTA、校長や保護者、子どもたちへの説明はどのようにされているのか伺います。

○稻田都市開発課長　　事前の説明は、学校等関係者におきましては、校長先生に私どもが伺って、この内容等を説明してきているというところです。

○安藤委員　　本当に被害を受ける当事者には説明されていない。校長だけというのは、私はあまりにもどうなのかと思います。それで、副都心や都市再生緊急整備地域など上位計画を振りかざして、その中ではみずから都市の居住環境の向上を実現するなどとうたいながら、超高層ビルによる周辺環境、特に子どもの教育環境などお構いなし、私はこれは都市計画には値しないし、本当のまちづくりとはほど遠いと思います。さらに、こうした都市計画案が、地域内の地権者を巻き込んだ開発大企業の意見のみで進んでいるということが、私は大問題だと思います。都市計画法第16条には、公聴会の開催等が定められておりますが、その第1項には、市区町村は都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすると定めています。その趣旨を国土交通省は、都市計画運用指針でこう説明しています。「法第16条第1項では、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会・説明会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。これは、都市計画の案が作成された後の手続としての法第17条の縦覧および意見書の提出とは別に、都市計画の案の作成の段階でも、住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である」。さらにこう言っています。「都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会をさらに拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称変更その他、特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催すべきである」と述べているわけです。

翻って今回のケースでは、建設委員会の資料を見ますと、「今後の予定」に公聴会がないのです。都市計画法第16条に基づく都市計画原案の縦覧および説明会とありますけれど、これは開発地域内の地権者のみが対象の説明会であり、さつき紹介したような、都市計画法第16条第2項に基づくもので、第1項にある公聴会の開催予定がないのです。私は、運用指針の趣旨に鑑みれば、また昨今の再開発によるビルの超高層化での周辺地域への影響の大きさを考えれば、地域内の地権者のみ対象とした、第16条第2項による説明会だけで計画案を作成するのは明らかに不十分だと思います。都市計画法第16条第1項に基づく、周辺住民も広く対象にした公聴会を、この原案の段階で、つまり案をつくる段階で開催すべきではないのかと思います。国土交通省の運用指針に基づいて、その開催を求めますが、いかがでしょうか。

○稻田都市開発課長　　建設委員会での資料の表面の3番「今後の予定」というところで、原案の縦覧および説明会、これは第16条、権利者へ向けての説明会。それから第17条でございます。建設委員会資料は「縦覧」とは書いておりますが、これは説明会もあわせてやっていこうと考えております。広

く一般の方々に広報して説明会をやっていこうというものですございます。今回の事業者説明会におきましても、半径300メートルの範囲でチラシをまきまして、広く皆様方の意見を説明するというところでやってきたものでございます。そういうことで、公聴会の開催等は、予定してございません。

○大倉委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、決算書の329ページ、建設型区民住宅管理費および借上型区民住宅管理費について伺います。区民住宅については初日にもお伺いしたのですけれども、来年4月から改正民法が施行されるということで、重要な点だと思いますので、今日もお伺いしたいと思います。

まず細かい項目で、管理費の中に、滞納使用料等納付促進委託と、長期滞納者対応経費というのがあるのですけれども、こちらの中身、内容についてご説明いただければと思います。

○森住宅課長 決算書の滞納委託についてでございますけれども、残念ながら滞納されている方、あるいは6ヶ月以上滞納が続いている方について、それぞれ弁護士等への相談であったりということの経費で計上させていただいたものです。

○松本委員 今、6ヶ月という話が出てきまして、初日に滞納者に対する明け渡しの請求は何ヶ月分の滞納でというふうなご質問をさせていただきましたけれども、今おっしゃったように6ヶ月という数字が出たかと思います。確認なのですが、この6ヶ月というのは、いろいろな時点があるかと思うのですけれども、弁護士などへの対応を依頼するタイミングなのか、明け渡しの請求で内容証明を発送するタイミングなのか、訴えの提起をやってしまうタイミングなのか、いろいろと段階があると思うのですけれども、どの段階が6ヶ月という認識でしょうか。お願いします。

○森住宅課長 弁護士への相談につきましては、月1回、定期的にお話をしております、6ヶ月を待つまでもなく、それぞれ相談をお願いし意見を聞いています。6ヶ月という話になりますと、当然それまでに事情をご説明させていただいたり、ご事情を聞いたりという形で、明け渡し請求に踏み切るかというところのタイミングでございます。

○松本委員 では、内容証明を送るぐらいが大体6ヶ月と考えてよろしいでしょうか。

○森住宅課長 そのタイミングでございます。

○松本委員 実際に明け渡し請求の訴訟や使用料請求の訴訟を提起されているのは、大体5年ぐらいでいいのですけれども、大体何件ぐらいあるものなのでしょうか。

○森住宅課長 昨年度につきましては1件ございました。

○松本委員 初日からの繰り返しですけれども、区民住宅使用料は区民の区営住宅と滞納料、高額になりやすいというところがありますので、6ヶ月と言わずに、できるだけ早めに対応していただければと思います。

引き続き、区民住宅なのですけれども、使用料の回収というところで考えていきますと、連帯保証人への対応が大事になってくるかと思います。連帯保証人が資力を失う、連絡がとれなくなるというふうになってくると、いろいろと手続も困ってくると思うのですが、品川区立区民住宅条例施行規則第6条2項では、連帯保証人が保証能力を欠いたときなどには、使用者は新たな連帯保証人を立てることとなっているというふうになっています。区民住宅の使用開始後、連帯保証人の保証能力の調査はどうなっていますでしょうか。

○森住宅課長 基本的には、入居されるときに連帯保証人をつけていただいて、その方の印鑑をついたもの、それから、滞納があったときにはお支払いしますというような文書をいただいているところでございます。

○松本委員 今のご答弁だと、契約のタイミングになるかと思うのですが、契約をした後には、そんなに調査をしていないという理解でよろしいでしょうか。

○森住宅課長 基本的には連帯保証人の方に請求するタイミング以外で調査はしていないところです。

○松本委員 そこが多分、一般の民間賃貸との違いが大きく出てくるのかと思っていまして、区民住宅の1つの特徴として、更新の手続がないというところを挙げられるのではないかと思います。普通の民間ですと、大体2年から3年で更新が来て、そのタイミングで連帯保証人の保証意思の確認といったことが行われて、同時に保証能力はちゃんとあるのかも確認したりするのですけれども、区民住宅は、場合によったら5年とか10年、保証能力を確認できないというようなことが起こってきて、それが1つ、最終的に回収できないというところにもつながり得るのではないかと思うのです。なので、例えば2年ごとに、資力をどこまで確認できるかというのはあるのですけれども、少なくとも連絡をとっていただきて、保証意思があるのかというようなところは確認していただいたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森住宅課長 連帯保証人の資力の確認というところでございますけれども、滞納が始まってから1ヶ月、2ヶ月とたつに当たって、連帯保証人にそれぞれ連絡しているところでございます。その際に、保証能力についても確認しながら、連帯保証人、それから使用者に対して、滞納額の納入ということをお願いしているところでございます。

○松本委員 そこなのです。実際に民間でもあるのですけれども、やはり滞納が始まつてから連絡すると、業者の中には、更新のタイミングでちゃんと保証人に連絡していなかつたというのがあって、最初の保証意思の確認から5年とか10年たつていて、もう全然、縁も切れているというのがあるのです。なので、そのあたりは、できるだけ確認を、滞納が出てからというよりも、その前のタイミングで確認をとっていただきたいと、これは要望しておきます。

次に、これは先ほどお話で出させていただきましたけれども、来年の4月からいよいよ改正民法が施行されるということで、こちらを少しお伺いしたいのですけれども、来年の4月から、今度、連帯保証人に対する場合には極度額の定めが必要になってくるというふうになります。これは、区民住宅でも同じことになってくると思うのですけれども、この極度額について、現状の検討状況等があればお伺いできればと思います。

○森住宅課長 委員ご指摘のとおり、民法改正に当たりまして、連帯保証人を設定する、あるいは設定する場合には極度額を何円と、あるいは入居時の家賃の何ヶ月分というふうにきちんと定めるというようなことが規定されるということになってございます。今、区民住宅、区営住宅につきましては、連帯保証人のあり方といいましょうか、設定の方法について、他区の状況も確認しながら検討を進めているところでございます。

ただ一方で、区民住宅の使用料の適切な徴収ということを考えますと、一定程度、そういう滞納額のお支払いをしていただく方というところは必要なのかと考えておるところでございますので、他区の状況あるいは都の状況を確認しながら検討していきたいと考えております。

○松本委員 これは難しいのが、民法の改正は、既存の契約はもともとの民法が適用されるということになるのですけれども、ただ一方で民間のほうでも結構気に入っているのが、極度額の定めが必要ということで、報道は多分これからどんどんされていくのだと思います。そうなってくると、既存の連帯保証人から、極度額を設けてほしいとか、あるいは連帯保証関係を離脱したいのだというふうな連絡なども来るのではないかと思うのですけれども、そういう対応方針などがあればお願ひいたします。

○森住宅課長 今現在につきましては、新しく契約される方に対してどのような対応をしていくかというところの検討でございますが、委員ご指摘のように、既存の方からもお問い合わせがあつたりすることは考えられると思いますので、その辺についてもどういう対応をしていくか、住宅課の中で検討していきたいと思います。

○松本委員 あと、改正民法の関係で、ちょっと細かいのですけれども、経年劣化部分の現状回復義務も一応、自治体の公営住宅との関係で少し問題になり得るというところがあるみたいで、経年劣化部は、改正民法では原状回復義務の範囲から外しているのですけれども、一応、任意で原状回復義務を入れることも可能と考えられているようです。なので、このあたりはぜひどういう対応をとられるのかというところをご検討いただければというところで、これは時間がないので要望というところでお願ひいたします。

以上です。

○大倉委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、295ページ、規制・許可事務費について、317ページ、武藏小山駅周辺地区再開発事業についてをお伺いいたします。

1点目に、規制・許可事務費についてお伺いいたします。袖看板を中心にお伺いいたします。公共用物の占用料の性質については、対価説と報償説の2つの考え方があり、占用料の算定に当たって土地の使用について現に明確な受益が発生している一般の土地の賃貸借に類似していることに着目し、対価説をもとに占用料額を定めていると思いますが、表示面積が2平方メートル未満である袖看板を全額免除とする根拠をお知らせください。

また、商店街などの統一された看板は2分の1の減免となります、商店街などというのはどのような袖看板でしょうか。減額の理由も教えてください。また、平成30年度に屋外広告物など実態調査を実施しておりますが、現在、未申請、未更新などの不適切な状態にある袖看板はどのくらいあり、どのような看板などが多く、ルールが守られていない主な理由は何でしょうか。屋外広告物等実態調査の結果と未更新・未申請の通知など、その後の対策がどのように進んでいるのかもお聞かせください。

○今井土木管理課長 屋外広告物実態調査のうち、袖看板を中心としたご質問ということで、まず袖看板については、道路上に突き出している看板でございますので、道路占用料の対象になります。今、委員ご指摘の2平方メートル未満の袖看板につきましては全額免除しておりますが、設置者の方が個人商店や中小企業の方が多いことから、商業の振興の観点で免除しているもので、これは袖看板全体のおよそ8割にのぼるものでございます。

次に、商店街等の統一された看板に関するお尋ねですが、こちらにつきましては、いわゆるアーケードの上のほうに、同じ大きさ、同じ高さで並んでいる看板がございまして、こちらにつきましては一定の高さと大きさで統一された看板でございますが、大体これも2平米未満ですので、基準としては2分の1ということで設けておりますが、実質的には2平米未満ですので免除ということになっております。こちらも商店街の振興、そして、やはり景観上、統一されたものですので、こちらは景観上の観点からも免除または2分の1ということで規定しているものでございます。

それから実態調査でございます。袖看板に絞ってお答えいたしますけれども、現在、袖看板自体は、申請前は900件程度の許可件数でございましたが、実際に区内全域で調査した結果、未申請が1,000件程度あるということがわかりました。このうち8割程度については、何らかの改善を求める必要があるということで考えておりまして、基準を満たしていないという理由については、主に道

路面からの高さの基準を満たしていないところがあるということでございます。私どもも、このような未申請のものにつきましては、今回調査をして知りましたので、引き続き、毎年通知をお送りするなど、改善を求めていくものでございます。

○横山委員 減免ですとか2分の1の減額ですとか、商店街の振興であったりということで根拠をお聞かせいただきて、適切に運用していただいているということがわかりました。ただ、調査で1,000件ほど未申請等があるということで、申請や更新をして許可があれば適法になるものと、そうでないものがあるという状況なのですが、非常に公平性を欠いていると考えます。ルールを守って、看板やサインなどの申請や更新をして、占用料を支払っている方と、申請をせずに占用料を支払っていない方がいる現状について、公平性の観点で区のご見解をお聞かせください。また、袖看板の除去後の持ち主・事業者などへの対応と、不適切な状態に対する措置についても、現状と課題をお聞かせください。

○今井土木管理課長 今の占用料は、未申請の方を含めてですけれど、やはり袖看板を含め、屋外広告物について周知について、やはり区としてももう少し事業者の方々に周知していくことが必要だということを、この調査を通して実感したところでございます。ただ、袖看板は道路に突き出していることから、交通安全の面、歩行者の安全の面でも、やはり公平性、安全性の面からも、申請していただけるようにルールの周知に努めていきたいと思っております。また、広告物の除去をしていただいた方は既に20名程度いらっしゃいまして、今後、除去する予定と聞いています方もいらっしゃいます。今回、補修の必要があるという袖看板が幸いにも調査の結果なかったのですが、やはり安全性も含めて、毎年、目視などをし、不必要的袖看板については撤去していただきたいと考えております。

○横山委員 申請をしなければならないことを知らない方もいらっしゃると思いますので、建築確認の際に建築課で指導したり、飲食店などの袖看板については生活衛生課で営業許可の際に指導するなど、今回の調査結果をもとに、さまざまな機会を通じて、道路占用許可申請の必要性があることを建築主やテナントなどに周知していただきたいと要望いたしますが、ほかの部署との連携について、最後、お伺いいたします。

また、2点目に、武蔵小山周辺地区再開発事業についてもお伺いいたします。通勤時間の駅の混雑、保育園や幼稚園のみならず、働く世代や学生なども場所がなくて困っています。放課後の図書館の座席、スーパーの自転車置き場、終電でも座る場所がありませんというお声を区民の方から聞いています。例えば東急電鉄のホームページを見ると、分散乗車とオフピーク通勤・通学にご協力くださいということで、列車ごとの混雑状況が載っており、東急目黒線、西小山駅発ですと混雑のピークは7時53分から8時18分、武蔵小杉駅発は7時57分から8時27分です。まち全体としてさまざまな場所での混雑率の高さによる不快感を軽減するなど、区としても民間企業などと連携しながら改善策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大崎、大井町などの拠点性のある地域では、ある一定の基盤や駅の機能が整備されていると思いますが、都市開発事業などによって新住民が急増する場合も含めて、居住人口の集中と分散について研究を進めていただきたいと要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

○今井土木管理課長 袖看板を含む屋外広告物のルールを含めて申請の周知ですけれども、既に建築課では窓口で配布している窓口一覧の中に記載されていることでございますが、そのほか、今、例示のありました生活衛生課を含めて、ほかに有効なPRの所管があれば連携して対応していきたいと思って

おります。

○稻田都市開発課長 市街地再開発事業におきましては、まちづくりマスターPLANに基づく拠点地区等を中心にまちづくりを進めております。これは、この拠点の活力をつくるという意味で、さらに発展させていくというところで進めているところでございます。一方で、発生する駅の混雑等々におきましては、関係する事業者等々、情報共有をしながら、さらにどのような方法がいいのか等を、事前に、また引き続き協議しながら進めていきたいと考えております。

○横山委員 有効なPRの方法というのはぜひ模索していただいて、袖看板のほう、よろしくお願ひいたします。

まちづくりのほうなのですけれども、ちょっと時間がありませんので、警察庁、文部科学省、国土交通省の安全で安心なまちづくり、防犯まちづくりの推進の中で、都市開発事業が予定されている地区の特性として、事業期間中においては、地区内で住宅が減少するため侵入犯が減少することもあるが、地区周辺に犯罪が転移する可能性がある、また都市開発については、まち全体を防犯に配慮した物につくりかえる絶好の機会であることから、設計段階から防犯に留意して整備することが望まれるなどとあります。今後、ビッグデータ等も活用しながら、犯罪被害の発生を抑止したり、地区周辺も含めて、都市開発事業を、まち全体の防犯に配慮したものにつくりかえる絶好の機会と捉えて、安全安心のまちづくりを進めていただきたいと考えますが、一言お願いします。

○稻田都市開発課長 市街地再開発事業を進めるに当たりましては、地域の課題が、いろいろございます。そういうさまざまな課題を抽出しながら、もちろん防犯も含めて、まちづくりを進めていきたいと考えております。

○大倉委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは、307ページの水辺利活用事業の舟運社会実験結果検証委託について、309ページの浸水対策事業について、少し戻りますが297ページの交通安全啓發費について、お聞きします。

まず、307ページの水辺利活用事業の舟運社会実験結果検証委託に関連しまして、オリンピックに向けた水辺活用についてお聞きします。先週末、しながわ水辺の観光フェスタが、天王洲、八潮、勝島、五反田などで開催されました。特に天王洲では、大井の権現太鼓やヘブンアーティストの大大道芸など盛り上がるなど、約3,000発の花火が打ち上げられました。品川区も共催されていましたが、イベントを通して感想を一言聞かせてもらえますでしょうか。

○古巻文化観光課長 先日、10月5日・6日を中心を開催されました天王洲・キャナルアートモーメントを含めまして、しながわ水辺の観光フェスタでございますけれど、キャナルアートモーメントのほうは国の受託事業ということでございましたけれども、区としましても後援をしていくということで、支援を十分にさせていただいております。私も、5日・6日と、夕方以降を中心に現地を拝見いたしましたけれども、大変な人手があって、特に天王洲地区は大変にぎわっていたという印象でございます。特にキャナルアートモーメントのオープニングセレモニーでは、橋本オリンピック・パラリンピック担当大臣、それから濱野区長のご挨拶がありまして、その後のステージイベントでは大井権現太鼓が演奏を披露するといったようなことで、2020年に向けて、品川区がオリンピック・パラリンピック大会の機運醸成に十分取り組んでいることのアピールができたのではないかと考えております。

また、区の共催事業であります、しながわ水辺の観光フェスタとも十分に連携いたしまして、各地で水辺のイベントが催されたということで、大変に地域の中で水辺を大事にして、品川区の水辺の魅力が

十分にアピールできたのか、盛り上がっていったのかと思っておりますし、また、さらに来年に向けた期待感も感じさせる2日間だったと考えております。

○小芝委員 懇切丁寧な感想をありがとうございます。

委員会が始まる前に区のホームページを拝見しましたが、観光フェスタの記事が載っておりませんでしたので、早目に載せていただければと、これは要望としてお話しさせていただきます。

今回のイベントを通じまして、湾岸エリアをおもてなしに活用できる可能性を再認識いたしました。今、天王洲を含めて、屋形船や水上タクシーがお台場周辺を行き交い、観光客に東京の湾岸エリアの景観を提供しています。オリンピックに向けて、またその期間中も船が競技会場周辺を行き交いできれば、理想的なおもてなしを提供できると思いますが、オリンピックの選手村が開かれますと、海上警備の関係上、船が運行できる海域は狭まってしまいます。海域が狭まれば、利用できる桟橋も限られてきます。オリンピック・パラリンピックの開催期間中、地上の交通網が混雑することは避けられない以上、船を活用しました交通の利便性を追求することも十分に考えられます。交通の利便性を確保するために、舟運を品川区の海岸エリア全域にまで拡大していくべきと考えております。制限されない海域で景色を楽しむだけでなく、例えば先ほど話しました大井の権現太鼓やヘブンアーティストといったもので楽しんでもらうというのも、おもてなしではないかと考えております。品川区にはたくさんの屋形船がございます。江戸情緒の残る屋形船に乗っていただき、そこでおもてなしができれば、訪日外国人は、オリンピックの感動に浸るだけでなく、日本のおもてなしに感動し、帰国の途につくことと考えます。長くなりましたが、来年のオリンピック・パラリンピックに向けて、湾岸エリアの活用に向けたお考えと、そして舟運へのお考えをお伺いいたします。

○松本河川下水道課長 品川区では今、五反田地区に新しい桟橋を設置しております、12月にオープンする予定でございます。あわせて、区有桟橋につきましては、全部で6カ所ございます。今、そちらの桟橋のルールに向けて、品川区観光振興協議会の水辺部会を利用して意見を聞きながら、いろいろな舟運関係者に使っていただくようなルールを策定しているところでございます。

○小芝委員 次に、309ページの浸水対策に関連して、立会川の未来像についてお聞きします。

立会川の浸水対策は、立会川雨水放流管が完成すれば、これまで立会川に流れていました汚水まじりの雨水が大部分、この放流管を通ることで、水質浄化が各段に進むことは、立会川近辺の住民にとりましては朗報となります。また、これまでにわたり立会川の浸水対策に議会で発言してこられました諸先輩方にも敬意を表するものでございます。放流管の工事が完了しますと、川の水量が相当減るそうですが、きれいになりました立会川の両端を緑道にして、子どもが水遊びできるぐらいになれば、近隣住民にとりましても、そこは憩いの場になり、そして地域の交流に資することにつながります。

そこで2点質問いたしますが、まず、放流管工事の後、立会川に流れる汚水まじりの雨水の量は大体どの程度まで減るのでしょうか。また、工事の後の立会川の未来像をどのようにお考えかをお伺いいたします。

○松本河川下水道課長 雨水放流管の整備以降の河川に流れる水量でございますが、1秒当たり15トンまで減るということになってございます。

立会川雨水放流管の完成後の立会川の整備の方針でございますが、東京都において、立会川整備基本方針、立会川の整備計画というものを、平成27年に策定しております。こちらで、地域に活かした親しめる川の創出を、河川整備計画の基本理念と定めまして、地域住民や地域自治体、NPOとの連携に基づく、地域づくりと密接にかかわった河川整備を実施するとしてございます。具体的には、樋門の河

川整備により、洪水・高潮に対する安全性を確保するとともに、河川管理上、支障のない範囲で、魚類等の生物の生息する豊かな自然を創出するとしてございます。こういった整備を進めていただくよう、区として早期実施を求めていきたいと考えております。

○小芝委員 続きまして、297ページの交通安全啓発に関するお聞きします。

品川区も着々と自転車専用道路が増えていると認識しております。私も自転車専用道路のある立会道路を利用して、歩行者との接触を恐れることなく走行できます。しかしながら、最近は電動自転車の普及により、高速で移動される方も多い中で、残念ながら子どもを乗せたまま信号無視をされる方も散見されます。都内の交通事故の統計を見ますと、自転車が関与する事故は全体の36.1%、2013年以降で最も高いパーセンテージを示しております。事故の状況で最も多いのは出会い頭の事故です。区内の事故は277件、前年度比では32件増です。自転車の通行の安全対策として、現状とこれから対策を教えていただけますでしょうか。

○古郡交通安全担当課長 品川区内の事故の状況なのですけれども、自転車の関与率が非常に高く、35.2%ということで、都内より若干低いのですけれども、そういった状況でございます。対策としては、私ども、スケアード・ストレイトや親子自転車教室といった形で広報なり指導をしているような状況でございます。今後も引き続き、こういった内容で、自転車の安全利用五則とか、そういったものを遵守するような形で実施していきたいと考えております。

○小芝委員 最後になりますが、道路交通法第63条の11と、都の条例によって、保護者に児童へのヘルメットの着用を努力義務として規定しております。区でもぜひとも保護者の皆様に、児童へのヘルメット着用を促していくいただきたいと考えています。これは要望としてお話しさせていただきます。

○大倉委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、317ページの戸越公園駅周辺まちづくり事業にかかわって、戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編と、補助29号線について伺います。

7月2日の建設委員会に、戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編（素案）が報告されました。補助29号線と鉄道立体化を契機に、駅周辺半径700メートル、153ヘクタールという、かつてない範囲を対象とするものです。地域のブランドアップのために、旧荏原第四中学校跡地などを利用することなども書かれています。現在、駅前では、23階建て85メートルの超高層マンションが進められています。この基本計画のパブリックコメントが行われました。まず、この基本計画編のパブリックコメントの意見の数と、どういった意見があったのか伺います。

○東野まちづくり立体化担当課長 戸越公園駅周辺まちづくりビジョンの基本計画編ですが、以前、2015年に策定いたしました戸越公園駅周辺まちづくりビジョンを補足するような形で、今回取りまとめを行っているようなものでございます。パブリックコメントの意見の通数につきましては、全部で155通いただいてございます。その意見には、反対、賛成の意見等もございまして、今、中身について精査しているところでございます。

○のだて委員 155通で、賛成・反対もいろいろあったというお話をしました。賛成・反対の数がもしわかれば教えていただければと思います。

私はかねてから、「超高層ビルはこのまちにはふさわしくない。親しみのある商店街がなくなってしまう」と言ってきました。住民の方からも、「ますますの人口集中で、災害対策など不安を増すばかり

である」という声ですとか、「品川区はお金持ちに住んでもらいたいと考えているのか」と、超高層ということで、そういうお声が上げられています。また、「すばらしいまちコミュニティーを壊す高層ビルは要りません」ということで、反対の声も賛成の声もあるということで、やはりこの住民の声を受け、どのように修正していくのか伺います。

○東野まちづくり立体化担当課長 先ほど155通ほどいただいたということでお答えいたしました。そのうち、意見は複数ありますて、トータルで考えますと423件ほどございます。そのうち、賛成の意見が73件、反対の意見が161件、要望が189件ございます。反対の主な意見といたしましては、委員が今おっしゃったような再開発に関するもの、補助29号線に関するもの、それから高架化に関するもの、そういったものが挙げられているところでございます。一方、賛成の意見につきましても、駅前広場に関するものとか、立体化、高架化に関するもの、そういった賛成の意見もあわせていただいているところでございます。また、まちづくりそのものに対する意見が多く寄せられているようなところでございまして、そういったものを精査し、こちらの基本計画編に反映させるところについては反映させていきたいと思ってございます。

○のだて委員 反映させるところに反映させるというお話をしたけれども、どう反映させていくのかがよくわからないのですけれども、もしさらに答弁がありましたら伺いたいと思います。

この計画の策定に向け、ワーキンググループが行われて、そこでの意見で、「何をしたらいいのか、よくわからない」と出されました。やはり住民がいきなり計画を見ても、よくわからないというのが率直だと思います。まちづくりについて、そこにお住まいの方だけでなく、周辺の方にも大きく影響します。パブリックコメントを行う際には、説明会を行うことで多くの意見を出してもらうためにも、そして、説明会の中ではほかの人の意見などを聞いて、自分の考えを整理することもできると思いますので、パブリックコメントを行う際に説明会の開催を求めますがいかがでしょう。

○東野まちづくり立体化担当課長 まず、いただいたご意見の反映につきましては、中身につきまして現在精査しているところでございます。その中で、取り上げるもの、抽出できるものについては反映を考えているところでございます。

それから、パブリックコメントを行う際の説明会の開催というところでございますが、委員からもお話をありました、現在、東急大井町線立体化促進ワーキンググループを、地域の方々、町会、商店街、それからまちづくり協議会等々から選出いただきまして、その中で、この基本計画編についてご説明したところでございます。また、その際には、地域の町会長、それから地域センターの所長などもお呼びしまして、トータル的に説明を行ってまいりました。その中で出たご意見が、最初、初見ではわからなかつたという部分がございますけれども、その後、いろいろなご意見をいただいているところでございますので、そういった形で周知してきたと捉えてございます。

○のだて委員 説明した後、いろいろ意見が出てきたということです。つまり、やはり説明しないと、いきなり見て意見を出せるというものではありませんので、町会長や商店会長など、一部の方だけではなく、さらに多くの方に向けて説明会を開催していただきたいと思います。

計画の中身について伺います。これから施策の方向性と取り組み方針のところに、都市型住宅と生活利便施設との複合施設を促進との記載があります。これは、現状では超高層マンションになっていくのではないかと思います。対象エリア全体が再開発エリアになってしまふのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○東野まちづくり立体化担当課長 もともとのまちづくりビジョンの中におきまして、東地区、西地

区、それから南地区、北地区という形で、地区を区切って計画してございます。その中身を、現在の再開発等の計画等もあわせまして、基本計画編に落とし込んでいるということでございますので、全体がそういう地区であるということではございません。

○のだて委員　　全体が再開発エリアではないとおっしゃいますが、計画には、品川新駅周辺に勤務する人が住むポテンシャルを持っているとか、戸越公園駅などの公共施設をブランドアップに利用するなどということが書かれております。また、品川区のまちづくりの冊子にも、区のまちづくりとして載っているのが超高層ビルばかりだということで、この計画の範囲内はやはり再開発の対象となるのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○東野まちづくり立体化担当課長　　周辺の再開発の状況なども踏まえてということでございますけれども、戸越公園周辺におきましては、現在、駅の南北での開発計画を住民が計画しているところでございます。それ以外の再開発の計画というものは、この地区では現在はございません。

○のだて委員　　現在は計画がないとおっしゃいますが、今後どうなるかわからないということだと思いますので、ぜひ、その前提ではないということであれば、再開発を進めるというのはやめていただきたいと思います。

また、この計画には、歩いて暮らせるまちづくりということが書いてありますけれども、これについて、区は、生活の諸機能がコンパクトに集合したまちづくりと説明していました。超高層ビルができれば、強風でお年寄りや子どもは歩くことができなくなります。現在、駅南側の戸越公園駅前南口商店街端の交番のある交差点で、既に両側にビルが新しく建ちまして、風が強くなっています。その先の商店街では風が弱まっておりました。実際に、この間、超高層ビルが建てられたところで、強風によって周辺の住民の屋根が飛ばされるという被害もたびたび起こっているということです。超高層ビルが建てば、逆に歩いて暮らせなくなるのではないか。伺います。

○東野まちづくり立体化担当課長　　再開発ビルにつきましては、風環境も事業者できちんと精査を計画しているところでございます。

○大倉委員長　　次に、こんの委員。

○こんの委員　　私からは、301ページ、自転車推奨ルート整備、305ページ、大森駅歩道橋、311ページ、JR京浜東北線大井町駅エレベーター設置助成、そして315ページ、広町地区整備検討からお伺いしたいと思います。

まず、大森駅歩道橋とJR京浜東北線大井町駅エレベーター設置助成は共通する課題ですので、一括してお聞きしたいと思います。具体的には、バリアフリー化、そして利便性向上という問題意識から質問したいと思います。まず、大森駅の歩道橋に関連して、大森駅の北口、大井水神公園側の、駅に続く、また山王口へ行き来する、この歩道橋に行くエスカレーター、そして階段のバリアフリー、利便性向上という課題です。ここは、今申し上げたようにエスカレーターと階段で行き来するわけなのですが、ベビーカー利用者、車椅子の方、高齢者の方や障害者の方、こうした方々は、どちらも利用に困難を来ておりまして、大変に不便を感じております。それでは、この方たちはどういった形でそちらに向かわれるのかというと、中央改札のほうにあります駅ビルのエレベーターを使うしかないという状況なのです。なので、駅ビルが閉店している時間は当然エレベーターは使えませんので、大変に苦労されているということなのです。

一方、大井町駅なのですが、中央改札口のほうにあるエレベーターは、容量が小さくて、ベビーカーが2台入るともういっぱいです、ほかの人は乗れない状況で、そこに滞留している姿をよく見ます。また、

このエレベーターは、上がって改札口に向かうとき、その出入り口がとても狭くて、ここも、降りる方と乗る方が混雑しているという状況のところです。また、大井町駅は、バリアフリーというところからみると、上がるエスカレーターはあるのですけれども、下りるエスカレーターがなくて、阪急側から上がるエスカレーターで改札口に向かいます。ですが、阪急側あるいはイトヨーカドー側、いわゆる西側のほうに下りるときのエスカレーターはないので、階段でおりるしかないという状況です。こうしたバリアフリーが、高齢者、障害者、今申し上げたベビーカー利用者、車椅子の方々は大変に苦労されておりまして、大森駅と大井町駅にはこうした課題があります。

そこで、2つに共通することで、まずエレベーターですけれども、大森駅については、こうした課題をどう認識されているかということと同時に、北口のほうに新規のエレベーターを、ぜひ設置していただきたい。何度かこれは要望しているのですが、区境ということもあって、大田区との協議が必要という答弁もこれまでいただいております。その辺の進捗状況はどうなっているのかということも確認させていただきたいと思います。

それから、大井町駅のエレベーターについては、今申し上げた課題のように、容量をまず大きくする。今後、今申し上げた課題のほかに、オリンピック・パラリンピックが始まると、海外からのお客様で大きな荷物を持った方々が、やはりこの駅を使うとなると、このエレベーターは小さくて、乗れない状態となることが予想されます。ですので、オリンピック・パラリンピックまでには間に合わないかもしれませんけれども、今後予測されるそうした外国人観光客の受け入れというところも加味して、このエレベーターの容量を大きくする。そして、改札口に向かうエレベーターの出入り口の向きを変える。いわゆる改札口側の広いほうに、エレベーターの出入り口を変える。こうしたことができるのではないかと思いますが、まずはエレベーターのことについてご見解をお聞かせください。

○鈴木都市計画課長 エレベーターの設置についてでございます。まず初めにJR大森駅の北口のエレベーターでございますが、大森駅につきましては、基本的には今ご紹介いただいたように中央口でワンルートが確保されてございます。区内鉄道駅、全ての駅にワンルートが確保されていますが、今後はよりきめ細やかな複数ルート化という視点も重要なになってくるのかと。こうした意味では、この北口にもバリアフリーの観点からエレベーターの設置をということですが、こちらは、今委員よりご紹介いただきましたが、大森駅自体が大田区のエリアに入っているというところで、大田区も、グランドデザインの中でバリアフリーについての位置づけがされておりますが、どうしても北口には、改札を通ってから、改札の中からホーム階におりるところにエレベーターがございません。やはりバリアフリーの観点からは、この区側の歩道橋の部分にエレベーターをつけて、さらに駅の中の北口改札のところからホーム階におりるエレベーター。これはやはりセットで考えていく必要があるというところで、この辺は、鉄道事業者、大田区とも、いろいろな機会を捉えて話をしているのですが、やはりそれぞれの事業計画の中で今後調整していくというところで、今、調整されているところでございます。東京都も複数ルート化について、今後、整備方針を打ち出していく的なところもしておりますので、こうした議論は加速すると。区としてもしっかりと伝えていきたいというところでございます。

あわせて大井町駅の、委員より今ご紹介いただきましたロータリー側のエレベーター、11人乗りが今現在についてございますが、エレベーターのかごの拡大ということになると15人乗りということも考えられるのですが、こちらについても、やはり複数の車椅子が乗ることを考えると、より大きなエレベーターのかごが必要ということは、委員ご指摘のとおりだと思います。ただ、かごの大きさを変えるということは、シャフト自体を大きくする、大工事になるということで、これもJRには、いただいた

ご意見をお伝えしているのですが、やはりそうした機会を捉えての付け替えについて、区としても求めていくことになるのかということと、それから、エレベーターの出入り口が正面についていないというところにつきましては、やはり通常の動線と交差しない位置にあるということで、やはりエレベーターに乗るための広場みたいなところを設けなければいけないというところもありますので、そうしたところも、引き続きＪＲと、機会を捉えて協議していきたいというところでございます。

○こんの委員　　いずれにしても、前向きに考え方検討を進めてくださっているということが伺えました。大森駅についても、今、私が要望したところへのエレベーター設置も模索してくださっているというご答弁を伺いましたので、ぜひ引き続きご検討をお願いしたいと思います。

大井町の駅についても、そのように考えてくださっている、あるいはＪＲ等にかけ合ってくださっているということもわかりましたので、容量を大きくするとなると抜本的に変えなければいけないということは想像がつきますし、かなりの工事になるということも理解しますので、まずは前向きに考えてくださっていることは伺えましたので、どうか引き続きこちらも検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、大井町駅に、先ほど申し上げたエスカレーターの問題ですけれども、こちらは上がりのエスカレーターはあるけれども下りのエスカレーターがないということから、区民の方からのご提案で、中央改札口と、りんかい線に行くエスカレーターの間に階段があります。ここの階段はわりと広い階段で、ここをおりるとイトヨーカドーのほうに出ます。「ここに下りのエスカレーターがあるととても便利だ」という区民の方の声があります。確かに設置先として、そちらが考えられます。今の、上りのエスカレーターに下りをつけるとなると、階段はものすごく狭くなってしまうので、反対側にエスカレーターを設けるということは考えられるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長　　大井町駅のロータリー側のエスカレーターの件でございますが、やはり利便性を考えると、エスカレーターの上り下りをセットで利用しやすいところにつくというのが理想だと思うのですが、今ご紹介いただいたように、阪急側の階段が非常に狭い。ただ、阪急側のほうがおそらく利用される方が多いので、上りのエスカレーターがついている。ご提案いただきました、りんかい線に向かうエスカレーターの横の階段の利用でございますが、これは、建築基準法の非常用階段に該当するかどうかも含めて、そうした階段に該当しますと、一定規模の幅は確保しなければいけないということござりますので、その辺はしっかり駅全体で、どういった階段、法的な位置づけになっているかということも確認しながら、これもあわせてＪＲと協議していきたいというところでございます。

○こんの委員　　そうした法的なことも見ていただきながら、もし今申し上げたところにエスカレーターをつけていただくとともに、エレベーターの容量を大きくすることで、高齢者などが、エスカレーターのほうを使うとなると、わりと分散して使えるようになり利便性も高まると思いますので、ぜひこちらも進めていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

もう一つ、広町地区整備検討ですけれども、こちらは、庁舎の建て替えも絡めてなんですけれども、この周辺の補助26号線、サンピア商店街の前の道路のあり方を今後どうするのかというところを少しお聞きしたいと思います。ここは両側通行で車の量も大変に多いですし、また車道にも、自転車ナビマークをつけてくださっているのですが、大変にここは混雑しているところです。そうしたところに、今後、庁舎の建て替えでこの一帯を変えるとなると、また補助26号線が開通すると、さらに車の量が多くなっていくというところで、交通のあり方、ここの交通の混雑を解消していく。こうしたところの課題があると地元から声が挙がっているのですが、まず、こうしたことでの交通調査など、こうした混雑状況を調査して、実態把握はされている状況でしょうか。その辺を教えてください。

○稻田都市開発課長 広町地区の検討におきましては、委員がおっしゃるとおり交通問題もあります。そういう中におきまして、現状の交通量を調査したり、それから補助26号線が開通したり、補助163号線とのつながりの関係等々、検討しているところでございます。

現状、今の段階で計算をいたしますと、車の交通量については大丈夫ではないか。どういう建物がどのようにというのまだ決まっておりませんので、今調査している段階です。はつきりとは言えませんが、想定上、交通関係はうまくいくのではないかと考えております。

○こんの委員 今のところは大丈夫だということなのですが、建物のというところで、少し思うのですが、東急大井町線の線路の位置が決まっていますので、建物というよりは、この線路があるために、反対側の建物がセットバックしない限り、ここは広がらないし、交通量は本当に大丈夫なのかと思うのです。いろいろな区民の方のお声が入ってくるのですけれども、1つは、ここを一方通行にしたらどうかという、すごく大胆なご意見を言われる方もいます。補助163号線、補助26号線を、区役所のほうから大井町駅のほうに向かって、仙台坂のほうに向かう、ここを一方通行にして、そして、ぐるっと回って、池上通りを通って三ツ又のほうから区役所のほうに戻ってくる。こういうルートが確保できると混雑を解消できるという、大胆な区民の方の提案もありますけれども、この点、声をお届けさせていただいて終わります。

○大倉委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、315ページの大崎駅周辺地区再開発事業、330ページ、災害対策全般について、時間がありましたら311ページの八潮地区の将来像検討経費ならびに321ページのユニバーサルデザイン遊具等検討費までいければと思っております。

まず、大崎駅周辺の再開発なのですが、先日、私も東五反田二丁目の住民説明会に行ってまいりました。これによって昼間・夜間の人口がどの程度増え、保育園や学校の需要がどの程度増え、そして大崎駅の乗降者数がどの程度増えると試算をされておりますでしょうか。また、今でも大変混雑して朝晩危険な、特に朝危険な大崎駅の危険回避策についても教えてください。そして、人口に比べて集会施設が非常に少ないのもこの地域の特徴になっておりますけれども、これについて区はどのような対策をとられますでしょうか。また、現在はディベロッパー不在ということですが、なかなかまちづくりの理念を感じられない住民説明会でした。今後、大崎エリアマネジメントとの関係ではどうなるでしょうか。教えてください。

○稻田都市開発課長 東五反田二丁目第3地区開発計画でございます。事業者説明会が行われたというところでございますが、ここで、住民の方が約800名から1,000名、事務所計で5,000名から6,000名ぐらいの通勤者が出るのではないかと、事業者は予想しているところでございます。そういう中におきまして、大崎駅の混雑でございます。現状も非常に混雑しているという状況がございまして、これは私ども、JR東日本の東京支社の方々と協議を今ずっとしている段階でございます。JRも現状をよく理解しております、今後、この混雑解消に向けてアイデアを出し合いながらやっていきたいと考えているところでございます。実際、JRにおきましても、改札口を増やしたり、階段の幅を広げたりというような部分はやってきているところでございますが、今後も引き続き検討していくといったところです。

集会施設等が少ないというところにおきましては、そういう現状をお聞きしておりますところでございます。事業者等々と貢献施設等でそういうものがしていくのかどうか。そういうものも検討課題の一つというところだと思います。そういう中におきまして、大崎エリアマネジメントでございますが、

地域のまちづくりをやっていく団体というところで、この辺とも意見交換をしながら、大崎のまちをつくっていきたいと思ってございます。

○あべ委員 容積率いっぱいに建築物を建てるだけではまちづくりと言いませんので、できた後に、危険であったり、あるいは不便というものがないように、今のうちから計画を立てていただきたいと思います。大崎エリアマネジメントとも、この地区も主体的に加われるような形で検討をいただければと思います。

それから、災害対策で、台風への対応についてなのですけれども、まず先日の台風第15号の対応お疲れさまでした。また、品川建設防災協議会との連携もすばらしかったと思います。清掃との連携はいかがでしょうか。災害ごみで埋め尽くされると、初動にも影響が生まれてまいります。先日の品川区では、交通機関の乱れで職員が出勤できなくて、ごみ収集の時間が大幅に遅れるということもありましたけれども、港区では前夜から清掃職員が泊まり込んで、朝から出動できたと聞いております。週末にもまた大型の台風が来るようですが、進路によって、また被害が予想される際には、清掃部門の待機も必要なのではないでしょうか。

それから、災害ごみですが、東京都災害廃棄物処理計画では、仮置き場の設置と運営は品川区の役割分担ということになっておりますけれども、品川区という非常に人口密集地での仮置き場の設置、またそこに持っていくまでの各地域の中でのさらに仮置きについて、どのようにお考えでしょうか。

3つ目は、しながわ防災ハンドブックについてお伺いします。いいできだと思っております。特に在宅避難について言及しているのはいいことだと思うのですけれども、在宅避難の場合の課題として、避難所にいないと情報が受けられない、あるいは医療・福祉とつながりにくい、そして安否確認もしてもらえない。そのような状況があるやにも聞いております。品川区では在宅避難の方々に対して、どのように、情報提供を含めたサービスを行っていくのでしょうか。また、しながわ防災ハンドブックの中で、避難所等での子どもの居場所づくりについての言及がありません。いろいろな災害を経て、子どもの居場所づくりというのが進んでおりますが、ぜひこのハンドブックにも、この分野も入れていただければと思いますが、ご見解をお伺いします。

それから、午前中になりました下水道に関してなのですけれども、国土交通省の防災トイレのハンドブックでは、下水道の破断については自治体のホームページで確認するようにと書いておりますが、品川区では対応していただけるということであります。よろしくお願ひします。

○工藤品川区清掃事務所長 台風時等の職員の収集体制でございます。先だっての台風第15号の際には、私どもは待機という形をとらず、当日参集して収集に当たったところでございます。実態といたしまして、やはり交通機関等の遅れによりまして、収集の開始が30分から1時間遅れたということでございますけれど、何とかその日の収集を終えたということでございます。今後につきましては、やはりそういった気象条件等を十分に考慮しながら適切な判断をして、万全の収集体制がとれるような形で考えてまいりたいと思っております。

○中島防災課長 災害ごみ以降の質問についてお答えいたします。

ごみの瓦れき等を含めまして、仮置き場を定めていくというような地域防災計画にもなっておりますので、それに従って検討していく必要があると思います。さらに詳細な、近くの仮置き場というところは、災害の程度等によって異なるところでございますので、現時点で具体的にお伝えできるところではございませんが、災害の程度によってその都度判断していくことになろうかと思っております。

また、在宅避難の方への情報提供につきましては、一般的な回答にはなりますが、品川区から発信し

ています情報ツールがございます。最近ではエフエムしながわとか、そういう新しいツールも設けておりますので、そういうものを周知・PRしながら情報提供を行ってまいりたいと思います。

また、小さなお子さんの居場所づくりというところに関しましては、昨年度つくりました避難所運営マニュアルの中にも、子どもの遊び場や勉強部屋などというものを避難所運営の中に取り込んでいくということで位置づけております。そういうところも、引き続き周知啓発、運営の中に取り入れていくように支援してまいりたいと思います。

最後に下水道の破断についてですけれども、具体的な周知方法については下水道局ともよく詰めてまいりたいと思いますが、おそらく災害時には下水道局から区にも情報提供があると思いますので、それはきちんとホームページ等に載せていくことになろうかと思っております。

○あべ委員 特に災害ごみの仮置き場です。ぜひ、これは入念に検討していただければと思います。

それから、在宅避難の方々に対しては、一般的な情報のほかに、やはり個別のいろいろなニーズを受けていくということも大切ですので、その手法についてはぜひ具体的に検討していただければと思います。

次にいきます。八潮地区の将来像なのですが、午前中に、高齢者を中心にしていましたのすけれども、八潮は自然に恵まれ、子育て世代からの評価も高いところです。区役所自身が八潮の自然環境のよさを見直して活かしていくことで、八潮に、多世代の声が届く、持続可能なまちづくりを進めてはいかがかと思っております。

続けます。ユニバーサルデザイン遊具についてですけれども、子どものアイデアによる公園づくりが始まるということで、これは午前中もありました、ワークショップのメンバーは既に決まっているかもしれませんけれども、ゲストでもいいので、スペシャルニーズのある当事者を加えてはいかがかだと思います。可能な限りでご答弁を。

○鈴木都市計画課長 八潮地区につきましては、昨年度、アンケートを行いました、今年度はその結果の周知を、地域の方にお知らせし、検討を進めてまいりたいと思います。

○大倉委員長 次に、木村委員。

○木村委員 301ページ、災害時消えない街路灯設置、319ページの防犯カメラ設置費から質問をいたします。

最初に、301ページの災害時消えない街路灯設置ですけれども、今回、50基と記載がありました。これで、区内全域にある街路灯は何基で、うち何基が、消えない街路灯として設置されているのでしょうか。そして、この消えない街路灯ですけれども、1基当たりの金額というものは、どれぐらいでできるものなのか。普通の街路灯と比べるとどうでしょうかということをお答えください。

○多並道路課長 まず、区全体の街路灯としましては、1万3,477基ということになってございます。今回整備させていただきました災害時消えない街路灯は、災害時にバッテリー用蓄電池で約3日間の夜間、点灯できるような街路灯ですけれども、その街路灯につきましては、学校避難所、建築中の避難所を除いて50カ所に1カ所ずつ設置させていただきました。金額といたしましては、1基約120万円となっております。内訳としましては、製品が1基約44万円、ポールが16万円、それ以外の設置費、経費で60万円ということで、そのような概要となってございます。

○木村委員 消えない街路灯ですけれども、実際に大変役に立った事例は、いつごろありましたか。教えてください。

○多並道路課長 災害時消えない街路灯は、実際には停電が起こるまでは通常の電気で、蓄電しなが

ら通常利用をしますけれども、停電が発生した際は、バッテリー駆動に自動で切り替わりまして、電気がつく形になっています。現時点では、整備が間もないことと、停電がまだ区内で発生していないということで、まだ利用はないところですけれども、これについてはやはり、まだ新しい機器でもありますので、他自治体で導入した事例や、その効果については、今後もまたいろいろ研究・検証はしていかないといけないかと思っているところでございます。

○木村委員　なるべくこれが活躍しないほうがいいのですけれども、この街路灯は従来の街路灯と違って、街路灯本体にバッテリーユニットを設置するだけの工事と、ネット上で紹介されていました。おまけに、低成本で外観も損なわない、安全性、経済性にもすぐれたものと言われていますけれども、そんなに簡単な工事で、消えない街路灯が設置できるのかどうかお答えください。

○多並道路課長　こちらの製品というか、今回導入させていただきました、これについては、今、委員よりご紹介をいただきましたような仕組みでできているものです。ただ、今後のいわゆるメンテナンスといいますか、ランニングコストに関しましては、やはり一定の期間を超えた場合はバッテリーを交換しなくてはいけないなど、いろいろこれから検証も必要な部分が出てくるかと思っております。これこそ、ほかの自治体の事例をいろいろ見ながら、新しい機器でもありますので、そういう部分をよく検証させていただいて、今後の整備のあり方というのは、また逐一、考えていきたいと思っているところでございます。

○木村委員　今回、千葉県での台風による被害ですけれども、そのような大規模停電のときに大きな力をもちろん發揮する。先ほど、電力は3日間ほどもつということをお聞きいたしました。長期間の停電の場合でも、太陽光による発電が主体となっていれば、電力供給がなくても、長期間の停電でも、晴れた場合には、それで充電されるということになります。このようなことはないと思いますけれども、大雨が長く続いた場合など、これが3日間以上続いた場合には、電池というものはどうなるのか。そして、曇り空でも充電というのは可能なのかどうかというのをお聞かせください。

○多並道路課長　今回整備させていただきましたのは、ソーラーパネルはついておりません。電気が直接、蓄電池に蓄電されるような方式となっております。区道はなかなか狭いところが多いので、ソーラーパネルを置いても発電効率が少ないということから、なかなか難しい状況は確認しているところでございます。ただ、3日以上の長期間の停電という観点もありますけれども、これはなかなかそれ以上は難しいのはわかっておりますので、それ以外の方式で言いますと、先ほどもありました無電柱化だとか、さまざまなおかの方策も組み合わせながら、さらなる対策というのは、関係部署とも連携しながら進めていかなければいけないと思っているところでございます。

○木村委員　区内の街路灯は、約30メートルに1基ついているというような間隔で設置していると思いますけれども、消えない街路灯というものは何メートル間隔で設置しているのでしょうか。また、消えない街路灯の弱点は、3日間の日照以外に何かございますか。

○多並道路課長　今回の街路灯につきましては、いろいろな検証もありましたもので、まずは区民の方が災害時でも避難所がどこにあるかというのが見えるようにということで、入り口の前に1カ所つけています。ということで、間隔というよりは、今のところは局所的な整備をさせていただいているところです。

今後につきましては、弱点というところをよく検証していかなければいけないかと思っていまして、1つはバッテリーというのがどれぐらいもつかとか、またメンテナンスが頻繁にかかるかとか、いろいろな機器の状況というのは見ていかなければいけないと思っておりますので、そういう点を踏まえ

ながら、今後、検討していきたいと思っているところでございます。

○木村委員 次に、319ページの上から9行目ですけれども、防犯カメラ設置費からの質問をいたします。不審者対策で防犯カメラを設置しようということで、各町会には多くのカメラが設置されていますけれども、平成30年度までには、区内全体で何台ぐらいのカメラというものが設置されているのか。最終的には何台が必要と考えて、今、計画しているのでしょうか。あと、ただ設置すればいいというものではなく、プライバシーの問題があろうかと思います。公衆トイレなど、またいろいろなところにおいて十分注意が必要だと思いますけれども、その点についてもお聞かせください。

○溝口公園課長 今回、平成30年度では、公園内への防犯カメラの設置という形での予算を計上したところでございます。これまでも、管理者の目が行き届かないところをカバーするために、防犯カメラを設置してきたところでございますが、平成30年度からは品川区内全公園に対して防犯カメラを設置していくということで、まずは防犯カメラの設置については、初年度、大きく動いたものでございます。初年度につきましては、85公園、130基ほどの整備を行っておりまして、今年度につきましては残りの公園全てに基本的には防犯カメラを設置していきたいということで、今、設計または工事といったものを進めているところでございます。

また、委員ご指摘のように、防犯カメラを設置する際には、プライバシーの関係といったところの配慮が必要になってきますので、場合によっては公園に隣接する民家が写らないように目張りをするとか、そういったものも考慮しながら設置を進めてきているところでございます。

○木村委員 時間がありませんが、区民の安全を考えると、まだまだこれから区内には防犯カメラというものが必要と判断されますが、これからもまたつけていこうと思っていますか。

区民の安全を考えると、まだまだ区内には防犯カメラというものがもっと必要だと判断されますかということです。

○溝口公園課長 やはりまちの安全安心に向けて、その一つとして公園のさらなる安全安心というのに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○大倉委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私から、第2項の道路橋梁費から、299ページ、街路樹健全度調査、それから4項の都市計画費の中の323ページ、公園管理費、あと7項の防災費なのだけど、学校の関係をお聞きするのと、防災のボランティア団体もお聞きしたいので、その辺も含めてお願ひいたします。

最初に、先日、令和防災研究所の設立記念シンポジウムというご案内をいただきまして、参加させていただきました。この所長が、品川区長期基本計画の策定委員の青山やすし委員長が所長になっていまして、メールでご案内をいただいたので、ちょっと行ってみようということでお邪魔したのですが、その会場では、こんの委員にお会いしましたけれど、結構ほかの委員、知っているメンバーもいたのですが、かなり大きなお話で、我々基礎自治体としての部分ではなく、国の話が多いかというところは感じていたのですが、その中で、やはり何点か参考になると思ったのが、基礎的自治体同士の連携が必要だというお話がありました。当然、品川区もやっているのですけれど、あの中で出たことを参考にすると、これから連携ということを区としてどういうふうに考えていくか。その点のお考えを教えてください。

それから、みどり率の関係でお聞きしたいと思います。品川区の環境の行動計画の中では、平成33年までに22.6%とする目標がありました。現在の状況と、確かに住宅やマンションが多い中で厳しいということは十分わかっていますが、その辺の方向と現況を教えてください。

○中島防災課長 自治体連携についてでございます。災害時に關しましては、双方が、災害で被災す

るケースもございますので、区といたしましては、応援・受援という形も考えられますので、さまざまな協定等を結んできております。そういう形でしっかりと受援を受ける、あるいは応援できる、そのような協定について、これからも検討してまいりたいと思っております。

○溝口公園課長　　水とみどりの基本計画・行動計画の中で、将来のみどり率については定めておりまして、その中では、委員ご指摘のとおり、みどり率を22.6%にするという目標を立てているところでございます。

古くなりますけれど、平成26年度に、5年に1回の、みどりの実態調査を実施しております、その中では21.4%。平成26年からちょうど5年たつ今年度、まさに現在調査中のところでございます。そうした中で、速報で聞いている中では、平成26年の21.4%よりも、やや減傾向にあるということで、ご報告を受けているところでございます。

○鈴木（真）委員　　シンポジウムの中でも、避難所の問題も出ていました。既に答えもある程度出ていますけれど、妊産婦や乳児ということを対象として保育園を利用したらどうかというお話とか、女子大との連携というのも出ていましたけれど、福祉関係の避難所、福祉避難所ということで考えたときに、高齢者の方が避難する場合に、1次で例えば学校避難所等に行って、それから2次避難所の開設となると思うのですけれど、やはり高齢者の方にとっては厳しいと思うのです。どちらも近ければいいですけれど、離れた場所にある場合は、移動自体も大変ですし、途中に例えば木が倒れていたとか、そういうことを考えたときに、今度、区のハンドブックの中では、「直接行ってもいいですよ」という解説が出ているのですけれど、その辺をもう少し明確にできないのかという点が気になっています。ある程度、高齢者の方、民生委員の方も十分わかっていますし、その方たちは直接、2次避難所、福祉避難所に行ってもいいのではないかというのは私は思っているのですけれども、開設等の問題もあるとは思うのです。その辺のお考えを教えてください。

それから、みどり率を確認させていただいたのは、先日の台風のとき、今回も、さっきもお話をありましたけれど、この連休、大変かもしれないですけれど、道路の街路樹がかなり倒れないとお聞きしています。それも先日の委員会で報告がありましたので、その数はわかっているのですけれど、街路樹の点検、今年の決算にも出ていますし、予算にも出ているのですけれど、区内はどの程度終わっているのか。また、これからの状況。以前、私の近くだと、元なぎさ通りで柳の木がかなり空洞化していたという状況もありました。その辺を踏まえて今後の方向性を教えてください。

○中島防災課長　　高齢の方、障害をお持ちの方が福祉避難所へ直接避難するということに関しましてですが、委員ご指摘のとおり、品川区では「しながわ防災ハンドブック」あるいは地域防災計画に、直接避難するということも、点線ではありますが、記しているところでございます。福祉避難所の開設を早期にするというのは、課題等も残っておりますが、今、例えば避難行動要支援者の個別計画なども推進しておりますので、そういうところの意見も聞きつつ、また、そのような現状も把握しながら、福祉部門ともよく連携を図ってまいりたいと思っております。

○多並道路課長　　街路樹健全度調査についてでございますが、区道の街路樹は全部で3,892本ございます。昨年度につきましては、366本の街路樹の点検をさせていただきました。その中で、不健全木と言われている木が5本ございまして、今年度、新たに植えかえという作業をさせていただいているところです。今年度の対応といたしましては、街路樹の中でも、やはり倒木の危険があったときに、人的な被害の可能性が高い、幹回りが60センチ以上の木を対象としまして、1,737本を調査しようということで、これについては、来年度オリンピック・パラリンピックが予定されているところもあ

りますので、そういう観点で調査をし、対応していきたいというところでございます。予算としては5,100万円。ちょうど今、外観調査という調査、第1次点検をやっておりまして、これが8月から進んでおります。最終的な詳細調査を、3月までに終わらせて、来年度植える。まずは撤去を優先させていただいて、植えかえは、木の一番いい時期の、冬なり、そういう時期に植えかえをしていきたいというところの計画でございます。

○鈴木（真）委員 わかりました。福祉避難所は、例えばシルバーセンターですと、夜は無理でしょうけれど、昼間発災があった場合に、シルバーセンターの受け付けの方というのは、何かその辺の連絡は取り合って、万が一あったときには「シルバーセンターを使えるのだよ」とか、「今だめですよ」とか、そういう話し合いというのは連絡がとれているものなのでしょうか。その辺を教えてください。

それから、ボランティア関係、災害ボランティアで来ていただく方、受け付けは社会福祉協議会となっていますけれど、ここで対応が十分できるのかというのも非常に心配しています。その辺の訓練等の状況があれば教えてください。

それから、街路樹だけではなく、学校の中で、かなり大きな木が倒れたということも、私は見ていないのですけれども、お話を伺いました。それで駐輪場が使えなかつたなどという話もあったのですが、その辺の学校での点検というのはどうなっているのかというのも確認したいと思います。

○中島防災課長 シルバーセンターについてですが、基本的には2次避難所という位置づけでございまして、発災の状況によっても異なるところがございますが、昼間などでしたら、そういう形で、状況によって対応などは考えられるかとは思っているところでございます。基本は区民避難所への避難というところもきちんと位置づけてまいりたいと思っています。

また、社会福祉協議会のボランティアの件でございますが、今年の2月初めてボランティアの受け付け訓練を行って、これから社会福祉協議会の人員体制等の確保等に課題もございますが、しっかりと具体化に向けて、福祉部門と社会福祉協議会とで連携を図ってまいりたいと思います。

○有馬庶務課長 今回の台風第15号による学校での倒木は、枝折れも含めて、中間の報告ですけれども24本、その後、何本か出ているというようなことでございます。このうち何本かがそのような木でございます。

○大倉委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、315ページの広町地区整備検討についてと、329ページの空き家対策事業について伺いたいと思います。

まず、平成30年度の広町地区整備検討の決算額が4,500万円余となっておりますけれども、これまで平成16年から平成18年までが3年間、それから平成25年に再開して現在まで7年間、JRとともに、また区単独で、広町地区開発に向けて、株式会社日建設計などに検討業務を委託して検討してきました。委託費用、検討経費が幾らかかっているか、平成16年度からこれまでの総額をまず教えてください。

○稻田都市開発課長 平成16年から平成18年、それから平成25年から平成30年度までやっている状況でございますが、総額でいきますと、区が支出したお金は1億7,300万円余でございます。

○鈴木（ひ）委員 それでまた今年度、平成31年度予算として1億4,189万円が、計上されております。それで、契約額なども含めてお伺いしたところ、今年度まで入れると、合計で3億円を超えるという経費になります。3億円余の費用と、これだけの年数をかけて、一体何を検討してきたのか。

JRと共に共同で行なってきた検討とは何か、また区単独で委託して検討してきたことは何か、伺いたいと思います。

それと、それぞれごとに、その1からその3、またその4という報告書が出されていますけれども、報告書は合計幾つ出されているのかについてもお聞かせください。

○稻田都市開発課長 検討の内容でございます。まず平成16年から平成18年の3カ年におきましては、条件の整理、駅周辺の交通の計画、諸制度等の活用の検討等を行なってまいりました。これはJRと共に共同検討でやなってきたというところでございます。さらに、平成25年から平成29年、平成30年までにおきましても、JRとの共同検討におきましては、交通量調査の実施、測量等の実施、基盤整備検討、土地利用計画の検討、開発条件の整理、地歴・地質等の調査等々でございます。これを1カ年で終わるというところではなくて、継続しながらやなってきたというところでございます。

さらに、区単独検討というものにおきましては、JRとの共同検討をする中において、区が検討しなければいけないもの等を検討してまいったというところでございます。

すみません。報告書の本数でございます。平成30年度まで15本でございます。

○鈴木（ひ）委員 15本もの報告書が出されてきたということですけれど、この報告書をもとに、府内で、広町開発構想を検討する委員会などというのは立ち上げられているのでしょうか。途中、ブランクがあったとしても、10年間にわたり、これだけの報告書が出されて、これをどこでどう検討されているのかについて伺いたいと思います。また、これを担当している部署と担当職員の体制についても伺いたいと思います。そして、それはいつからとられている体制なのかについてもお聞かせください。

○稻田都市開発課長 庁内の検討委員会があるのかというところでございます。基本的には、私ども都市開発担当がJRと共に共同検討をやりながらやなてきてているものでございますが、各時点におきましては府内の関係者等々への情報共有等々を図っていきながらやなてきてているところでございます。

担当部署の職員数でございますが、私ども都市開発課でございますが、大井地区は担当2人でやっております。

○鈴木（ひ）委員 これも都市開発担当のところで、大井地区の担当は2人ということですけれども、広町開発というのは、私たちが情報公開でとった中でも、本当に庁舎の建て替えと一体で検討されてきたというのが実態だと思うのです。私たちは、庁舎建て替えと開発は切り離して検討すべきだと求めましたけれども、先日の一般質問で、区庁舎の場所は、庁舎の隣接地に、ひろまち保育園と劇団四季の分をJRと等価交換をして庁舎を建てるという建て替え候補地D案を、議会に提案して議論いただいたので、もう既に隣接の町会や商店街から始めて、区内全域の町会や自治会、そして関係団体にも説明をしているという答弁でした。D案というのは決定したということなのでしょうか。これをちょっとはつきりとお答えいただきたいと思います。一体、D案というのはどこで決まったのか。行財政改革特別委員会での答弁ですと、経理課の判断だということでしたけれども、改めて確認させていただきたいと思います。決定過程を明確にしていただきたい。そして、また町会長への説明というのは何の目的で行なっているのか。決定するしたら、議会の定例会等で行なう必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○立木経理課長 広町地区のまちづくりと庁舎の建て替えにつきましては、基本的には切り離して考えて、今、動いているところでございます。行財政改革特別委員会でご報告させていただきましたD案という、土地を再編した後に庁舎を建てるという計画につきましては、広町のまちづくりのほうが一定程度動いてきた中で、区が利用できる可能性が出たというところでご提案させていただいたものでござ

います。先ほど、経理課で決定というふうなお話がございましたが、これは区としてD案を提案させていただいたということでございまして、経理課は事務担当をしてございますが、区としての提案ということでございます。

○鈴木（ひ）委員 では、D案は、品川区として決定したということではないということなのでしょうか。経理課として、ここがふさわしいということで、ただ、単なる経理課としての判断ということだけなのか。D案というのは、さも決定したかのように進められているという思いがするのです。そういうふうに決定したのかどうなのか、そしてまた決定するとしたら、どういう手続が必要なのか、その点について改めてお聞かせください。

○立木経理課長 先ほど答弁漏れがございました。地元町会、また区内全域の町会・自治会へのご説明でございますが、区の庁舎の建て替えというのは大変大きな事業になります。やはりそういったところで、まず広町地区の中で建て替えを検討していくということが、行財政改革特別委員会の中でも、区から提案させていただきましたD案ということで、その方向性に、一定程度のご理解をいただけましたので、そちらの方向で検討していくということをご報告させていただいたということでございます。

あと、区としての決定でございますけれども、今は候補地としてD案ということで、そちらが望ましいということでお話をいただきしております。そうした中で、今後、区として意思決定をしっかりとっていくということで、今現在はご提案をさせていただいて、その方向で今、検討を進めているという状況でございます。

○鈴木（ひ）委員 それでは、決定するにはどういう手続が必要なのかということと、そういう候補地という段階であるにもかかわらず、なぜ町会長・自治会長などに説明しているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、あくまで候補地として提案しているにもかかわらず、こういう形でひとり歩きさせていくというのは、やり方としておかしいのではないかと思うのです。それからもう一つ、本会議の中で総務部長が、「現庁舎跡は、多くの集客が可能な多目的の施設が必要と考えている」ということを何度も答弁しているのですけれども、これは、誰がいつどこでどんな検討をしたのか、改めて検討組織というのもあるのか、これが必要だと考えているというところまでどこで決定したのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。そして、あわせて、町会長への説明というのは、このことも含めて説明しているのか、この点についてもお聞かせください。

○立木経理課長 広町地区の中で建て替えを今後、より具体的に検討していくということに関しましては、行財政改革特別委員会の中で4つほど案を出させていただきました。その中で、やはりD案、広町地区の中で進めて検討していくのが一番望ましいのではないかという多くのお声をいただいた中で、それを具体的に今後進めていくということで、区としても動き始めたというところでございます。今後は、そうした部分をしっかり検討会等で詰めてまいりまして、意思決定をしっかりとっていくという段階でございます。

そうした中、やはり大きなプロジェクトになりますので、まずこういう方向性で、今、検討を進め出したというところを、町会、自治会、それから関係団体の皆様に、まずはお知らせして、またそこで広く意見を募ることができるというところから、説明に入っているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 現庁舎跡について、多くの集客が可能な多目的の施設が必要と考えているという、このことも決まったかのような形で言われているので、これは、誰がいつどこでどんな検討をしたのかについてもお聞かせいただきたい。また、町会長にも説明しているのかについて質問したので、そのこ

とについてもお聞かせください。

○柏原企画調整課長 これらの質問は、いわゆる、今の庁舎の跡地という意味合いでのお問い合わせであろうかと思います。庁舎の検討が今、進んでいる中で、区トータルとして、にぎわい施設といいますか、集客、それは、スポーツであったり文化芸術であったり、それから国際化というところに向けても、たくさんの方を集客できるような施設というのは区としても必要だろうということで、これは別の観点からトータルの中でずっと検討を続けてきたといったところでございます。そういった中で、1つ、こういった庁舎の検討、広町のまちづくりの動きといったところが出ている中で、候補の中にそういったことも考えられるだろうということで、その考え方というところで、今まで検討してきたものを1つ成就させるには、1つ候補地としてなるだろうという考え方を持っているというのを、答弁等でお話しているといったものでございます。

○鈴木（ひ）委員 私は、進め方があべこべだと思うのです。本来、庁舎がどうあるべきなのか。庁舎としてはどんな機能が必要なのか。このことの検討を全くしていない中で、検討会も組織が立ち上げられていない中で、これを検討していないのに、何で建つ場所というだけが先に決定されていくのか。そして、隣接地に建てて、跡地をどうするかということが、何で決められるのかというのは、どう考えても順番があべこべだし、庁舎がどうあるべきなのかというのを、しっかりと検討組織を立ち上げて、区民も参加して有識者の意見も聞きながら、何年間もかけて、これをしっかりと検討していく。そのことこそ、まず第一に行うべきではないかと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○立木経理課長 今の区役所の庁舎の行政機能をそのまま新しく建て替えるとなりますと、やはり大きな敷地等が必要になってございます。そうした中で、広町地区で今現在動いているものがございます。そうしたタイミングで、今後、検討を進めていくという、今がやはり一番いい時期というところもございまして、まずは建て替えの方向性を出させていただいて、それから今後、検討会等を立ち上げていくという考え方でございます。

○鈴木（ひ）委員 開発と切り離して庁舎を検討すべきです。

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時17分休憩

○午後3時35分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西本委員。

○西本委員 324ページの建築費に関する、東京都福祉のまちづくり条例と、不燃化10年プロジェクトを絡めて質問いたします。

この条例なのですが、簡単に、どういう条例で、たしかトイレに関しての規制があったと思います。その規制というのが、特定整備路線である補助29号線、補助28号線、放射2号線にも適用することになるのか、まずお答えください。

○長尾建築課長 東京都福祉のまちづくり条例についてですが、こちらは、一番最初に条例が制定されましたのが平成7年になっております。当時は、建物の新築の際にバリアフリーに配慮した建物を建てていくというところを、都として条例化して推進していくところで策定されました。その後、国の法令、交通バリアフリー法、また建築基準法の改正等もありまして、社会全体としてバリアフリー

化の取り組みが進んできたことも受けまして、直近のものですが平成21年に東京都福祉のまちづくり条例が改正されまして、さらに広範な範囲で、小さな店舗などに関しても、バリアフリーの概念をさらに超えてユニバーサルデザインというところを意識したものを整備していくという条例に変わっております。その中でトイレの整備についても、一定程度、整備基準というものが設けられております。

○西本委員 1つ、例を挙げたいと思います。これは、補助28号線のケースですが、ここもかなり、特定整備路線という形で拡幅工事が進んでいるのですが、新しく建て直すという方がいらっしゃって、8坪ぐらいの広さ。そこに、この条例で言うと1坪ぐらいのトイレをつくらなければならないのです。それで、そのトイレに対しての、入り口からの動線も、しっかり確保しなければならないというような決まりがあるのです。そうなってくると、店舗になると使い勝手が非常に悪い。何とかならないのかということで、こういう条例がある。これは建築課に尋ねたら、建築課も先ほどのご答弁のように、東京都の条例で決まっている、定まっているということで、これから指導をちゃんとしていく。していくかなければならない。しかし、木密整備推進課のやっているところについては、知らない方が本当に多いです。それで、担当部署の課長は、不燃化10年プロジェクト、特定整備路線のところでの、こういう規制が建築に関してかかるということをご存じだったでしょうか。

○高梨木密整備推進課長 今ご紹介がありましたとおり、補助28号線沿道では、特定整備路線沿道の延焼遮断帯形成のために、火災に強い建物を建てていただく方に、木密整備推進課で助成金を交付しております。それで、助成金の申請のためには、建築主または業者の方々に窓口に来ていただいて、いろいろな相談をお受けするのですが、その際に、木密整備推進課としては、火災に強い建物にしていただくために、仕様についてはいろいろと決まりがございますので、そちらについてはお願ひとご相談をさせていただいております。一般的な建築にかかわるご質問があった際には、同じフロアにある建築課をご案内するなり、そういう形というのが現状でございます。

○西本委員 窓口がいろいろあるのはわかっております。建築するときには建築課のほうに真っすぐ相談に行くのでしょう。ただ、こういうプロジェクトでやっている部分については、やはり窓口がどこかというと、いろいろな窓口があって、その方々が、この条例があるのだということを知っていないければ、条例にのっとった建築、設計ができないのです。この方も、知らなかつたということで、設計し直したのです。オーナーも知らなかつたのです。それで、なぜこんなに大きなトイレをつくらなければいけないのか。結局、8坪しかない、その中に1坪がトイレです。そういうところを賃貸で店舗として貸したいと思っても、貸せないという状況になってしまっているのです。借りる人がいないということです。このような状況が、おそらくは木密整備の特定整備路線の中にはたくさんあるのではないか。同じ敷地をもらえるわけではないです。削られるわけです。それを建て直す。削ってと、いろいろな条件があって、そっくりこの条例に適合しなければならないという場合だけではないと聞いておりますけれども、しかし、新しく建て直した場合に、非常に狭いところでも大きなトイレをつくらなければいけないという条件があるのだということは、やはり特定整備路線を進めていく上では、情報は必ず地権者の方々に伝えていくということはしていかなければならない。そうなってくると、担当部署の方々は、担当だからわからないではなくて、関係しているわけですから、情報共有化をしっかりと図って、同じようなことを起こさないように、しっかりと説明を区民の方々に伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長尾建築課長 東京都福祉のまちづくり条例に基づく届け出については、建築課でお受けしております。また、届け出を出す際には、トイレの設置の仕方であるとか、こういった場合はどうしたらいい

のだろうかというご相談も建築課でお受けしております。主に建築課にご相談に来られる方は設計者の方が多くなっておりますので、そういった具体的なご相談がありましたら、建築課として丁寧に対応していきたいと思っております。また、必要な課との連携につきましても、今後とも引き続き意識してやっていきたいと考えております。

○西本委員　　ぜひ、いろいろな情報、必要な情報は、どこの部署で聞いてもきちんと伝わるようによろしくお願ひします。

次に、297ページのシェアサイクル事業。午前中もありました。今、ドコモ・バイクシェアが1,000万円の赤字だということです。「それを解消するには、稼働率を上げることが必要だ」と答弁されておりました。では、この稼働率を上げるという方法として、品川区から考えると、増設するのかとあるわけです。稼働率を上げる。今の状態で目いっぱいなのか、それとも、稼働率を上げるということは、それだけ増やしていくかなければいけないというふうになると思うのですが、それと、赤字続いている場合に、この事業者は撤退してしまう可能性もあるわけです。その場合にどういう対応をされるのか。シェアサイクル事業というものを、品川区としてはどのように捉えて進めようとしているのか。オリンピック・パラリンピックだけのもので済むのか、それとも今後、継続的に、これは品川区としての自転車の政策の中では進めるべきだと考えているのか、お答えをお願いします。

○今井土木管理課長　先ほどの運営事業者である株式会社ドコモ・バイクシェアの事業者としての赤字の部分と、そして、この事業単体の品川区にとっての赤字の部分なのですけれども、10区でやってございますので、全ての区がそれぞれ赤字であるわけではないのです。今、私どもはイニシャルコストについては、東京都も含めて、補助金をいただいておりますけれども、今後、運営につきましては、事業者が負担してやるというのが最初からのスキームです。それで、撤退というお話もありましたけれども、この事業者については親会社のNTTドコモを含めて連結の中で動いていくということが1つと、それから品川区としても、このシェアサイクル事業につきましては、来年の4月には社会実験から本格実施とする中で進めていきたいと思っております。現在の品川区長期基本計画においても、やはり身近な移動手段、そして地域交通検討会でも、コミュニティバスとともに、地域公共交通として位置づけられるような案が今出しておりますので、そのように、区としてはシェアサイクルを新しい交通手段として運営していく必要があると思っております。

○西本委員　これは非常に利用率が高くなっているというのを感じております。ただ、運営費ということの採算性といいますか、それが非常に難しい。一度、建設委員会でシェアサイクルについて勉強に行ったときがあります。そのときに、やはり運営をしていくには非常に大変だと勉強させていただいたときがあります。それを考えますと、これが自転車対策、移動手段として大きな位置づけになってくると言うならば、やはりしっかりと、品川区としての独自の予算も含めて、事業者の方々と協力して推進していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大倉委員長　次に、若林委員。

○若林委員　307ページの河川管理費、ここは長年、オリンピック・パラリンピックに合わせて、特に目黒川のしゅんせつについて、これまでずっと行ってきましたけれども、効果についての評価をお聞きしておきたいと思います。毎年やっているのですが、やはり汚れたままというか、汚れが戻ってしまうというか、そういう状況がありますので、評価をお聞きして、あと、時期については、これまで大体10月前後にしゅんせつを行っておりましたけれども、来年のオリンピック・パラリンピックの時期を考え、来年度のしゅんせつの考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから327ページの、がけ・擁壁安全化支援については、残念ながら平成30年度は1.4%の執行率ということで、実績は0という中で、平成30年度、また今年度と、がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣は継続して実績を上げられております。そこで、そのアドバイザーの派遣において、課題としてこれまでに見えてきたもの、なかなか事業が進まないという観点から見えてきたもの、課題というものをお聞きしておきたいと思います。

それから、先月、9月に土砂災害警戒区域が指定されて、今回、区はそれに合わせて、助成の対象要件、それから対象者を拡大したと、広報しながら載りました。そこで、新旧対照といいますか、これまでの助成対象要件、対象者、それからどのように対象を拡大したのかについてご説明いただきたいと思います。

最後に301ページの視覚障害者用誘導タイルについてお聞きしたいと思います。1つは、事務事業概要には平成26年度が約204メートルと整備実績が載っておりますけれども、新規に敷設した箇所とその延長を、できれば年度別に教えていただきたい。それから2つ目に、新規敷設箇所の決め方について、どのような情報をもとに年度ごとに敷設の箇所を決定・判断しているのか、これをお聞きしたいと思います。3つ目に、品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画がありますけれども、この中で、いわゆる点字ブロックになりますけれども、「道路改修に合わせて設置いたしました」という平成29年度の実績についての説明があります。こういう道路改修に合わせてというタイミングで新規の点字ブロックの設置をするという考え方でいいのかどうか。この確認をさせてください。

○松本河川下水道課長 私からは、目黒川のしゅんせつの効果についてご回答させていただきたいと思います。目黒川につきましては、さまざまな取り組みにより、現在では、環境基準であるBODという値につきましては環境基準を満たしている状態でございます。しかし、大雨が降った後には、一時的に臭気や濁りが発生していることは認識しております。水質が悪くなる原因といたしましては、源流から流れる水が減っているということで、流れがほとんどないこと。あと、干潮河川ということで、潮の満ち引きの影響を受けていることと、あと、やはり大雨が降った際に下水道から汚水まじりの雨水が流入するということで、この汚水まじりの雨に含まれている汚れたものが、川の流れが弱く、潮の満ち引きの影響で川底に堆積しやすくなっているということがございます。その堆積したものが分解する過程で、においや汚れが発生しております。区といたしましては、定期的にしゅんせつをしてございますが、先ほどご答弁したように、川底に堆積しているものがございますので、そういうところを定期的にしゅんせつしていくことを考えております。来年度につきましては、オリンピックを控えているということがありますので、できるだけ早い時期にやる方向で検討していくことを考えております。

○長尾建築課長 がけ・擁壁安全化支援に関してです。昨年度、がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣としては10件の利用実績がございました。その中で見えてきた課題としましては、ご相談いただく方は必ずしも崖の所有者とは限りません。崖下の居住者の方もいらっしゃいます。その方は直接、崖 자체に何か改修工事をできるわけではないので、今の現状の崖というのがどういう状態なのかというのを把握したいというニーズがやはり半分以上はございます。また、狭い敷地の中で、崖をどうやって維持管理、また改修していくべきかといったところを、現状確認もしていただきながら、まず最初の課題として捉えていただくというところが、がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣利用の中で声として把握しているところでございます。

また、一方で、9月26日付で、東京都が土砂災害警戒区域の指定を行っております。それに先立ちまして、説明会、また相談会といった形で東京都が主催で行っておりまして、区としましても、建築課、

防災課が、そちらに同席いたしました。その中でも、アドバイザー派遣で把握しているような声と同様な声も把握しております。土砂災害警戒区域指定を受けまして、区としましては、これまで区域指定自体がなかったので、助成対象の中には入っておりませんでしたが、土砂災害警戒区域に関しても助成対象に入るということで、支援を今後していきたいと考えております。

○多並道路課長 私からはバリアフリーについてお答えさせていただきます。まず実績でございますが、平成30年が約424メートル、平成29年度が約344メートル、平成28年度が約185メートルということで、年間100メートルぐらいを基本としながら、道路整備の状況に合わせて点字ブロックの整備を進めているところでございます。どちらかといいますと、整備の必要性の観点を優先させていただいて、その場所のバリアフリーのできるところを整備していくという考え方でやっているところでございます。また、その他の整備の考え方としましては、大井町駅周辺地区バリアフリー計画に基づく整備であったり、また旗の台駅周辺地区バリアフリー整備であったり、特定整備の計画に基づいて、順次、整備を進めているところでございます。

○若林委員 まず、しゅんせつのほうは、メカニズムの説明があったのですが、しゅんせつをすることによる効果の評価について答弁がなかったので、また別の機会に聞きたいと思います。

がけ・擁壁安全課支援については、来年度、ぜひ実績が出るように取り組みを進めてください。

点字ブロックは、お聞きしたとおり改修が優先だというところで、やさしいまちづくり等、品川区も一生懸命取り組まれているのは存じております。その、品川区やさしいまちづくり推進計画の背景には、やはり例えば障害者基本法ですか基本計画、また品川区においても、職員の対応要領などもつくって、そういうものにしっかりと合理的な配慮をしていきましょう、しなければならないという中で、その合理性、効率性というものを優先するのか、一方で当事者、まさに点字ブロックの設置は特定の方が必要とする事業ですので、そういう方のご要望にいかに応えて、かなえていっているか。このバランスというのか、どちらも優先順位が非常に高いという中で、今後、毎年ご要望が出ている。皆様にもお声が届いていると思います。今後の取り組みについて、ぜひ、もう片方のニーズについても十分な合理的配慮をしていただきたいという思いで、もう一回ご答弁をお願いいたします。

○多並道路課長 今、委員ご指摘の視点は、大井町駅周辺のバリアフリーでの町歩きに際しても、いろいろなご意見があることは承知しているところでございます。今後の整備の必要性についても、関係団体の皆様と、また所管課とよく連携を図りまして、効果的な場所、必要な場所ということで整備を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○大倉委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 299ページ、デザインマンホール蓋設置等と、303ページ、道路バリアフリー事業、307ページ、ヒカリの水辺プロジェクト、311ページ、開発環境指導要綱等改正検討委託等について質問させていただきます。

まず最初に299ページ、デザインマンホール蓋設置等について質問をさせていただきます。これは、区は昨年、平成30年に、しながわ観光の魅力発信とともに、下水道事業の啓発のPRを目的として、しながわ観光大使シナモロールをデザインしたマンホール蓋を、大井町駅前の、イトーヨーカード付近の歩道に設置いたしました。そしてまた、昨年12月に配布したマンホールカードも、現在も好評を得ていると思います。また、今年も8月9日に、東京2020オリンピックのホッケー会場となる大井ホッケー競技場周辺にも、歩道に設置したことです。また、荏原地区にも、品川紋次郎のイラストが描かれたオリジナルのデザインマンホール、武蔵小山駅のバスロータリーの前に設置しました。い

いろいろありがとうございます。

そこで質問をさせていただきたいと思います。これは、決算額66万3,000円余なのですけれども、当然これはマンホールカードを含んでいると思うのですけれども、その確認と、現在、これはマンホールカードを月に何枚ぐらい配布されているのかどうか。そして、今後のマンホールカード、そしてマンホール蓋を含めての、これから取り組みと設置場所をお知らせいただきたいと思います。

○多並道路課長 私からは、デザインマンホール蓋の設置についてお答えさせていただきます。

まず平成30年度決算、66万3,120円の内訳でございますが、マンホールカードが11万9,880円、デザインマンホール蓋自体が20万3,040円、そのほかの金額の約54万3,000円につきましては、道案内タイルといいまして、大井ホッケー会場周辺に、同じくシナモロールの道案内タイルを設置させていただきます。その費用が入ってございます。

マンホールカードの配布の状況でございますが、9月末までで6,644枚まで配布しているところでございます。

また、今後の整備の考え方でございますけれども、今年度は大井町以外に新たに5カ所設置する予定でございます。委員よりご案内がありました大井ふ頭中央海浜公園周辺の歩道と武藏小山についてはもう既に設置しております、それ以外で申しますと、大崎駅周辺の目黒川周辺であったり、また天王洲公園の近くであったり、また品川橋というか、旧東海道のところに設置していきたいと思っております。それ以外にも大井町のバリアフリー工事の中で、あと2個ほど、新しく大井町についてもバリエーションを増やしていきたいと思っているところでございます。

○高橋（伸）委員 今後も展開していくということで、来年、オリンピック・パラリンピックがありますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

続きまして、道路バリアフリー事業に関連しまして、立会川緑道整備計画について質問させていただきます。これは、荏原町駅を起点に、第二京浜国道まで、立会川の上部約550メートル、これは昭和47年に道路として位置づけられ、昭和61年から昭和62年にかけて、現在の整備、工事がなされて、現在の形態になっております。そんな中、現在、さまざまな現状と課題があると思われます。例えば、歩行者専用道路を走行する自転車、また沿道と緑道が植栽で区分されていること、そして舗装の傷み等々がある中で、地域からもいろいろな声が区に届いていると思います。そんな中、これから第1期工事が始まると思うのですけれども、工事の内容、幾つかに分けて工事がなされると思うのですけれども、最初の工事の区分というか整備内容を教えていただきたいと思います。

○多並道路課長 立会川緑道整備についてでございますが、先ほど委員よりご紹介がありましたように、全体で約550メートルございまして、こちらを4工区、4区間に分けまして、4カ年で工事していきたいと思ってございます。最初に今年度行う予定のところが第1工区で約160メートルで、ちょうど荏原町駅のところというか、そちら側から整備をしたいと思っております。今、委員からもご紹介がありましたように、地元から自転車の走行についての課題、危ないというご指摘がありまして、今回、この件につきましては、歩行者専用道路を解除いたしまして、自転車も歩行者も安全に通れるよう幅も広げまして、自転車が通路が2メートルほどの空間、また歩行者の方が4メートルもしくは6メートルぐらい、歩ける空間をつくるという整備を考えているところでございます。また、植栽帯についても今ご指摘がありましたけれども、既存の樹木を残しながらも楽しめるような空間ということで、工夫しながら進めていきたいと思っているところでございます。

○高橋（伸）委員 今、課長がおっしゃられた工事の内容はわかりました。あそこは、荏原町商店街

から入るところで、入り口のゲートだと思うのですけれども、今現在でも、あそこにベンチがあって、さまざまいろいろな住民の方が集合というか、あそこで会話をなされている中、やはり声をいただくのは、ちょっと怖いとか、通りにくいとか、通りづらいとか、そういった声も当然来ていると思うのです。その現状を踏まえて、あの場所をこれからどうするのかということを1つお聞きしたいのと、あと、愛犬家の方もいらっしゃいます。また、猫に餌やりをしている方もいらっしゃいます。当然、猫の餌やりに関しては苦情もあると思うのですけれども、動物愛護の点からも、区としてはこれからどういう整備をやっていくのかということと、マーキングポスト、ポールみたいなものがあると思うのですが、そういうものも取りつけをするのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○多並道路課長　　今、委員からご指摘がありましたところでございますが、もともとこの計画につきましては、平成30年2月に住民説明会をさせていただいて、計画のご説明はしてございます。そのときも、今ご紹介いただきましたようなご要望をいただきました。区としましては、今お話がありました第1工区、約160メートルについては、ベンチはつけないで整備する予定です。また、猫の餌やり等の関係につきましても、団体の方とお話しさせていただいて、よりよい場所に移動していただくなど、今、調整を最終的にはさせていただこうと思っております。また、愛犬家の方、いろいろな方々のご要望につきましては、道路の整備ですので、なかなか難しいところもあるのですけれども、これについては細かいところを今後検討しながら、お話ししながら進めていきたいと思っているところでございます。

○高橋（伸）委員　　工事が始まるので、これからも地域の皆さん、住民の声を聞いて、整備していただきたいと思います。

続きまして307ページ、ヒカリの水辺プロジェクトに関連いたしまして、ヒカリの水辺プロジェクトは東京2020大会を見据えたプロジェクトだと思うのですけれども、例えば橋梁等のライトアップをしている。そんな中、今度、高知県との連携協定に基づくオフセットの取り組みが、契約締結を行ったということなのですけれども、改めてこの取り組み内容をお知らせいただきたいと思います。

○松本河川下水道課長　　区では、ヒカリの水辺プロジェクトにおきまして、橋梁等のライトアップを行っております。環境に配慮するということで、昨年度、目黒川にかかる品川橋、新品川橋、荏川橋のライトアップを開始しております。そのライトアップで発生いたします二酸化炭素に対して、平成30年9月に連携協定をいたしました、高知県の森林吸収クレジットというものを活用いたしまして、今年度発生するCO₂の全量をオフセットするものでございます。9月30日に高知県と契約締結をいたしまして、10月1日付で高知県と同時にプレス発表いたしたものでございます。

○高橋（伸）委員　　この取り組みは23区内で他区もあるのかどうかということをお知らせいただきたいのと、これは1年間分ですが、今後継続的に当然やると思うのですけれども、そのところをよろしくお願ひいたします。

○松本河川下水道課長　　他区での取り組みでございますが、現在私のほうで把握しているところでございますと、足立区や豊島区でカーボンオフセットを実施していることは把握してございます。来年度以降につきましてですが、ライトアップの橋梁等の場所が増えます。同じように高知県と連携いたしまして、そこで排出するCO₂を、このクレジットを使い購入していきたいと考えております。

○高橋（伸）委員　　続きまして、311ページ、開発環境指導要綱等改正検討委託の中で、品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱について質問させていただきます。要綱を見ますと、ワンルームが対象で、その床面積が30平方メートル未満の住戸、あるいは居室の階数が3以上の集合住宅体、ワンルーム形式等の住戸の数が15以上ということなのですけれども、これはいろいろ声をいただ

きまして、今度、要綱が変更になるというようなお話があるので、それについての、職員の回答というか返事が、さまざまあるということで、はっきりと、いつから要綱が改正になるのかどうか、お知らせしていただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長 今ご紹介いただきましたワンルームの要綱でございますが、開発環境指導要綱は昭和63年に制定、ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱のほうは平成19年に制定してございますが、こちらの2つの要綱について、昨年度から、時代の変化等を踏まえた見直しについて検討を進めているところでございます。今、検討を一定進めながら、府内の関係部署が多岐にわたるところもございますので、今現在、府内の調整も図りつつ、今のところ、年度内を目途に、その見直しを進めているところでございます。年度内の改定後、一定の周知期間を行った後、実際の運用ということになりますかと思います。

○高橋（伸）委員 やはり計画設計をされている業者は当然いらっしゃるので、そこはきちんと聞いてから、計画、そして建築をするという中で、はっきりとわかりましたので、お知らせしたいと思います。ありがとうございました。

○大倉委員長 次に、本多委員。

○本多委員 303ページの都市計画道路整備事業、313ページ、不燃化10年プロジェクト、防災生活道路、327ページのコンクリートブロック塀等安全化支援を伺います。

初めに道路のほうで、総論といいますか、あり方を聞くのですが、都市計画道路整備事業や不燃化10年プロジェクトで、平成30年度の用地買収率、空地率は、成果報告書の33ページを見ると、不燃化10年プロジェクトのほうの9地区それぞれ、平成30年度では目標値がこれで実績がこれでと、全部出ていてわかります。この中で、不燃化10年プロジェクトのほうの9地区を見ますと、平成30年度で目標値を達成した実績のある場所は補助28号線の1カ所のみなのですが、平成30年度の実績はこれを見てわかるのですけれども、最近、今年度、平成31年、令和元年度になって、一気に区内の道路の買収率、空地率が進んだという実感が私はするのです。その辺、平成30年度の実績は成果報告書でわかりますので、それ以降の取り組みに何か変化などがあったのか、状況を教えてください。

○鈴木都市計画課長 都市計画道路の整備の状況でございますが、その中でも特定整備路線は、東京都の事業でございますが、ご紹介させていただきますと、補助29号線、放射2号線、補助28号線の特定整備路線3路線を東京都が事業を進めておりますが、昨年度末の状況でございますと、補助29号線が全体で約17%の用地取得率というところ、例えば補助28号線で言いますと28%というところでございまして、やはり周辺の事業、用地買収が進んでいく中で、それに応じて、目に見て、周辺の方々も事業にご協力いただいているという結果なのだと理解してございます。

○本多委員 進めていく中で、都が代替地をここからここへという、都が示すケースなのですけれども、公共用地の収用による損失の補償金を支払うのが原則ですけれども、代替地を東京都が示す場合に、従来あった土地の価値と、新しくここに移ったらどうかという提案の場所の土地の金額査定に差額が生じたとき、移動する当事者にその差額を払うというようなケースがあるようなのですけれども、これは進めていく中で非常に困難というか、軌道に乗らないのではないかと思うのですが、あり方や総論で伺いますけれども、そういう道路を整備していくときに、金銭で補償するのが原則だと思うのですが、金銭でなく代替地の場合に、新しく移る土地のほうが面積が広かつたり、土地の金額の査定が高かつたりする場合の差額のあり方というのは、一般論というか、進めていく中でどういう扱いになるのか、あり方はどうなのか教えてください。

○多並用地担当課長　　今の委員のご指摘がありました都市計画道路全般的なお話をさせていただきま
すけれども、金銭での補償が原則となっております。ただ、今、その土地での再建が難しい場合には、
構外再築といいまして、別のところに移っていただくことになるような補償になるのですが、そのとき
に、今、ご指摘があつたような代替地になる場合があります。それについては、契約の中で、新たな土
地が、収容の面積よりも、金額は超えないことというのが原則の考え方になっておりまして、なかなか
それが出るような形の契約というのは本来ないところです。ただ、それについては、再建される方と、
その土地のマッチングの関係がありますので、あとはお話し合いの中でどうされるかというのは、また
細かく調整しなければいけない内容かと思います。以上が基本的な考え方でございます。

○本多委員　　スムーズに事が進むのは、やはり等価交換だと思いますので、その辺は区もケアをして
いただきたいと思います。面積が増えるとか坪単価が上がるとかで、その差額をいうのは、あまりス
ムーズに事が運ばないのではないかと、一般論、総論で質問させていただきました。

次に、防災生活道路なのですが、品川区が今考えているのは、幅員が6メートルの整備ですけれども、
拡幅する道路部分の土地を区が買い取るということですけれども、「建物に影響する場合は建物の補償
を行います」と記されているのですが、建物に影響する場合の建物の補償というところについて詳しく
教えてください。

○高梨木密整備推進課長　　今ご案内いただきましたとおり、木密地区で進めております道路整備に
伴って、家屋や工作物があたる場合には、その補償を出させていただいております。具体的な例といた
しましては、何もない更地であれば、土地だけ買わせていただいていることがあるのですけれども、
例えばそこに家のひさしがあたるであるとか、あと門が当たるというようなケースがございます。そ
うした場合には、道路部分から引っ込んで家を改築していただいたり、もしくは門扉を取り壊して、また
新たなものをつくっていただいたりというような費用が発生いたします。そういう費用を、公共用地
の補償基準に基づきまして算定させていただいて、取り壊しの費用、それと、それをまた新しくつくる
のにかかる費用を算定いたしましてお支払いさせていただくというような形で進めております。

○本多委員　　わかりました。

次に、区内の金融機関の事業所内で見かけたのですけれども、そこに木密地域不燃化10年プロジェクト
に関する相談のポスターが貼られていたのです。こうした取り組みというのは、都が金融機関と連
携されているのか、区もそういった支援をしているのか、その辺を教えていただきたいのです。

○高梨木密整備推進課長　　主に不燃化10年プロジェクトでお支払いしております建物の取り壊し・
建て替えに関する助成金のことで、今、周知徹底を一生懸命やっているところでございます。具体的には、
来年度末までと迫りました期限に向けて、より多くの方に制度を利用していただきたいということで、
区内各所、掲示板等も含めいろいろなところに、目立つようなポスターを昨年度作成して、
ちょっと刺激的なのですけれど、家が燃えているデザインのポスターを作成して貼らせていただいてお
ります。金融機関に貼らせていただいた意図といたしましては、やはり建て替えをするときには住宅
ローンを利用される方が多いだろうということで、金融機関にまずご相談に行かれるという方をターゲット
として、金融機関、特に区内の金融機関にご協力いただきて、貼らせていただいたというところでござ
います。

○本多委員　　貼るだけなのか、ちょっと款が違ってしまうからいいです。次の質問にします。

用地の買収が済んだところなのですけれども、東京都で緑のフェンスで囲って、アスファルト舗装を
して、それに暫定利用で区民がマイガーデンをやったりプランターを置く。アスファルトを剥がさなく

ても、ただプランターを置くだけでも使わせてくれないかという話を、過去にも取り上げさせていただいて、東京都は「いいですよ」ということになっていて、あと、品川区のほうの支援をさらにお願いしたいと思うのですが、できればモデル的に品川区が最初に、その利用の仕方としてプランターを置くなど、無理かと思うのですが、いかがですか。

○高梨木密整備推進課長 かねてから議会等を中心にそういう声があるというお話を聞いております。区といたしましても、地域の皆様がどういった形で使いたいのかという具体的なお話をまずお聞かせいただきて、それで東京都建設局としても、都市整備局も含めて、東京都として、できること、できないことがおそらくあるでしょうから、そちらをうまくつなぐ役割を区役所としては担いたいと思っておりますので、今、まず区役所がみずからモデル的にというような話がありましたけれども、区といたしましては、まず地域の方々のご意向をしっかりと聞かせていただきて、それを持って、東京都と積極的に協議してまいりたいと思っています。

○本多委員 次に、327ページのコンクリートブロック塀等安全化支援についてですが、昨年に補正予算を組んで、ブロック塀の除去費助成がスタートしました。品川区のホームページでも重要な情報の中にお知らせがされております。この助成対象なわけですけれども、第42条1項道路と第42項2項道路が対象になっておりますけれども、隣地境界線にも私は必要だと思い取り上げさせていただいているのですが、その後、何か検討などはされていないか教えてください。

○長尾建築課長 道路沿いのブロック塀等の安全化支援ということで、昨年12月から、除却と、また安全に配慮した塀の新設について助成しております。隣地境界の塀につきましては、現時点では、不特定多数の方が通る道路沿いの安全化を図るというところを第一に考えて、助成をスタートしたばかりでございますので、まずはそこに注力していきたいと考えております。また、窓口にご相談に来られた際は、隣地境界線上にある塀の扱いについても、維持管理等、適切に行っていただく。また、道路沿いの塀を除却することとあわせた安全化や除却というところも、あわせてご相談を受けながら、情報提供もさせていただいているます。

○本多委員 昨年の大阪北部地震で、ブロック塀の倒壊により女子児童がお亡くなりになって、男性の高齢者の方もお亡くなりになっている。昭和53年の宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊で非常に多くの方が犠牲になりました。これは、道路境界に限らず、例えば隣地境界のちょっとした広い場所でおばあちゃんと孫が遊んでいるところ、隣地境界線のブロック塀が倒れてきてお亡くなりになったというケースもありました。助成制度を増やせということではなく、危険なブロック塀がなくなればいいと思いますので、やはりそのためには助成制度というのがすごくきっかけになると思いますので、一番の主目的は本当に危険なブロック塀がなくなることだと思いますが、そのきっかけにもなりますので、隣地境界のほうも視野に入れて考えていただければと思います。

例えばこの間の台風第15号の品川区内の被害状況を見ましても、物的被害では、樹木が37件、屋根・塀・外壁等が20件となりますけれども、その20件のうち塀がどれだけあったかはわかりませんが、その塀の被害について、道路境界と隣地境界とでは、区分けはしていないと思うのです。そういう意味から、道路境界のみならず隣地境界も視野に入れていただきたい。要望して終わります。

○大倉委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 307ページ、河川管理費、立会川雨水放流管建設、311ページ、八潮地区の将来像検討経費、それからこれは決算書にはないのですが、平成30年度に出されていた立会川・勝島地区まちづくりビジョン、317ページ、公園・児童遊園維持管理費、しながわ区民公園について、そ

これから337ページ、避難所管理費、非常発電設備保守点検委託等を、順不同で、しながわ区民公園のことをお尋ねします。

以前の予算特別委員会でお尋ねしたことがあります。駐車場の入り口と出口にいらっしゃる方について、利用者の方からいろいろ、本を読んでいるとか居眠りされているとか、ご指摘がありました。こちらにはシルバー人材センターから派遣されていると伺っています。改善するというご答弁をいただきましたが、今年の7月に、この駐車場は機械式になりました。この経緯で、経費削減実現との関係、それからシルバー人材センターから派遣される方の今後との関連からお尋ねします。

先に質問をします。2つ目、これはほかの委員の方もお話ししていたのですが、八潮地区の将来像検討経費です。これも予算特別委員会でご質問させていただいたのですが、平成29年は自治会長などの懇談会、平成30年は管理組合などとの勉強会、そして団地内全ての方にアンケートをとっているというご答弁でした。これらの経緯から、具体的にどのような課題があり、どのような施策につなげていくのでしょうか。現状、今年度はどこまで進んでいるかお願いします。

それから、立会川・勝島地区まちづくりビジョンですが、こちらは今年の3月に、平成29年度から検討されていたまちづくりビジョンが報告されました。このまちづくりビジョン策定時にはアンケートが実施され、その中には、特に子育てしやすい環境、「そう思う」という割合が低かったです。具体的にはどのように事業を具体化していくのでしょうか。現状をお尋ねします。さらに、立会川と勝島エリアの往来に不便を感じるという方々が、アンケート結果では大変多かったです。勝島運河の桟橋についても現状の検討状況をお教えてください。

そして4番目に河川管理費、これは立会川の浸水対策です。こちらは、昨年の台風の高潮時、大雨の高潮時で、河口部があふれる寸前になりました。これは課長に委員会でも質問させていただいて、都に伝えていただき、そして今年度、溢水防止板設置、雨水がこぼれないようにするパネルをつけていただくということで、今年の9月に完成しました。これはどの程度まで浸水を防げるのかということと、周辺の区民の方のお声が区に来ていれば、それが改善されたわけですが、いかがでしょうか。

それから最後です。避難所管理費です。今年度、エアコン、空調が入りました。これも重なるかもしれないで確認させていただきますが、燃料が3日分とありますが、非常発電設備は、空調の利用も含めて3日分の燃料を現状で貯えているのでしょうか。お願いします。

○溝口公園課長 まず、しながわ区民公園の駐車場の関係でございます。委員ご指摘のものは、中央ゾーンにあります、野球やキャンプ場を使われる方の駐車場のことだと思います。ここにつきましては、シルバー人材センターで運用しているような形になります。サービスの向上や、整備することによって人が多くなったといったことも含めて、機械化を図ったところでございます。ただ一方、シルバー人材センターといったところで、高齢者の雇用というのが1つの目的にありますので、雇用形態は変えずに運営していくと聞いているところでございます。引き続き、利用者が快適に利用できるような駐車場サービスといったものについては、シルバーセンターには求めていきたいと考えているところでございます。

○鈴木都市計画課長 私からは、まず八潮地区についてでございますが、昨年度、自治会の方あるいは建物を所有する事業者、それから分譲の管理組合の方々とお話ししながら、区内や地域内アンケートを実施してございます。今年度はそのアンケート結果を地域の方にお知らせしながら意見交換を深めていくとともに、昨年度いただいた中では、やはり将来的な話もそうなのですが、中短期的に、例えば改修の方向性が、団地内で統一性がないとか、そうしたご意見を、お住まいの方あるいは事業者からもい

ただいておりますので、今年度、まちづくりのガイドライン的なところを、今、素案的なところを作成すべく検討を進めているところでございます。それから、やはり機運醸成は長期的な視点に立って継続して取り組んでいきたいというところでございます。

それから、勝島地区・立会川地区の件につきましては、ご紹介いただいたとおり、まちづくりビジョンを公表してございます。これは、地域の方からアンケート、意見交換を重ねながら、地域拠点性ですか駅、あるいは大井競馬場、広域的な拠点、あるいは水辺、運河もございます。こうした回遊性あるいは緑化のラインの結びつきですか、こうしたところをビジョンの中でうたわせていただいてございます。今年度は、その中で特に重点的に進めていくところ、これは国の補助金をもらうために、今年度、計画の基礎的なところの検討に着手してございます。ご紹介いただいた勝島地区と立会川地区の回遊性についても、この中でしっかり検討して、検討を進めていきたいというところでございます。

○松本河川下水道課長 私からは、立会川の溢水防止板のことについてご説明させていただきます。

立会川の河口部につきましては、高潮に対応できる護岸の高さがないため、将来的に建設局が予定しております樋門が完成するまでの間、暫定的な高潮対策をするために溢水防止板を設置するものでございます。高さの設定につきましては、過去100年で想定いたしましたT.P.+2.5メートルの高さを守れるよう溢水防止板を設置したものでございます。

○中島防災課長 避難所の発電機の関係でございます。72時間稼働可能な非常発電機を区民避難所に設置しているところでございますが、用途といたしましては、避難教室、あと体育館の照明、および校長室または保健室などの事務室のコンセントでの電源をとるということで、体育館のエアコンを稼働するような電力は持ち合わせておりませんので、使用自体は想定していないところでございます。

○高橋（し）委員 しながわ区民公園のほうはサービスの向上にこれからも努めていただきたいと思います。

八潮地区と立会川・勝島地区は、今お話があつたように検討を進めていくということですが、桟橋についてもう少し詳しくお伺いできればと思います。立会川の溢水防止板については、地域の方が大変安心して、安全な仕組みになっていますので、こちらは早急に工事をしていただいて大変ありがたかったです。

避難所ですが、体育館の空調を想定していないということは、こちらはどのような対応を今後されていくのでしょうか。その点、お尋ねします。

○鈴木都市計画課長 勝島・立会川地区の、特に勝島地区と立会川地区の回遊性につきましては、やはり運河上に人道橋的なところを、将来的な整備検討をしていくに当たって、今、国の都市再生整備計画という中で、この辺の具体的な検討を今年度から行っているというところでございます。

○中島防災課長 エアコンも含めまして空調対応ということで、災害時にどこまでができるかというのは、検討課題が多々ございますので、今ある設備等を十分研究した上で、今後も考えてまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員 最後の避難所のところですが、もし仮に空調を動かすような発電をした場合、本当に大まかでいいのですが、学校避難所だとどのぐらいの費用がかかりそうですか。

○中島防災課長 まだ試算等しておりませんので、現時点ではわかりません。

○大倉委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 297ページの交通安全啓発費で、狭い区道の交差点についてです。片方は「とまれ」となっていて、もう一方は優先道路ということで「とまれ」になっていません。道路交通法があります

からという意味ではわかるのですけれども、優先道路の片一方のほうも、絶対「とまれ」にしたほうがいいです。徐行でちよろちよろ出るよりも、そんなにスピードというか時間は変わらないですから、四方「とまれ」にしたほうが、交通安全のために絶対いいと私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

その次に、303ページの都市計画道路なのですけれども、区役所を出て階段をおりて、まず左、大井町駅のほうに行きますと、ガードがあって、四つ角があって、四方の横断歩道がありますが、まずそのうちのドラッグストアのほうに歩いて、それから右に行くと、私の足でも、右に行ったときに、もう点滅が始まってしまうのです。これは、高齢者の方だったら大丈夫かという思いがあるのですけれど、その辺についてが1点。

次は、区役所を出て右に行きますと、大崎駅のほうに歩いていくと、めがね橋があって、めがね橋のところに、信号がない横断歩道がありますが、歩行者がとまっていても、まず車はとまらないです。でも、それこそ道路交通法で、歩行者がいた場合、車は一時停止してとまらなくてはいけないです。まずこれをしていません。大崎駅を使う職員の方に聞いても、完璧にとまっていますというご意見はないと思います。あそこの対策はどうするのでしょうか。してくださいという意味でお願いいたします。

それと、313ページの不燃化10年プロジェクトなのですけれども、令和2年までと言いますが、23区は23色のパレットだから、いろいろな特徴がある中で、不燃化特区の支援制度というのは、特に品川区にとっては大事だと私は思っています。令和2年で一応期限は来ますけれども、東京都も関係していますから、区だけではお話しできないと思うのですけれども、これこそ続けていく支援制度だと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

それと、307ページの冬季ライトアップなのですけれども、まず品川区に樹木医は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。私の感覚というよりも記憶なのですけれども、たしか木、樹木も植物で生きていますから、夜は暗いほうがいいというような記憶があるのですけれど。ライトアップは心温まります。でも、夜中、ぴかぴかするのは、樹木を考えたら本当にいいのでしょうか。確認させてください。

○古郡交通安全担当課長 まず交通安全に関してですが、信号のない交差点での優先道路の考え方ですけれども、これは警察庁の交通規制基準というのがありますと、それで決まっていまして、交差点では注意して通行していただくということで、交通安全教育だとか、そういったところで実施してまいりたいと考えております。

○多並道路課長 まず都市計画道路の関係で、今、2カ所お話がありましたけれども、まず区役所の前のガードにつきましては、都市計画道路の中で、もともと9メートルの道路だったのを16メートルに広げるということで、現在も高架橋自体は新しいものになっております。最後、今、既設の橋台と言われる台を壊して、そうすると空間があきます。来年度も予定していますのが、そこの空間をもう少し広げて、安全に歩ける空間と、今ご指摘があったような、横断歩道も右折するような関係になります。この中で、今ご指摘のありましたような状態も、警視庁が実際には信号の時間調整をするので、その辺をよく協議の中でお伝えしながら、より安全に使えるようなところについては調整していきたいと思ってございます。

もう一つの、今度は大崎駅のほうについてでございますが、こちらについても、今後、事業化に向けてということで、現在、都市計画道路の事業認可に向けて検討を進めているところでございます。これについても、今、もちろん区役所のほうから歩いてくると、今度は歩道が逆側のほうしかないような都市計画道路の形態になるので、そこについても警察とよく協議しながら、例えば信号であったり、いろ

いろいろ安全対策は講じながら、進めていきたいと思います。

もう一つの、先ほどの街路樹とライトアップの関係ですけれども、基本的にケヤキであったり桜であったりは、落葉しているところですので、その中のライトアップというのは、葉っぱがない状態ですし、あとはかなり限定された期間ということもありますので、今のところは大丈夫かと思って、我々としては協力させていただいているところですけれども、ご指摘の点は、もう少し長い目で木にとってどうかというのは、もちろん管理者としてはチェックしていかなければいけない観点かと思います。

○高梨木密整備推進課長 不燃化10年プロジェクトでございます。東京都と連携して、今も鋭意、建物の除却、それと建て替えに対する助成という形で進めさせていただいております。まずは来年度末の期限まで、精いっぱい周知啓発を行って、しっかり皆さんに利用していただくというところに注力したいと考えております。

今、委員からもご案内がありましたとおり、木密地域を多く抱える品川区にとって、非常に必要かつ効果のある施策だと認識しておりますので、また期限後のことについては、いまだ東京都から継続についてのお話はございませんが、継続について東京都に対しては働きかけを行っていきたいと考えております。

○溝口公園課長 先ほど道路課長から、街路樹のライトアップによる影響についてお話を伺ったと思います。その質問の中で、樹木医が区の職員の中にどのくらいという話がありましたが、公園課の中に1名、樹木医の資格を持った者がおりますので、やはり道路課・公園課が一体となって、樹木をどういった形で管理していくのかといったものは、連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○藤原委員 よく樹木医と相談してください。よろしくお願ひいたします。

それと、交通安全担当課長、警察庁の考えはよくわかりますが、本当にとまること自体、「とまれ」と書いてあると絶対とまるのです。だけれども、優先道路などというと、ちよろちよろと、やはり徐行というか、出てしまうときがあるので、どうせだったら、とめましょう。こういう意見もあったと、いずれどこかで言ってください。本当に、我が家の近所も細い道が多うございまして、今、スマホなどしていると、歩行者にしても自転車にしても、そんなに前を見ていないのです。だから、法律があるのはわかります。警察庁の考えもわかります。でも、本当に交通事故、特にお子さん等が交通事故に遭ったなどというのも、去年、おととしありましたので、ぜひこれはとまるようしていただきたいと思うので、よろしくお願ひいたします。

それと不燃化10年プロジェクトなのですけれど、これもぜひ進めてください。東京都に、ぜひ働きかけてください。いい施策ですもの。働きかけてください。そして、今後、継続できたら、まだできる前だから、どこかに覚えておいてくださいといいのですが、町名ごとで分けないでください。何丁目、何丁目といろいろと地区で分けても、同じ地区内でも、本当に木造住宅が密集しているところと、大きい家で間隔があるところとか、新しいところとかあるので、町名で分けて一緒にたにしないで、その地域地域で、木を見て森を見る。森を見て木を見る。違ったらごめんなさい。個々に見ていただきたいと思うのですが、木密についてはご答弁いただけますか。

○高梨木密整備推進課長 確かに同じ町丁目の中でも大きな公園があつたり、一方で住宅街は木密だというようなところが、区内にも多く存在しているところは把握しております。また、東京都にもそういったところがあるといったことで、今後も課長級で打ち合わせをするなど、話し合いは継続して東京都とも行っているところです。なかなか現在も、すぐ反映といったところまでには、スムーズにいかな

いかもしれないのですが、そういういた場所があるといったところはしっかり受けとめて、今後のまちづくりに活かしたいと思います。

○藤原委員 防災などの地図を見ると、品川区は4とか5とか、そういう地図が多いじゃないですか。それを、あと10年ぐらいかけて減らしていきましょう。よろしくお願ひいたします。

○大倉委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、330ページの防災費から、災害時要援護者について、福祉避難所等について伺いたいと思います。

先日、私は、肢体障害者全国交流集会に参加してまいりました。多くの方が車椅子で参加されているという中で、防災についても分科会では議論され、発災前、発災後、自分たちはどうするべきなのか、支援としてはどうあるべきなのかということが話し合われておりました。避難所へ行く際に、障害もあるし車椅子だし、福祉避難所へと思っている方がたくさんおりました。でも、品川区の計画上は、障害者でもまずは区民避難所、そして2次避難所、そして福祉避難所という形がとられていると思います。共産党としては、災害時要援護者はすぐに福祉避難所へ行けるようにということを求めてきました。福祉避難所が区内に、まず今、何カ所あるのか伺いたいと思います。そして、またどれだけの受け入れが区内全体でできるのか、合計数を伺いたいと思います。そして、行っても体制がなければ支援は受けられませんので、どういった体制が整えられていくのか伺いたい。そして、食料は当然ですけれども、要援護者の方が行くわけですから、福祉避難所への備蓄というのは、どういったものがどれくらいあるのか伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 品川区内の福祉避難所は、特別養護老人ホーム12カ所、介護老人保健施設2カ所、それからケアホーム西五反田で、高齢者施設が合計15カ所、障害者施設が3カ所で、福祉避難所自体は全部で18カ所になります。

それから、質問の順は前後しますけれども、備蓄品に関しましては3日分を想定しております。今現在、全ての福祉避難所で受け入れが想定されている人数は約800名ということになっております。したがいまして、例えば水ですと7,200リットル、2リットルのペットボトルで3,600本、それから、おかゆ等の食事につきましては7,200食が備蓄されているところでございます。

○中島防災課長 福祉避難所の運営体制についてということでございますが、福祉避難所は社会福祉法人ということでございまして、既に入居等されている方もいらっしゃいます。そこについては、個々の避難所、施設の事情等もございますので、福祉部門とよく連携して対応してまいりたいと思っております。

○石田（ち）委員 そうすると、今、障害者や介護が必要な方でサービスを受けているような方などは、全てを受け入れるキャパシティはないというのが実態かと思います。やはり避難しなくとも済むように、避難するにしても自宅避難にしても、把握が必要だと思うのです。避難しなくとも済むように自宅の耐震化を進めていただきたいというのも以前から求めているのですけれども、そうした方が区内にどれだけいらっしゃるのかというのを把握する必要があると思います。災害時要援護者の把握は、今まで手挙げ方式でされてきたと思うのですけれども、現在もそうなのか、そこを伺いたいと思います。

○中島防災課長 災害時の避難行動要支援者の方々につきましては、名簿をかねてから作成しております。基本的には、その後、個別支援計画等にもつなげていく関係もございまして、やはり本人の同意というのを重要視しております。その同意をしっかりととるというところを、かねてから続けておりまして、その手続に基づいて名簿を作成しております。ただ、いざ発災時は名簿の活用ということは、

法的に認められておりますので、平常時、訓練等を含めまして、同意をいただいた名簿を活用してまいりたいと思っております。

○石田（ち）委員 そうすると、個別支援等も進んでいるということですけれども、名簿作成はどれだけ進んでいるのでしょうか。

○中島防災課長 個別支援計画は、区が全部把握するのはなかなか難しいところではございますが、今、避難行動要支援者の支援事業というものを、これまで、今年度を含めまして4年間、行っているところでございます。その中でモデルケースとして作成している個別支援計画につきましては、過去、昨年度までの3年間で、42人分、作成しております。今年度も同様に事業を続けておりますので、その件数が増えているというところでございます。

○石田（ち）委員 今、42件ということでおよかったですでしょうか。3年間で42件、大変少ないのでないかと思いますし、本人の了解が必要ということですけれども、現在、介護サービスを受けている方や障害者の支援を受けている方などは区でもわかっていると思います。それで、個別支援をつくるに当たっての避難行動要支援者の、国が出している指針においては、手挙げ方式や本人の申請を待つではなくて、支援する側から、この人は支援したほうがいいと思ったら、名簿に記載することを区に要請できるとも書かれています。やはりそうしたことでも進めなければ、もっと積極的に進むと思うのですけれども、そうしたことはされていないのでしょうか。それで、また福祉避難所に直ちに避難できるようにと求めてきたのですけれども、先ほどもほかの委員への答弁で、早期に開設できるようにというお話をしました。早期に開設できない理由は何なのか、伺いたいと思います。

○中島防災課長 先ほど私のほうで、個別支援計画のほうの数字を申し上げまして、申しわけございませんでした。災害時の名簿に関しまして、同意をいただいた方の名簿の人数といたしましては、直近では5,054人分となっております。対象者の全体としては1万5,102名となっているところでございます。あと、福祉避難所の早期の開設というところでございますが、職員の対応も当然ありますし、また施設の事情等もございますので、そちらについてはよく調整して、少しでも改善できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○石田（ち）委員 そういう答弁をずっとされているわけです。やはり、支援が必要な方が次々移動するというのは本当に大変なことです。それならまず福祉避難所に行きたいという思いは、重々わかりますし、当然だと思うのです。そういう教訓が、東日本大震災や熊本地震でもあったのではないかでしょうか。熊本地震では、安否確認をし、避難行動に移り、そして避難所生活、生活再建まで、全部を視野に入れた支援計画を立てていくことが、これから必要だということが言われていますし、避難所における災害時要支援者支援のための人的確保も、今、急速に必要だということも言われています。開設までに3日ほどかかったという熊本地震のこうした教訓をしっかりと反映させていくことができるのか、発災前の準備だと思います。やはり多くの死者を出してしまった災害時要援護者の命を救っていくためにも、事前の準備、予防の観点から進めていくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中島防災課長 先ほど申し上げた個別支援計画でありますとか、さまざまなもの、あと福祉部との連携もよく図りながら、問題については改善するほうへ調整は進めていきます。

○大倉委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は、337ページの避難所管理費、それから時間があれば331ページの感震ブレーカーにいきたいと思います。

避難所管理費については、いろいろな議員からも出ましたけれども、昨年は北海道胆振東部地震での

ブラックアウトを受けまして、今年度予算では大変スピードイーに、蓄電池、また発電機等も用意していただいて、非常にありがたいわけですが、その中で先般の台風第15号によりまして、まさかあんなに停電長引くとは思わなかったわけですが、大変暑い中、冷房が使えないという状況が続く中で、私も、品川区はいざというときに大丈夫なのかというのにはやはり大変に感じました。それで先ほどからの答弁をお聞きすると、今、52カ所の避難所で設置されている非常発電機は、電気等の電源として使用はできるけれども、冷暖房は厳しいというお話をありました。そうなると、今回、リース契約されたと思いますけれども、蓄電池も基本的にはスマホ等の充電ということなので、それが例えれば体育館等の広い場所ではなくても、学校の例えれば教室1つ、または地域センターに置かれている発電機、蓄電池で、部屋の1室だけでも冷房が使えるかどうかというのは、今、確認できていますでしょうか。

○中島防災課長 今年度、新しく配備いたしました蓄電池はリースでございまして、そちらについてはスマートフォンの容量でございまして、部屋の空調などを賄えるような出力があるかどうかというところの具体的な検証などは、まだ実施はしていないところでございます。

○たけうち委員 台風が起きてから、もう1カ月近くたっています。それは、別に課長だけの責任というか問題ではないと思うのですが、やはり区全体で課題として、今、熱中症が多くなって、また暑い、すごい温暖化の時代の中で、実は私も実家が千葉県にございまして、母が1人でいるのですが、母から電話がかかってきて停電だということで、私も行きました。幸い、漏電ブレーカーが落ちているだけで、それを上げて助かったのですけれど、本当に1日冷房を使わないだけで、真夏は本当に地獄なのです。そうすると、やはり昔は今の非常用発電みたいに、電気を確保しよう、電源を確保しよう。それで昨年度の地震を受けて、スマホの電源を確保しよう。スピードイーにやっていただきて、いいのです。ただ、今回新たに冷房がきかない。そういう危険性が出てくるという中で、今あるものが、そういう形で使えるのか、使えないのかというのを、何でこの段階で確認しないのですか。私は、それはもう怠慢だと思います。その上で、今使えないのだったらどうするのだと。区として、それは申しわけないけれど、学校の避難所、また区役所等では、冷房はそういう場合にはできませんと。では自助でやってくださいでやるのか。それとも1室だけでも使えるようにするのか。さっき言った災害時要援護者の方、我々みたいな健常者ならまだ二日、三日、我慢できるけれど、高齢者、災害時要援護者などは、本当に1日で死んでしまいます。そこをどう確保するのか、もしくは確保しないのだったら、しっかりとそこを区民にお願いするのかというのを確認するためにも、今ある品川区の設備でどこまでできるのかというのをチェックしなければダメじゃないですか。課長だけに言っているわけではないけれど。それで、それが今足りないのだったら、では新たな発電機。今、性能がいいのがあるのです。冷房が使える発電機も、今、お金を出せば買えます。そういうものを今、では買えるのかという判断も、検討しなければいけない。今答えが出なくともいいのだけれども、検討していなければいけないと思うのだけど、なぜそういうことが、今、1カ月もたって、お答えが「わかりません」と。1週間、10日なら、まだあれだけど、1カ月たっているのだから、その辺の答えをここで何で出していただけないのかと、非常に残念なのですけれど、答弁をお願いします。

○中島防災課長 先ほどの答弁で、リースしている蓄電池につきましては、冷房は使えないと考えているところでございます。委員ご指摘のとおり、今回の課題は空調というところがクローズアップされて、どのような形の解決策がいいのかというところは、なかなか検討が必要なところでございます。引き続き、スピード感を持って検討は進めていきたいと思っております。

○曾田災害対策担当部長 台風第15号から1カ月たちまして、我々もこれまでずっと検討してまい

りました。やはり電源の問題につきましては、国とか都とか、上のほうでしっかりとやってくれないとできないと、本質的にはそうだと思います。ただ、できることとして何があるか。発電機を使って、1室でも冷房がきけばいいということも考えましたけれども、やはり発電機では無理だと思っています。であれば、現実的な方法としては、車やマイクロバスなどでエンジンをかけて、エアコンのきく空間をつくって、そこに危ない人を収容する。そういうことを考えたい。もしそれで足りない人については、ぬれたタオルだとか、あるいは送風だとか、いろいろなあらゆる手段を使いながら、日陰をつくったりミストをしたり、さまざまな手段をやりながら、やっていかなければいけないということで考えています。また、電源についても何とか確保したいと、今、考えているところであります。

○たけうち委員 部長も多分、ご出身が大変な被害に遭われた中で、本当に大変だったと思うのですが、私も昨年、電気自動車のお話もしましたけれど、電気自動車だけに限らず、やはり車の中というの非常に冷房がききますから有効だと思うのです。今、品川区はトランク協会と協定を結んでいて、これは物資の輸送や運搬等をやるのであれですけれど、例えばバス協会、またバス会社、東急や京急などありますから、例えばこういうところにお話をしても、災害時にそういうバスを、冷房を使えるように提供してもらえるかとか、昨年も言ったけれども、自動車販売店、ニッサンだとかトヨタとかありますから、そういうところとも協定を結んで、何か確保策ができるのかとか、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。これは要望させていただきます。

それから、さっきトイレの話も出ましたけれど、これは昨年、私は決算特別委員会で、トイレの件についても、さっき別の委員よりご案内がありましたけれど、国土交通省のホームページの下のほうに、今、トップ画面に、トイレについて張られているのです。ここをクリックしていただくと、非常に細かく、漫画や動画で出ています。それで、いざというときに、どうやって確認するのか。去年も言ったのですけれど、熊本地震で益城町で実際に起きて、それを確認されているケースが漫画で出ているのです。それで、これも去年言ったけれども、マンションについても、マンション防災士がいて、この方は自分のホームページ等でやり方を紹介しているのです。去年、違う課長だったけれども、「こういうものを参考にして、トイレに対してしっかりやってください」と言ったときに、「わかりました」と言われたので期待していたのだけど、紙面の関係で、どうしてもスペースが限られますから、ああいう形になつたのだと思うのです。一歩前進だと思うのだけれども。今後はもっと細かい内容を、例えばペットについても冊子をつくるのだという話もちらっと出ていたかと思うけれども、トイレについても、ちょっとした小さい冊子でいいと思うのです。そこにそういう内容を書いたものを別途つくってお配りするとか、そういうことをやつたらどうでしょうか。ご見解をお願いします。

○中島防災課長 トイレの確認方法について、さまざまあるということで、そういうものは冊子というご提案で、ちょっとすぐお答えはあれですけれど、そういう形で、今、さまざまなものがあるということでございますので、しっかりとそういうものはPRというか周知の中で活用させていただきたいと思っております。

○たけうち委員 最後になりますけれど、感震ブレーカーについては、非常に今、簡易型が導入されて、助成されて、ほとんど高齢者はもう10分の10で、100%補助になっているわりには、実績はちょっと厳しいようなこともあります。我が会派でも要望していますけれども、そろそろこういった状況を見て、地域を広め、もっと対象範囲を拡大したらいかがかと思うのですけれど、一応お答えいただきます。

○中島防災課長 感震ブレーカーにつきましては、今年度、簡易型を導入したところで、実績につい

ては、やはり分電盤のほうが多いところでございます。エリアに関しましては、引き続き不燃化特区における普及率向上に努めて、今のところ対象拡大は考えていないところでございます。

○大倉委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私からは、311ページ、水辺景観重点地区、そしてその検討委託についてお話をさせていただきたいと思います。

天王洲は、まち全体がミュージアムのような天王洲アイルということで、アートをキーワードにした催し物がいろいろと行われております。その中の一つで、先ほど来、出ましたけれど、国の委託でキャラクターアートモーメントが行われ、しながわ水辺観光フェスタも品川区の共催で行われ、また品川区の補助事業を活用させていただいて、インバウンド向けのナイトクルージングが、まさにこれは今日から始まっていくと思っております。こういう形で、いろいろ今、動きが出てきている中で、本当に皆さんもいろいろな形でやっていただいて、景観法第8条第3項関係の中で、景観の方針というのを決めていただいて、水辺を活かした景観形成、また風景を活かした景観形成とか、魅力あるウォーターフロントの形成、これはボードウォークなども入っていたりしておりますが、これにプラスしていただいて、都市空間の形成、アートの映える町並みの形成という形で、この水辺景観形成特別地区において、今、皆さん一緒にやっていただいているということあります。

この中で、何といっても屋外広告物条例があるので、アートをやろうといつても、今、アートをいろいろやっておりますが、これは1年でという話もあったり、ボードウォークを活用しているけれど、イベント的なところではいろいろできるけれども、それでは通常的にいろいろな形ができるのかというと、なかなかこれも今は難しい状況があります。これはもう、ある程度、制限があることは、いたしかねないわけでありますけれども、せっかく水辺景観形成特別地区にしていって、地域の方ともいろいろ話をしていく中で、行政側もどういう形でこれを活かしていく、どういうまちを、今はまちというか、どういう規制を緩和して、いろいろな形をやっていこうとお考えになっているのか、お聞かせいただきたい。

○鈴木都市計画課長 天王洲地区の景観の取り組みでございますが、今ご紹介いただきましたように、10月1日から天王洲地区を、景観計画に基づく重点地区に指定しまして、取り組みがさらに進められていくというところでございます。天王洲地区は、いろいろご紹介いただいたように、デザイン、アート、壁面を使った大型の展示を行ったり、いろいろな取り組みを鋭意、先進的に進めていただけます。そうした一方で、やはり屋外広告物条例がございまして、今までには一定程度、条例の特例許可的なところを申請していただいて、その中で一件一件、期間は限定的な掲示になりますが、魅力あるまちづくりを地域で進めていただいたわけなのですが、やはり一件一件の申請の中で、品川区の景観の審議会や、東京都の屋外広告物の審議会の中で、やはり地域のほうで一定程度の方針というか、まちづくりをしっかりと定めていただきたいというお話をも受けて、今回、その中で、水辺景観形成特別地区、景観の重点地区化というのが、一定程度、区としても地域の方の声を聞きながら示せたのかというところで、今後は一件一件の特例許可の手続が大分スピーディーに進んでいくということも考えられますので、そうしたところを、地域と一緒に今後も考えていきたいというところはございます。

○石田（秀）委員 本当にありがとうございます。地域の中での許可が非常に、行政側も入っていただいて、これがスタートしていくということでありますので、これをぜひ育てていただきたいと思っております。その中で、国土交通省が6月26日にウォーターカ布尔推進都市というのを発表しました。これは、160団体が今、賛同している。品川区も手を挙げていただいておりまして、ホームページには「品川区」と載っております。だけど、これをよくよく聞くと、多分、旧東海道のことなのかと思って

おりますけれども、その中で、天王洲地区もウォーターフロント推進都市のモデル地区にしていきたいという話も聞きますが、モデル地区になれたほうが、今言った地域の許可の部分と、そういう意味のウォーターフロント推進都市のモデル地区になれるということになれば、このほうがメリットが非常に多いのではないかと私は思っております。このメリットの部分はどう考えるのかということであれば、それは逆にモデル地区にしてもらうように活動を起こしていくとか、そういうほうがいいのではないのかと私は思っております。

いろいろなことができることによって、私は、最終的には、大崎エリアマネジメントではないけれども、（仮称）天王洲エリアマネジメントみたいな形のものができていくことが、本当の意味の、天王洲でいろいろなことを、一緒になって地域の中でやつていける。こういう形になっていくと思うので、その辺を含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木都市計画課長 今ご紹介いただきました、国が進めてございますウォーターフロント推進都市というか、これまで歩きやすいまちというのが、例えばバリアフリーの観点だったのですけれども、歩いてみたくなるまちというところで、国が今、先進的に取り組みを進めていて、ご紹介いただきましたように旧東海道、品川区はまず1件目ということで、手を挙げさせていただいたところでございます。

天王洲地区についても非常に魅力的な取り組みが、今、進められてございます。旧東海道からも近く、エリア内をしっかりと歩いてみたくなるというところでは、目指すところは、地域の方々も含めて同じところなのかというところもございますので、国のはうは、この取り組みを今後どういう形で発展させていくかは、これから検討していくと。いろいろなメニューも出てくるのだと思いますので、区としても地域の方と地域の声をお聞きしながら、2件目として手を挙げさせていただくか検討していきたいというところでございます。

それで、エリアマネジメントのお話もいただきましたが、景観重点地区化に当たって、地域に、まちづくりに取り組んでいる方々で組織するデザイン会議というのを、区が事務局をしまして立ち上げてございます。このデザイン会議の中では、重点地区化で届け出が出される建築行為に対して、いろいろ意見、アドバイスをいただくとか、デザイン会議では学識経験者の方も入っていただく予定になってございますが、そうした会議体を今後、まちづくりという視点からどう発展させて、地域のエリア内、いろいろ開発の中で、広場ですか、いろいろな整備をしていただいている。そうした管理、運営についても、今後、このデザイン会議を発展的にどう展開させていくかというのは、地域の方といろいろ意見交換をしながら検討していきたいというところでございます。

○石田（秀）委員 これはこれで終わりにしておきます。

次に307ページ、水辺の利活用、先ほど舟運の話がありました。舟運の実験で、今やられているのだけれども、やはり舟運に、今の状態で実験をしていただいた方から話を聞けば、やはりどうしても思うような結果が出ていなかった。これも事実だと思っております。その中で、例えば品川区には屋形船があつて、また、それから目黒川のお花見もあると、そこから出て、そこへ戻ってくる。屋形船もあれば平船もある。では、これをどうやって使っていくのかというのが、これからの、舟運については勝負なのだろうと思っています。

その中で、どうしても今、こういう実験がうまくいかないのであれば、せっかくオリンピック・パラリンピックがある。このときを契機に舟運を進めていかざるを得ないのだろう。今、水上タクシーが、はしけ協会を中心にやられている。私は、これに非常に興味を持っています。オリンピック・パラリンピックのとき、それから、レガシーとしてもそれを活用していくのではないか。そう思っています。

その中で、2点間の不定期航路はなかなかうまくいかないし、3日以上、そういうのをやれば、定期航路にしていい。これもなかなか難しい話であります。その中で、では東京2020大会を契機にやっていこうというのであれば、これは本当に、警備の話はよくわかるけれども、海上保安庁も港湾局も、オリンピック・パラリンピックでもすごく後ろ向きに感じてならないです。でも、そこがせっかく水上タクシーも今あるのであれば、ここがどういうふうになっているか。これをうまく使わなくてはいけない。そう考えると、品川区だったら、やはり五反田、天王洲、大井競馬場をうまく舟運できるように、まずこれを活用していただきたいのと、それにプラスして大井ふ頭中央海浜公園の桟橋もある。ここまで人を運んでもらえば、なぎさの森を抜けると、すぐ会場につくわけです。それから、その方々をしながら水族館に運んでもいいということも考えるのであれば、オリンピック・パラリンピックのときを1つのきっかけ、これがレガシーになるかもしれないわけで、そこまで話を進めていただきたいと思うのだけれども、この考え方をよろしくお願ひします。

○古巻文化観光課長 まず来年のオリンピックに際しての舟運の考え方でございますけれども、区といたしましても、せっかく桟橋の整備が進んできているというところもあり、またオリンピック・パラリンピックの会場が、水辺、ウォーターフロントを中心に展開しておりますので、こちらをうまくつなぐような形で舟運を何かできればいいかということは検討しておりますが、まだ具体的なところは、この場ではお話をなかなかできないところがございますけれども、しっかりオリンピック・パラリンピックを契機にした形で、舟運について、まずは期間中何ができるかということをしっかり検討してまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員 私がいろいろな形でお話を伺っていると、もちろんこういうことがあって、我々もいろいろな関係者にいろいろ聞くと、議員にも聞くと、どうもみんな弱気だ。港湾局や海上保安庁から、弱気の話しか返ってこなくて、「頼むよ、そこが一番やってくれないと困る」という話はしているのだけど、ぜひそこは突破口を見出していくだけで、それが実るような形をしていただきたいと思います。

もう一点、最後に、これはもう314ページ、都市開発費で、羽田空港アクセス線計画の話をさせていただきたいと思います。3つのルートを東京貨物ターミナルで、1つにして運行していきますということであります。これは、地域の方々にはさまざまな意見があることはもちろん承知しております。それから、20年から30年後に建て替えが来るのだろうということであって、品川区も一団地規制を外したという中で、50年先を考えていくとなると、私は、八潮地区には駅をつくったほうがいい。これは品川区長期基本計画にも1行入っているわけで、私はこれが入っていてよかったです。

このことは、ゼネコンにもちろん私は話を聞いたけれども、工事としては、できない工事は絶対にないと言っていました。やれない工事はない。ただ、お金の問題はある。だけれども、もしその気になれば、八潮地区に駅をつくることは可能だ。それがゼネコンの意見です。それは、ただの意見だからわかりません。だけど、先ほど来言っているように、ガイドラインとか、いろいろなことをお考えになって、品川区長期基本計画にもある。私は、ここにはいろいろなご意見があるのもわかっているけれども、やはり50年先のことを考えたら、あそこは全体で、いろいろな形で建て替えを30年後にしてくる。そういうときには、やはり駅があったほうがいいと思います。私はそう考えておりますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

○鈴木都市計画課長 羽田アクセス新線は、JRが、今、3ルート、東京の方面に向かう、あるいは渋谷の方面、あとは臨海部に向かう方面というところで、先行して、東京に向かうルートについて、今、

環境アセスメントが進められているところでございます。やはり鉄道新線の影響は、なかなかすぐ目に見えてというところはございませんが、やはり長期的な視点も、委員ご指摘のとおり必要かと思います。その中で新駅については、いろいろJRとも、意見といいますか、状況を確認しているところですが、技術的に非常に課題が大きいところもあると。特に、渋谷に向かうルートについては、臨海線を一部活用するということも想定されるだろうというところで、貨物線は地上線というところになりますと、地下から地上に向かって進んでいくときに、どうしても非常に深い深度を通るというところもございます。そうしたところもいろいろお聞きしながら、やはり新駅については、JRに今後しっかりと要望していきたい、意見交換をしていきたいというところでございます。

○大倉委員長 最後に、大沢委員。

○大沢委員 314ページ、都市開発費と、330ページ、防災費についてお伺いします。

最初に防災費なのですけれども、先ほど、たけうち委員からも出ましたけれども、私にも千葉県に親戚がおりまして、救助に行ってまいりましたが、そのとき現実を見るにつけ、信号機はつかない。もちろん停電でありまして、水の供給もストップしておりました。ガソリンスタンドに寄りましたところ、電気が使えないでクレジットカードも使えない。このような状態を念頭に、後々の新聞紙上等で、千葉県の対応する職員の絶対数が少なかったということで、機敏に、迅速に対応できなかつたということが書いてありました。やはり行財政改革の流れの中で、自治体も職員を絞ってきたというか、セレクトしてきた結果だと思うのですけれども、その行財政改革の観点と、防災上の観点には乖離があるのですけれども、品川区は災害時に、千葉県のような対応にならないようにしていらっしゃると思うのですけれども、そのところの取り組みを教えてください。

○中島防災課長 まず千葉県で今回、台風によって停電等発生したところでございまして、それに対応する人員というか、罹災証明の発行等も含めまして、区では、地震も含めまして、業務継続計画を持っております。区民の生命・身体を守るところを中心としまして、2,500名で当初はやはり対応せざるを得ないかというところで考えております。その後、応援等も順次入ってくると思われますので、応援職員も入れながら災害の対応に当たるような形で考えております。

○大沢委員 これは防災ですから、これから都市開発が本丸でありまして、武蔵小山駅周辺のタワーマンションのことについて、二、三、お伺いしたいと思いますが、今、現状では、タワーマンションについて、先ほど来ありました停電のときにどうするかという質問をさせていただきたいと思うのですけれども、東京都によりますと、基本は在宅避難ということで心得ているつもりであります。それで、防災、東京都の計画によると、停電は7日間、そして水道等々の復旧については、おおむね30日かかるというようなことが出ておりますが、その間にタワーマンションの住人は在宅で避難しているわけですけれども、考えられる、想定される困難については、どのような想定を役所ではしていらっしゃるのか教えてください。

○稻田都市開発課長 武蔵小山駅前の再開発、12月には1棟完成するというところで来ておりますけれども、災害時は、自家発電で、復旧までのある程度の期間はできるのですけれども、長引いた場合の想定というところになりますと、やはり階段や、そういうものを使わないといけないという状況は出てくると考えられます。そういう中におきましては、管理組合等々で、そういうコミュニケーション等を使う必要があるのではないかとは考えております。

○大沢委員 そういう物理的なものに対して、コミュニケーションという、非常に観念的、概念的なもので対処はできないと私は思っておりますし、そのところは、やはり地域あるいはタワーマンショ

ンの人のきずなで助け合いましょうというのですけれども、助け合うにしても限度があると思うのです。では我慢してもらえるのか。我慢にも許容限度というのがあるのですけれども、そのあたりのところをどのようにお考えになりますでしょうか。

○稻田都市開発課長 非常電源はあるので、エレベーター等は動くのですが、長期化した場合でございます。ある程度の期間は動くというところですが、それを超えた場合のことを私は先ほど言ったのですが、今後その辺は管理組合や、そういうところにおいて、しっかりと、非常時のマンションのあり方等々は話し合っていければと思っております。

○大沢委員 今、非常時のマンションのあり方ということですけれども、区の防災ハンドブックにも、タワーマンションの災害時のということで書いてある。その分はもう用意できているはずです。今おっしゃっていた非常用発電機は、あくまでも非常用でありまして、非常用の避難通路とか非常用のエレベーターに対応するための非常用電源でありまして、一般用のエレベーターは使えなくなるわけです。そのような状況にあって、居住者の方は大変ご苦労されると思うのですけれども、それに対する対応はどのように考えていらっしゃいますか。

○中島防災課長 長期間のエレベーターの停止による避難生活、在宅避難の関係になると思います。エレベーターの復旧にやはり時間がかかるということもございます。繰り返しになる部分はありますが、やはり自助ということで、在宅で避難可能な、やはり水、食料、トイレ等の備蓄を、これまで努めてお願いしてまいりました。また、共助ということで、フロアでの備蓄でありますとか、マンション管理会社との連絡体制等というところ、なかなかマンションによって、意識等もまちまちではございますが、区としましては、アドバイザー派遣等を活用しまして、啓発を行っていきたいと考えております。

○大沢委員 私が聞いているのは、そのときにどうするかということで、啓発活動はもちろんやっていただきなければいけないのですけれども、そういうときに迅速にどう対応するかということ。先ほどの千葉県の例にもあったように、ライフライン、停電してしまうわけであります、そこでなおかつ在宅を強いられるという事態に陥っているわけです。そういう方たちに、いかにそういう期間中にしっかりと身を守れるかというような話を論じてもらいたいと思っておりますので、そこらを含みおきいただき計画を立てるなり、今後の議論の焦点にしていただきたいと思うのですけれど、どういうふうにお考えでしょうか。

○稻田都市開発課長 武蔵小山パルム駅前地区のビルの事例で、今度でき上がるビルについてお話しさせていただきますけれども、各階に居住者用の防災倉庫というのがございまして、そういう形の防災対応というところでは考えております。そこで、ある程度の備蓄し、電気が来ないときにも、ある程度はそれでやっていくという状況です。

○中島防災課長 あくまで自助・共助というところでお願ひしていますが、やはり限度があると思います。そういう場合は、いわゆる区民避難所への避難というところも我々も想定しているところでございますので、自助・共助、あと避難所という体制で、災害時の対応をしていきたいと思っております。

○大沢委員 自家発電機の点検を委託していて、これは必ずどこのマンションでもされていると思うのですけれど、その確認をさせてください。

○中島防災課長 いろいろご説明させていただいたところでございます。やはり今回、台風第15号による長期間の停電、これまで防災計画上、想定していた以上の長期間の停電という事象でございました。区としましては、新しい課題として捉えて、これまで以上の防災対策の検討を進めていくところで考えていきたいと思っております。

○大沢委員 防災対策もさることながら、タワーマンションに特化した対策もより必要になってくると思われますので、そのところもお願いしたいと思います。

それと、今度は稻田都市開発課長になろうかと思いますけれども、他の委員からも何回も出ているように、武蔵小山駅の武蔵小杉駅化、要はキャパシティー、乗降客の需要と供給が合わなくなるということで、取り組みは再三伺っておりますけれども、そこを改めて、今、どのような対策、対応を立てているのか教えていただきたいのが1つ。

あと、東口から西口へのところは空洞になっていますので、ごくまれですけれど、風の強い日に非常によく風が抜けるわけであります、そのところは役所に情報が入っていらっしゃるかどうか教えてください。

○稻田都市開発課長 武蔵小山駅の混雑でございます。今現在、まだタワーマンションは開業していないのですけれども、既に駅自体は、もう電車が満杯という状況がございます。そういう中におきましては、東急電鉄と情報共有等をやってきて、東急電鉄は今後、自社の電車を6両編成から8両編成に変えていきたいと言っております。引き続き東急電鉄とは、混雑解消に向けた話し合い等はやっていきたいと考えております。

それから風の問題でございます。設計時点での風洞実験等を行いながら、防風植林等をやってきたのですけれども、今後、完成してから1年間、風をはかるようにしております。風を測定して、計画と実測が違うというところ等は対応していきたいと思います。

○大沢委員 最後に、これがキャッチコピーで、「日本一、感じのいいタワマンへ。」、「都心のそばなのに空がこんなに広いなんて」「人生は、このタワマンで変わる」と、3つキャッチフレーズがありますけれど、これについての感想を聞かせていただいて最後にいたします。

○稻田都市開発課長 販売する会社がそのようなキャッチフレーズをやっているというのは知っております。私の携帯にもそういう宣伝も入っております。そういう意味では、武蔵小山が知られていくというキャッチコピーにおいては、努力しているのかと感じます。

○大倉委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時32分閉会

委 員 長 大 倉 たかひろ